

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-148）、MOX燃料加工施設（1-152）」

2. 日時：令和4年7月28日（木） 10時00分～12時20分
13時30分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、岸野主任安全審査官、津金主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、藤原主任安全審査官、武田安全審査官、高梨安全審査専門職

日本原燃株式会社 大柿 専務執行役員 再処理・MOX燃料加工安全設計総括
他24名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ
グループマネージャー 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門
原燃計画グループリーダー 他1名

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループ
担当 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和 2 年 1 月 24 日）

「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

- ・ 令和 4 年 7 月 21 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 7 月 22 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 7 月 26 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 7 月 27 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁の竹田です。それではただいまから日本原電とのヒアリングを開始いたします。
0:00:07	本日のヒアリングは、令和2年12月に申請があった。
0:00:12	設工認申請につきまして、これまでに受理している資料をもとに事実確認を行うものになります。
0:00:20	まず規制庁側の出席者紹介いたします。
0:00:24	ウェブからの参加ですが、コサク、
0:00:29	オオハシ、ツガネ、キシノ以上になります。
0:00:33	本庁側の出席がタカナシ a ハバサキカミデフジワラ。
0:00:40	タケダ以上になります。
0:00:42	それでは日本原燃の方から、出席者の紹介と議題の構成達成目標、
0:00:48	組版について説明をお願いいたします。
0:00:53	はい。日本原燃中浜でございます。
0:00:56	日本原燃側の箇所を紹介いたします。
0:01:01	スダ。
0:01:02	村山。
0:01:04	小松。
0:01:05	谷口。
0:01:07	伊藤。
0:01:08	石原。
0:01:10	カサモ。
0:01:12	キクチ。
0:01:13	トヨカワサトウ。
0:01:16	オオハシ。
0:01:17	ヒロタニおかしい。
0:01:20	アッセ
0:01:21	後、
0:01:23	お話。
0:01:24	内野。
0:01:26	中浜。
0:01:28	以上となります。
0:01:30	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、現在画面共有させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:37	次、長滞事故の 00-02。
0:01:41	十時 02。
0:01:43	通信 0002 の 1.2 S s
0:01:48	新 1 と 2 節の 01。
0:01:53	続けて一番の 00-02。
0:01:57	津波 00-02 となります。
0:02:01	それでは重大事故側からの方、説明を実施させていただきます。
0:02:08	はい、上西原でございます。
0:02:10	土井 0002 レビジョン 17、7 月 24 日に提出をさせていただきました。
0:02:21	この資料ですが、まず別紙 1 とですね、別紙 4、1 まで説明して、説明を一旦区切らせていただきたいと思いますあと 1 点 S E S 関係の設備ということで B C M 日報、
0:02:36	1102 ですかね、ここでつなげていきたいと思います。よろしくお願ひします。
0:02:42	はい。十時 02025 でございますが、前のヒアリング影響にございましてあとは、基準値 01 でのやりとりというも踏まえた上で記載の
0:02:55	見直しというのをさせていただいてございます。右下 6 ページから別紙 1 の本体が始まってございます。宇部 C T O 2 社 6 ページでございますが、
0:03:06	これ言葉遣いの修正ということで構造等と書いてあったところこれは直接的に読めるように、木製の加工施設を設定する事業所ということで、
0:03:18	加古再処理事業所と対象が明確になるように記載を修正をさせていただいてございます。またこの下、6 ページと 7 ページに跨って、6 ページの部分は青井入江強化本部。
0:03:31	2 ページからと書いてありますところでございますが 017 と、これと許可本の最終丹を合体させた形で基本的方針の構成というのを、
0:03:44	やっているものがよりわかるようにということであと主、この基本設計方針の修文というのをさせていただいていると、いうことでございます。
0:03:52	はい。
0:03:54	同じようなところが何かクソがございますが右下 9 ページ、
0:04:01	協会の本部を見ていただきます。一番 4 番のところで、鍵括弧の個別の括弧 (1) ①重大事故の発生を仮定するというテーマに、許可のときに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:13	事故選定の過程でやっていた内容これが前提として、既設工認では、いろいろな条件を用いているということもありますので、当該箇所については、
0:04:25	設工認上特段記載をしておりませんので、行政投資のところ見ていただきました。いずれ申してごさいます事業括弧変更確保とじ許可を受けたということで、
0:04:36	許可でも確認していただいた場合を受けた形でも、料金設定にするというのがわかるように終了させていただいてごさいます。それは10ページ以降の準備の方でありますということでごさいます。
0:04:51	続きまして、右下11ページでごさいます。これは十時01のところ、許可からの展開ということで、先ほどの見解を受けた通りといったところで同じでごさいますがその部分で、
0:05:07	重大事故の共通設備がないということの説明の中でも、国会でのやりとりがわかるんだということで、記載を拡充させていただいた箇所がまた、滝井所。
0:05:19	小田島。はい。
0:05:22	続きまして、同じようなところが二十三、四ページごさいます。
0:05:28	はい。
0:05:31	別紙につきましては、
0:05:36	あとは、
0:05:41	下64ページでごさいます。
0:05:48	すいません何か飛ばした気がします。右下64ではないです。
0:05:53	右下55ページです。すいません。
0:05:56	右下57ページ、後で一遍に載せて話が出ると思いますが、下司医師のところの本文のところ、反転項目、実施要領とする重大事故等に対する
0:06:09	施設の耐震設計のところでごさいます。許可の方も、(4)とあって12と、
0:06:17	一番、重大事故等の金等の請負者の選定において、数をする設備が書いてあるところ、これが何を言いたいのが、よりわかるようにということで記載を拡充をさせていただきました。
0:06:32	V O Gのところでごさいますが事業括弧変更括弧閉じ許可における重大事故の発生を仮定する際の条件の設計に、重大事故の発生算スズキの特定において、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:44	基準地震動 S s - 1 の場合の実施要領を、を考慮した際に、金日置布施設計とした設備だということで、記載を拡充をさせていただいてございます。
0:06:56	合わせて5分のところじゃ、適正化ということで、
0:07:01	a ポツについては重大事故等が発生しないということの条件になりますので語尾を適正化させていただいたと、いうことでございます。
0:07:10	はい。なし。
0:07:14	下の表見て現行同じような表現のところは、このように修正をさせていただいてございます。59億10、
0:07:22	62と違うところが同じような見解でございます。
0:07:27	はい。
0:07:30	63名ですかね。20のところがございます。
0:07:33	続きまして右下64ページ8.2.7可搬型重大事故等対処設備内部火災に対する防護設計ということの方針ということで、
0:07:45	4、47日の議論の中で出た話ではありますが、全体の中での内部火災に対するせんでここでブルーの役割分担で打っていること。
0:07:57	ということで、DSF設備に対する内部火災の設計方針というのは多くは、基本設計方針にいきますと、5ポツの火災等による損傷の防止、こちらで、
0:08:10	このように設計を示しております。8.2.7では、今後これを踏まえて設計することは、当然ながら、常勤役ある方、重大事故対処設備に求められる設計方針を達成するための内部火災に対する防護方針を、
0:08:25	もう1回示すということで、ここでの役割を明確にさせていただいたということでございます。
0:08:33	はい、別紙1の修正意見としては、説明は以上になります。
0:08:37	別紙銀行は、なので7の修正ですとか、前回の下の11等の構成の話を反映して、
0:08:48	修正をさせていただいてございます。
0:08:52	はい。右下144ページ、
0:08:56	阿部CMのスタートのところの絵でございます。これ
0:09:00	用地の改訂版を出させていただいてもええけどですね、こちらにも反映させていただいてございます。12条1でのポイントは、
0:09:12	別紙1本で資料のうちの中で、クローズするものと、個々の店舗に預けるもの、これは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:21	資料の一部変更するための前提として、
0:09:26	外から入ってくる員そのものAとして、他のところの店頭に設計を預けるものということで整理をさせていただいたということでございます。
0:09:36	この委員、ある程度、そこでのクローズといったことの整理の結果の方に、の支援の位置につきましては、
0:09:44	の名称構成なり、記載を、
0:09:47	適正化をさせていただいてございます。
0:09:50	はい。資料のうち 145 ページから始まってございます。先ほども
0:09:57	これは先ほど野辺 CMO 言った別紙 1 の修正を反映したものということになります。
0:10:04	例えばですが、先ほどの、
0:10:07	頭のところでこちらは 150 ページ、50 ページで主になっているところですし、
0:10:16	これは重大事故カミデの経営の話については実際 155 ページで青字になっているところ、譴責融資受けた形での記載の変更というのをさせていただいてございます。
0:10:28	はい。
0:10:30	別紙の 1 の一番大きく直してますのは、
0:10:35	これが内部発生飛散物の話でございます。183 ページの内部発生飛散物の具体的話を展開するための紐付けを、
0:10:47	記載を拡充しております中澤瀬下については当然この健全性説明書を見ますと、一つのところで、DB の話が出てきますので、DB 側とも同じようなことがあれば、DB 側の設計でお持ちですよ。
0:11:01	いろいろご存じ記載を、紐づけをして、展開をさせるという形で修正をさせていただいてございます。
0:11:09	また加えまして、
0:11:11	右下 990 本にですね、対抗上、かつ記載をこの中で、小店舗を使えばいいか。
0:11:20	なしをクローズするという意味で、記載を確認をさせていただいてございます。
0:11:28	はい。
0:11:30	あと、
0:11:32	内部発生 3 月のやつを続けて
0:11:35	今日、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:36	利用していただきますあと 201 ページには、右下 201 ページ。
0:11:41	他の話でございます。
0:11:44	はい。あとは、戻っていただいて恐縮でございます。
0:11:51	こういうのを忘れてました。ですね。
0:11:54	ただ、
0:11:58	西田 181 ページ、これが医事課他配送の見解でございますして十条市出野、真壁がありましたインセンティブがあるとする部分も含めて、
0:12:08	総合環境を明確にしましたので、その相互関係がわかるように、研究会の糸井が、それぞれ必要な箇所に取り込ませていただきましたということでございます。
0:12:21	はい。
0:12:23	続きまして、右下 104 ページ、
0:12:30	でございます。記載としては、
0:12:35	今日条件下でもですね、以前はこれ丸々工事会で取ってましたが結局は一つの方針になりますので、そこを拡充をさせていただきました。
0:12:51	現在事項につきましては 204 ページがグーッと関係メートル続けますもともと設置されている場所で、そもそも機能喪失に至らないような環境条件であることということに加えて、
0:13:02	両大事故発生時にその勤務を損なわない、もしくは有効に発揮できることと、ということが条件になりますのでその全体がカバーできるということで、環境条件の記載を拡充をさせていただいてございます。
0:13:15	はい。
0:13:18	4-1 の修正点の説明としては、
0:13:23	はい、以上になります。
0:13:27	説明を一旦ここで切ります。
0:13:32	規制庁武田です。それでは衛藤 S E から、4-1 までですかね、ここまでの範囲で、規制庁側から確認がありましたらお願いいたします。
0:13:43	規制庁の藤原です。本日、説明のあった、前回のヒアリングを踏まえた修正といったところで説明があったかと思うんですけど、8 ページの 6 ページのところの、
0:13:55	許可本文で言うと、①の-1 と①のわかるんだなっていうところを江藤がちゃんこして、今回の基本の方針のところ記載をされたということなんですけれども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:07	前回のヒアリングで、そっちを講ずる設計とするって言葉だけがあ って、
0:14:14	①-7の、
0:14:16	代謝性を設けるという話が記載されてなくてすべてが入っているわけ はないって話をさせていただいて、対応していただいているんです ですけど、今度はその設備を設けるというだけで、
0:14:28	さっきをこうするという話がないと、説明あげると、必要な措置の内容 を明確にしたというふうにされているんですけど、必要な措置って いうのは、対処設備を設けるだけだったって理解なんでしょうか。
0:14:41	私の理解としては、この後、ワーキ系とかに飛ばしていくような、そう いった措置が必要な措置としても、検討されていて、
0:14:51	なのでここは両方とも書かれるのかなと思っていたんですが、今回こう いった説明なんですけど、原因としてどう考えているのか説明してくだ さい。
0:15:00	はい、弓削西浦でございますすいません説明しようとして忘れてまし た。おっしゃっていただいている通りでございます
0:15:07	梶本田井設備を設けるだけが設計としてのいわゆるオージェベースの異 常な水準の放出を防止するためのISO向上措置ではございませんで、
0:15:18	設備を設けた上でのその設備の維持管理であったりその前提となるよう なというのを組み合わせて全体として必要な機能を発揮すると、いうこ とだと思っていますので、
0:15:29	そういったことを一連含めた形での設計であると、設計方針であるとい うことがわかるように、記載を見直しをさせていただきたいと思いま す。
0:15:42	規制庁の藤村ですよろしくお願ひします。
0:15:46	規制庁コサクです。今、具体的にどう書くかっていうと、
0:15:50	設備を設け、必要な措置を講ずる設計とするって感じでいいですか。
0:15:58	はい。西田でございます。
0:16:01	ミクロの2と振ったパターン考えた一つがコサクさんがおっしゃってい たパターンでして、そうした時にですねちょっと個人的に気になったの は必要な措置の中に、
0:16:11	拠点も設けると運用も含めて全体でカバーをしようと思ったときに、
0:16:18	いろいろとそうになってしまうと儲けの後も、必要な措置を講じウノがリ ンクしなくなるかなというちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:25	自分では悩んでまして、重大事故等対処設備を設けると必要な措置を講ずる設計とするってということではどうかなと思ってたところでした。以上です。
0:16:39	はい。規制庁コサクです。等っていうのが、文言として綺麗に収まるのかはよくわかりませんが、
0:16:47	イメージはわかりました。先ほど私が言ったやつでも同趣旨で書いてると、あれば、よく言い張れるかなとは思いますが、整理をしていただければと思いますので、それでそっちが入ってきたときに保安規定に飛ばすっていうのはどう考えてますか。
0:17:06	はい。飯野マネージャーでございます。現状
0:17:10	それぞれのタイミングで保安規定に定める事項がある場合は書いてますそうなった時におっしゃっていただいて趣旨として、私が考えてますのは、
0:17:21	いわゆる外部衝撃のように必要な措置というのが設計と運用との組み合わせといった場合には、今それぞれのタイムで書き上げてですね何回も同じような保安規定に定めるって出てきますので、
0:17:34	ある塊で一番最後の保安検査部常勤超えて、こういったことを保安金定めて管理するという運用の措置を講じますよということを、
0:17:44	菅改革書き分けることによって全体がカバーできるということになるかなと思ってました。以上です。
0:17:53	規制庁コサクです。そうすると、はちに一井の最後に、保安規定に飛ばすと再保管してると。
0:18:01	お話してはい。そうですねはい。
0:18:05	はい、規制庁不足ですわかりましたよろしくお願ひします。藤原さんどうぞ。
0:18:10	規制庁の藤原です。
0:18:12	あとですね、少しページ飛んで01の話。
0:18:17	聞いていた表になるんで、数になるんですけど、104と言ってんですか。
0:18:21	そこのところでのための確認をさせていただきたいんですけども。
0:18:26	今回いろいろとわかるように工夫をしていただいて、箱ちょっと波打った方で、
0:18:33	説明を追加していただけてますんで、外部衝撃とかでここで欠けているものについては、すべて記載というふうな形で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:43	増設カーンと両方ともそういった説明があるんですけども、プラスで追加されてる津波のところで、
0:18:51	片方は保管場所って言ったところについては、この1-1-1-6でっていうふうにわかるんですけど、その下に書かれている。
0:19:00	衛藤スズキ部署に対する津波の考慮って書かれているところでここで書くのかどうかっていうところまで書き切れてないので、その辺りはきちんと書いていただきたいなと思うところと、あと
0:19:11	左側の一番下に大きく追加されていて、今回、別の
0:19:17	マンションの該当箇所の説明されたと思うんですけど、この可搬型の内部火災に対する防護方針というところも、あまりこちらも文章としては書き切れていなくて、ただ単にこの1-1-6、
0:19:30	この矢印でポンポンと書かれているだけなので、菅先生がわかるようにここ、このあたりの記載の復習をお願いしたいんですか。よろしいでしょうか。
0:19:40	はい。宮城西田でございます葛西の方はすいません。
0:19:43	大分開発が近づいてましたねはい。文章でわかるようにしますと、あと津波がすいませんユレーションでわかった気になってたので、はい。言葉でわかるようにします。以上です。
0:19:53	規制庁の藤村ですよろしく申し上げます。
0:19:56	私からは以上です。
0:20:00	あとすいません規制庁コサクですけど、今のところも、
0:20:04	何ですかね。
0:20:05	体系をわかるようにっていう、
0:20:09	結果を示すという意味ではまだいいのかもしれないんですけど、何でこうなってんのっていう。
0:20:15	フォローの理解もしていかないとと思う。
0:20:20	出まして、あれですよねAに飛ばして行って、上に書いてあるやつは、
0:20:30	基準で要求された個別条文で要求されているものっていうのは、それぞれの要因を踏まえたところに書きますと、柿木りますということであるので、
0:20:47	重大事故等対処設備っていう5-1-1-4というところでは、そっちで書き切っているんですけどっていうふうに飛ばすという、
0:20:58	考え方ですよ。
0:21:00	はい。ユニシアでございます。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:03	そこも、はい。おっしゃっていただいている通りでございます。S Aとして規則要求ある項目って一番上に書いて、すっかり自分で満足して終わってました。はい。ちょっともっとわかるように記載しますはい。
0:21:15	はい。はい。規制庁、
0:21:17	書き方もいいんですけど、そういったときに、
0:21:24	今回わーゆ、別紙4-1のところ常設と可搬で分けて書いてるんですけど、まず常設は地震火災、津波、それぞれそのものを、
0:21:35	要求かかっているんで飛ばしますになってて、今言った可搬の津波についてはグラデーションがかかっているっていうのはこれどういう意味なんですか。
0:21:45	はい。人間の石田でございます。いわゆる重大事故等賠償設備、常設だったり、可搬であっても保管場所についての考慮は、
0:21:56	津波の運用重大事故と大設備はとってどこに入るとして、宇田に飛ばす分。
0:22:04	半分。
0:22:06	そう。及び使用状態、使う時の保険保険として考慮するところはこれ規則要求といえは重大事故等対処設備の
0:22:17	有効部分を発揮できること、作業上の要求としての対応箇所だと思ってましたので、津波をその二つのチームに分けて、
0:22:27	一方は規則要求としての津波が続きます。名簿は、その規則要求としての資料に上に落ちますということで整理をしたということでございます。
0:22:41	はい。
0:22:47	わかりました。神谷さんそのあたりはそれでいいか。
0:22:51	藤規制庁カミデです。
0:22:56	保管場所っていう意味では、
0:23:00	各S Aの条文に本当に飛ばしてるのかっていうのは、
0:23:05	ちょっとよくわからなくて、
0:23:08	例えば、地震については、
0:23:12	可搬のところは全部、
0:23:14	もう11421てますよねで、一方で51143で保管場所の設計方針っていうのがあって、
0:23:23	そうすると、
0:23:25	何かさっきの説明と全く違うような感じがするんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:30	どうですか。
0:23:35	はい、宮城石原でございます。まず、すみません一つずつやると、津波については常設重大事故等対処設備であったり、可搬の保管場所であったりも含めて、
0:23:54	津波側で呼んでいるという整理を今して、
0:23:59	いわゆる保管場所である建屋みたいなものを、
0:24:03	使用場所の話を仕分けをしました。耐震はということになると、おっしゃっていただいている通り常設重大事故等対処設備、
0:24:17	これ、あとはレーダーとなっているものですね。耐震の重要度に応じてというか、変えたときに、どこまでが耐震側に行ってしまう話になると思うんですけど、
0:24:32	本としても重大事故等対処施設としてエントリーをして耐震側にはその重要度に応じて、やりますよというのがそもそもいくんだと思ってました。
0:24:43	それがS B Cいろいろ種類はあるかもしれないっすってか耐震Sの大体であったり、Bの大体だったりCの大体だったりなのかもしれませんがその耐震上どういう耐震設計をするんだということは、
0:24:56	A D D安定性動作に入るのかなと。
0:24:59	一方、この4-1-1の3. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所の設計については、
0:25:09	例えば、常設、可搬等の重大事故等対象設備が、意見の精神を持たないといけないという機能維持を要求した時、それを保管してる建物であったよかん場所は、
0:25:24	それと同等の耐震性を必要とするんじゃないのかという整理が必要な場合に、例示でいくと今
0:25:32	ここですね、第1第2保管高が貯水所と一緒に整理をされているので、MOXでいくと、I C Cに女性層があるので、重大事故に直接対処するわけじゃないので、
0:25:46	そのままいくとAとCの間、設計が進んでしまうので、そこで1回ジャンプアップというか、中に入れる具の関係での耐震設計を講じなきゃいけないと。
0:25:57	いわゆる40年経験というところを1回この4、5-1の1-4-3で受けようかなというのが今のセイリガクという御説明我々の方で考えた整理の仕方でした。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:09	規制庁上出ですけど、まず、耐震については、
0:26:15	今の表よりも、
0:26:18	最新の整理はちょっと違っていて、
0:26:21	保管場所については、耐震に飛ばすんじゃなくて、可搬の保管としての、
0:26:28	機能維持みたいなところは、27条に飛ばすんじゃなくて30条で説明しきるってそういうことですか。
0:26:37	はい。今、すみません全然追っかけられてなくて、今は石渡氏の方も先週のそういう整理でございましたので、金真吾。
0:26:47	津波東條三浦で処理するかどうかですけど、二つのパートに分かれるのかなと思ってました。以上です。
0:26:56	はい。規制庁カミデです耐震は条文上がそういう立て付けなので、そういう整理なのかなあと。
0:27:04	思いますで、一方津波については、条文上は重大事故等対設備という話になっていて、
0:27:15	そういう意味では、可搬についても、基本はS A津波なんだけど、
0:27:27	あれですかね、据付場所。
0:27:29	だけは、30条で整理しますっていうことですか。
0:27:35	はい。小峯志田でございます。現状の整理は、民家が先ほど藤原さんに言われた通り、幕開けしか書いてないんで今考えてるのはそういうことでございます。
0:27:48	はい、規制庁からですか。わかりました。その辺が、
0:27:53	あれですね、ちょっと考え方がまだわからないプラス図でもきちんと示せてないってところだと思うので、きちんと整理をできてそれでさらにその本文側も今そういう整理になってないと思いますから、
0:28:08	きちんと書いてもらいたいなというところですよ。
0:28:15	はい、二本木西田でございます承知いたしました。
0:28:20	規制庁コサクです。今のところで、私がまだよくわかってないんですけど、据えつけ場所の津波の考慮というのは、30条側だっていうのはいいんですけど、そうすると、
0:28:33	基本設計方針だったりこの別紙4の一員。
0:28:39	部分に明示的に書くっていうことですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:44	はい、乳井西原でございます現時点でも、その部分、ちょっと耐震なんか聞いてないですけど、津波については現状、もうすでにそういう書き方をさせていただいてました。以上です。
0:28:56	はい。きちっとですねそれを、
0:29:00	このまんま1-1-1-6に書きますっていうのはさっき一番最初に確認したコンセプトに合っていないような気がするんですけど、それは何なのか
0:29:17	はい。はい
0:29:25	ごめんなさい。ちょっと私が勘違いしたかもしれないけど、
0:29:31	アヲハタ青のダミー。
0:29:34	囲みで書いてあるところの行き先が書いてないから点々ということでしたけど、
0:29:39	行き先が、
0:29:41	どこだっていうことだったんですけど。はい、西浦でございます。今でいきますとすみません私模型にかけてなくて、青井委員に言ってる資格上に黄色い四角があって保管場所1-1-6Aと言っていて、にいけますと、
0:29:57	IOの資格はこれすいません1度はうちの1-4、別所部長中根柿木お前、ここに書いてましたので、そういうことがわかる
0:30:09	記載を見直したいと思いますあれは、持ってる資格は5-1-1-4-1と書いてどこに書くこと、風間十河赤羽と江畑の場所に関するところは海脚域においてどう書いてある通り5-1の一族行くということでした。以上です。
0:30:28	規制庁コサクです書き切ると言われたのはぶら下がる添付に飛ばさずにここで終わるってことですね。
0:30:35	はい。乳井瀬谷でございますそういうことです。はい。
0:30:39	わかりました。
0:30:40	ただ、
0:30:42	規制庁コサクでもう一つワーいっす。
0:30:47	耐震、もう一つ、すいません。関連で話の出た地震の関係ですけど、
0:30:55	等可搬の保管場所についてというのは、
0:31:03	5例。
0:31:04	5万。
0:31:07	まずう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:13	下、
0:31:16	そっか。
0:31:19	ピンクの地震と書いているところから、
0:31:25	5-1-1-4-2 に入り、
0:31:29	そこに保管場所、据付云々ってで、一通りの、どう考えるのかばあいいい。
0:31:40	それを、
0:31:41	もう受けつつ、あと操作性の確保も受けつつで-5-1-1-4-3 っていうふうに思えばいいですか。
0:31:52	はい、弓削西原でございますはいちょっと先ほどが聞いてないといったのはまさしくそれでして、地震から一旦そうですね、5-1-1-4-2 に受けてその設計方針を枠の中から、
0:32:06	今、5-1-1-4 の 4 しか飛んでない矢印がもう 1 個、矢印が出て 5-1-1-4-32 というところがあると。その後の 1-1 の小山さんは、
0:32:16	もう一つは操作性の各行からも飛ばされてアクセスルト流しを受けるといふ全体の流れで考えてました。以上です。
0:32:23	はい。規制庁、蘇武ですその上で実際の耐震計算はどこに行く。
0:32:47	はい。日本原燃石田でございます。
0:32:50	すいません私の頭がそこで止まってました。そうですね。計算を飛ばさないといけないですね。
0:32:57	ええ。
0:33:02	結局、S クラスの設計をするのであれば、3 の方にありますし、1.2 S s の部分は、別紙 4-2 がは、
0:33:11	7 日間そのまま、3-6 なのかわかりませんが、
0:33:16	はしていくっていうことになると思うんですけど。
0:33:23	はい。石田でございますもともと当時診療経歴の可搬が 1.2 S s に対しての既存理事を含めるところですので、そこに対して、影響がないように、保管場所の設計をするんだということで考えてましたので、
0:33:38	B C M に向けて、さんの方に飛んでいくということかなと思ってます。そこも経緯を検証して見える化したいと思います。以上です。
0:33:50	はい。
0:33:50	迫ですよろしく申し上げます。それでその次が、河西ですけど。
0:33:56	葛西ワー、
0:33:59	新野ななあに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:02	飛ばすというのは、
0:34:05	何だったのかということ。
0:34:08	なんですけど、
0:34:12	これも2-7に飛んだと。
0:34:16	この1-1-6という吹き出しに、
0:34:22	なっていますが、
0:34:25	これは、この1-1-6に自然と入ってますよと書いてあるということからすると、大本のコンセプトの条文要求のものはそのまま書きますよという、
0:34:38	範疇だという理解でまずいいんですよ。
0:34:41	はい。乳井の石原でございますはい。おっしゃっていただいてです
0:34:45	両国のものは、火災でちゃんと書きますということが、まず最初のコンセプトでございます。
0:34:53	はい。その上、規制庁コサクです。その上で何、何で2-7ってあるんでしたっけっていうのは、前もお話して
0:35:03	評価整合性の観点から並びで特出してるものをかけますよと。それ、それに尽きるってことですか。
0:35:10	はい。新美西田でございます。はい。結局は、そうですね条文要求でやってることの中は物あるの。ええ。
0:35:21	昔世界というのは、今までが整合ということで、展開をして、5日の1-4-4でも、5日の1-4でも同じように受けるという形で整理をさせていただきます。以上です。
0:35:34	はい。そうすつと受けて、その本来のことからして、5-1-1-6に書いてあるし、
0:35:45	なんだけどここで一応飛ばすわけじゃないけど呼び込むのか、何だか、
0:35:51	他のAの書きぶりと同じようなことで書くってことでいいですか。
0:35:56	はい。宮城西田でございます。はい。そういう形で考えてますメディアということを前提で当然あれども、と同じような項目で、形としての設計を、
0:36:09	5-1-1-4を2.7で展開をしているということになります。
0:36:16	はい、わかりました。
0:36:27	これで1増えるかな。
0:36:31	はい、わかりましたそれですね、
0:36:36	別室側の話になるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:43	厳しい条件のところは一通り挙カーで手術ということで書かれて、
0:36:50	整理はついているということだと思うんですけど、一方それ以外の条件 ってというのはどんなものなんだっていうのは、方針としては平田空事象 をっていう程度しか書いてなくて、
0:37:03	Dの方は具体2、このレベル、竜巻だったら100メートルパーセクとい うようなことだったりと、
0:37:10	いうのを書いてあるというところの温度差はどう整理をされたのか。
0:37:21	はい、乾石田でございます。そこはすみません私が完全に抜けてたかも しれませんが議論があったのは、すみません記憶で思い出しました
0:37:31	現在もともとそれも許可を受けたのかもしれませんがジャンプアップする もの以外は、DBの条件と同じであることを整理をしていました ので、
0:37:42	そういったことが読めるような文章を、
0:37:47	そうですね共通要因故障等に
0:37:51	S D交流等の一番頭のがどこかで展開をする必要があると思います。以 上です現状次の選定をつけてなかったです。
0:38:00	はい。そうですねどっか考えてもらえばと思いますけど今共通要因のと ころ、ワー
0:38:08	試運
0:38:15	一番最初
0:38:18	8-2-1つあほかな。
0:38:21	一通り書いてあるん、いいんだ、共通要因故障ですね。
0:38:26	共通要因故障82のところ、変えていった。
0:38:34	所。
0:38:36	結局はというところで、13年13ページのところで、環境条件っていう のは8人呼んで書きますよと。
0:38:49	ということ言っていて、
0:38:54	本当。
0:38:55	勝ち2本に飛ばしするのは健全性の設計だけなのでそれ以外で担保しよ うとしているものについては、飛ばしてないからそういうところの条件 まで踏まえるとこっちの共通要因。
0:39:09	ということになるんですけど、
0:39:12	飛んだ824の方も8人呼んで、どういう条件でっていうのがあり、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:18	そこがちょっと悩みかなあとは思いつつ、いずれにしてもそこの条件についてDBの方の、
0:39:28	項目等と呼び込んで踏まえて設計するなどがあると、リンクが張られるのかなというふうに思います。で、その辺りワー
0:39:41	144 ページのその添付の構成ということからすると、
0:39:49	方針を整理をしてくると流れて
0:39:54	1 別紙 4-1 のところでも整理をされ、0、5-1-1-4、森井。
0:40:03	を經由して、実際にはDBの添付、
0:40:09	のところ合流をしていって、同じ条件で同じような設計方針で、設計について説明はされると。
0:40:19	いうふうに繋がるという理解でいますので、整理をよろしくお願いします。
0:40:26	はい、二本木西浦でございますはい承知いたしました。
0:40:30	もともと 144 ページで言うおっしゃっていただいた通りで、この 1-1-4 から AD の方に飛ばせる理由の一つは、
0:40:40	その後の 1-1-4 の左側にある、ちょっとこれも言葉足らずですけどこの 1-1-1、
0:40:47	自然現象等による損傷の防止なのか。
0:40:51	ウノ 1-1 ですね 1-1 まで書いてあると、添付になっちゃうので全体がここから条件がきて、この条件をもとにいろんなことを設計していくんですけど、DBと同じ条件ですということをもとに、
0:41:03	その親テンプレからどんどん進んでいって稟議側に合流できるという流れだと思ってますのでそういうことがわかるように、この記載も拡充して、意図がわかるようにさせていただきたいと思います。以上です。
0:41:17	はい、古作ですよろしくお願いします。
0:41:29	藤規制庁カミデですちょっと本文、今の話とかぶるところもあるんですけど、
0:41:37	ちょっと別紙 1 の方で確認なんですけど、今話があった、
0:41:44	13 ページでこの環境条件、
0:41:47	ていうのが出てきてるんですけど。
0:41:49	MOXにおける環境条件って何ですかっていうのが、
0:41:55	何かいまいち明確になってないような感じがするんですけど、要は自然現象だった時事象であった時、事故時の条件、設計上定めるより厳しいと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:07	というようなところだと思うんですけどその辺ってどこで読めばいいですか。
0:42:15	はい。日本2社でございます。今言われてるのは、13ページ環境条件に対する健全性については、8.2.4に飛ばしますと。
0:42:25	基づく設計とするというのはそんなにが8.4.2.4にいくんだってその前のページの流れからいくと、どういった例がその対象になるのかが明確でないということですか。
0:42:37	はい。基本的にはそういうことですね、まずはその大枠でこういうものがありまして、それが共通要因であったり環境条件だったりっていうと思うんですけど、その辺りが、
0:42:48	どこが始まりになってるのかなっていうところなんですけど。
0:42:53	はい。日本イシハラでございます。9ページから共通要因故障に対する考慮というのが始まっていて、村瀬。
0:43:04	k m条件を設計基準事故厳しい条件っていうので地震、事象を考えますよというところから始まって、環境条件、そのものである圧力温度とかの話があって、
0:43:17	外傷の話、自然現象の話神医長の話。
0:43:21	ここまでは確実に入りますしあと内部発生し産物とかの内、周辺機関の影響もこれも環境条件側にリンクするところだと。
0:43:33	なのでこの常設重大事故等対処施設に向いてるが入る前に書いてあるものは、一通りこれ共通的に全部環境条件下に飛ぶものだと思ってました。以上です。
0:43:43	はい。規制庁カミデです9ページの頭のところで、共通要因としてはっていうので一通りまず書いてあって、
0:43:53	これらすべてが環境条件になるんですよ。
0:43:59	はい、日本イシハラでございますはい等、私は思っていました、抜けてるんですかね。はい。で、それが、環境条件としてもこれらを考慮しますっていうところが、
0:44:12	見えないまま話が進んでるんじゃないかなと思います。
0:44:18	古作です。
0:44:21	明確ではないのはその藤梨衣
0:44:25	なんですけど、
0:44:27	許可からこうなってますよっていうところがありつつ、形式的には環境条件のところでもう一度書いてあるんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:36	と環境条件何ページでしたっけ。
0:44:39	環境条件は、25 ページからですね、おっしゃっていただいて全部マル張りのように、全部書きましたっていうのが過去のやり方ですね。
0:44:53	はい。規制庁コサクです。それが25 ページの一番下のところだと自然現象についてはこういうものをとということで書き、
0:45:04	さらに次のページで人為事象についてはと書くと、これが先ほどの共通要因と同じかどうかというのを見比べていってって感じの、今、記載になっていると。
0:45:17	本当はこの許可は網羅性を踏まえて書くけど、これを結局受ける設工認では、結局何なのってまとめてもよかったような気がするんですけど、同じように書いてある。
0:45:31	ということと理解をしますんで、許可では十分
0:45:37	先ほど言ったようなところでDBとの関係ってのはよく見えなかったところですけど設計するにはそれが必要なんで、ちゃんと方針に書いてくれというのを先ほど私申し上げ、
0:45:46	いうところ。
0:45:48	です。
0:45:50	かみさん理解としては、わかります。その上で何か足りないこととかがあれば、カミデです。まずそういう整理、許可の整理、そのままっていうことで、まずそういう形で理解します。
0:46:03	あと加えてちょっと確認したかったのが、
0:46:11	7 ページ。
0:46:13	なんですけど、
0:46:15	共用の話があって、
0:46:20	共用のときの悪影響与えませんか、個数及び容量については展開がされてたんですけど、
0:46:29	同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響というのが、
0:46:36	今、その共通要因だったり環境条件のところに明示には書いてはいないんですけど、これもあれですかね、事故時の条件というところにも含めて書いてますよってそういう整理になりますとね。
0:46:50	はい、二本木西原でございます。許可の時に書き下したときの整理は、右下 26 ページですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:00	また書きで書いてあるんですけど、どこから野間田崎だっているところあるかもしれませんが同時に発生する可能性の最小施設の重大事故等による影響についても考慮するこれはもう、
0:47:12	まさしく、周辺からの影響っていうのを一つの要因として考えた上でこれも考えます環境条件として、というところで、当然これも考慮した一つのファクターですということがわかるようにしていたというのが、許可の時に書いてたやり方でしてそれを
0:47:28	そのまま持ってきてる形になってます。以上です。はい。規制庁深見です。わかりました。ちょっと26ページのところの展開にちょっと気づいてなかったです。わかりました。
0:47:41	あとですね、
0:47:45	16ページなんですけど、
0:47:51	真ん中で、またがPとって、これがまず1可搬のところですよ。これは、
0:47:59	過半のところでは田崎D1.2 S sの話がまず飛ばしてあって、
0:48:07	次に、津波で火災でと。
0:48:10	あるんですけど、
0:48:14	さっきの144ページの表みたいに、
0:48:18	普通の、
0:48:20	S sに対してどうなのっていうところが、よく見えないんですけど、この辺りってどうなってるんですけど、1.2 S sだけ。
0:48:31	でもないんですよ。
0:48:45	はい。人間西尾でございます。
0:48:49	ですねそこは、私の整理が間違っていたらごめんなさいなんですけども、
0:48:56	27条とかでもともと可搬重大事故等対処設備と言ってるんで常設だけじゃないだろうと思いつつも、常設の話をしていて可搬が、
0:49:07	あまりに今になってないところがあって、一方30条にももとの許可での見解も、
0:49:17	可搬厳しい条件について2施設の話的前提に、S sでちゃんと機能を維持しないとイケないと実施する部分、いろいろ
0:49:29	解消が必要なものというのが、まさしくその通りなので、その厳しい条件側でカバーしていれば、S sも当然カバーできるんだということも含めてA系にS sだけが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:43	方が、要求としてはカバー、かぶってる要はそこにリンクしてる話かなと思ってました。
0:49:51	はい。
0:49:54	藤規制庁カミデです。その辺りその環境条件で行っている環境条件の中の、
0:50:02	自然事象に書いてある地震と、
0:50:06	等、
0:50:08	設計上定めるより厳しい条件としての地震って今二つ出てきている形になっていて、形式上は、環境条件としての地震に対して、
0:50:21	もう設計するっていう方針にはなっていてですね。
0:50:25	その辺りが、結果的に1.2 S sで包含しますっていうこと等でも、いいんですけど、ちょっと説明がないのは、
0:50:36	結局あれこれどこ行っちゃったのっていう感じになっちゃうんですけど、そのあたりどう考えますか。
0:50:44	はい。乳井西原でございますそうですね。
0:50:49	ちょっと整理をさせていただきます確かに可搬型でも
0:50:55	地震に対する考慮、転倒防止とか、落下防止とか含めて必要になる行為があって、プラス、
0:51:06	ここで言うてはってみてどこでのいわゆる機能維持ですかね、の要求もあってと、全体的に考えた時に安定に届くといった時に生贄しそれ以外の、この転倒防止等の項目とかの措置については、
0:51:22	その右下15ページから始まっているところですかね、屋外に仮保管する可搬型場外部隊設備は、転倒しないことを確認するまたは必要に固縛等の措置をするもの。
0:51:34	いうところがじゃあ何をもってそれをやるのかは、S sがあり、当然1件2施設もあり、これ、建設が大きければそちらで見るっていうことはあるかもしれないけどもS sも含めて見るものが対象があるんだよということが、
0:51:49	ちゃんとわかるように記載を整理をさせていただきたいと思います。以上です。
0:51:55	はい。規制庁、大上です。わかりました。その辺りが144ページでいうと、
0:52:03	今、可搬型の地震については、51142 飛んでますけど、
0:52:12	いや、ここまでは飛んでいって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:14	小 5114 の中で、S s と 1.2 S s、両方あるんだけど 1.2 S s だ。
0:52:21	見ますと、
0:52:21	いう話になって、結局別紙 4-2 にまた飛んでいくってそんなイメージ でいいですかね。
0:52:30	はい、日本石田でございますそうですねそういう意味ではすみません私 も紙に書いておいて、言葉で違うこと言ってましたんで、これは 1-1- 4-2 から緑の点線で、下の 4、4-4 に飛んでいく別紙 4 に飛んでいく 意味はすみません先ほど言った、
0:52:46	S S R カバーしなきゃいけないと言っている固縛とかの話は、一旦、米 1-1-4-2 で方針として受けた形で、4-4 に飛ばして、
0:52:58	結果、比較を相当、1.2 倍のやつでやっていけば方角関係にはなるの で、4-4 の方で、委員の方の考え方等をもって、計算に飛ばすと。
0:53:09	ということで、整理ができればなと思ってこの絵を書いたところでした。 以上です。
0:53:17	はい。規制庁深見です。わかりました。
0:53:20	そこで中でまた 16 ページですけど、地震はそれで整理するとして、津 波に対しては、
0:53:31	これ今全体を、
0:53:34	3.2 に飛ばしてますけど、
0:53:39	何かここ以外では据付場所は云々って書いてあるところもあったような 気がしていて、16 ページの記載だと 144 ページの表とはちょっと、
0:53:50	テンションが違ってってということなんですけど、そのあたりどうな ってますか。
0:54:05	はい。養命酒でございますこれは記載を合わせます。もともとは確か許 可の時は環境条件から飛ばして環境条件で整理をしてそのまま、
0:54:16	展開をしようということで考えていてここは最初のチェックとして、こ ういう話を書いてということだったと思ってましたが現状でいくと、
0:54:27	下記受けて必要な行為を書くということが前提だと思いますのでこの部 分も記載を、か追加して必要な行為がわかるようにさせていただきたい と思います。以上です。
0:54:39	はい。規制庁深見です。具体的には
0:54:44	51116 の津波、S A の津波に飛ばす。基本的には飛ばしつつ、
0:54:52	保管場所については保管場所、据付場所については、30 条で説明しま すっていう話になるんですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:02	はい。与儀石田でございます。おっしゃっていただいている通りでございます。
0:55:06	すいません。規制庁カミデです。その時にちょっと繰り返しちゃうんですけど、144 ページにある、
0:55:13	可搬型重大事故等対設備の保管場所に対するつ、津波の設計上の方によって 51116。
0:55:23	あ、いいのか。
0:55:24	すいません。
0:55:26	リンクがとれてましたすいません忘れてください。
0:55:29	ただ、以上です。
0:55:32	あとは、
0:55:46	続けて、18 ページ。
0:55:51	なんですけど、
0:55:55	1 パラ目で屋外に保管する可搬型重大事故等対設備はと。
0:56:01	ずつ、その下にも、屋外に保管するという事になっていて、これ許可も一緒なんですけど、
0:56:14	これは、
0:56:15	位置的分散も図るし、健全性も確保します。両方満足しますよっていう方針なってるってことですか。
0:56:24	はい。日本原燃石原でございます。はい。おっしゃっていただいている通りでございます。必要な要件をちゃんと網羅的に全部書き切るということで、位置的分散のこともあるし、
0:56:36	外部処理系からの健全性ということもありますし、全体一つ一つ変えたということでございます。以上です。
0:56:43	はい、規制庁カミデです。わかりました。
0:56:47	あとその重要。すいません。申し訳ない。なんかどンドン話が進んじやったので、ちょっとさっきの自信に戻って申し訳ないんですけど、
0:56:59	16 ページですか。
0:57:01	このまた書きのところで話がされてたんですけど、
0:57:06	その前の文章ワー
0:57:09	ええ。
0:57:11	ページ跨いじゃってますけどその前のページの最後の行に、3 ポツ 1 地震による損傷の防止っていう呼び込みが、
0:57:20	あって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:26	俺との間はその前にも屋内に保管するといっ、
0:57:34	そこは2ポツが書いてあって3ポツは書いてないですけど、
0:57:38	ありますが、もうこれとの関係で、どう、何をどう表現したかっていう 感じを、
0:57:46	持っててこのところで、
0:57:51	通常、通常とかSS、
0:57:55	以下の設計について語ってたってことではないですか。
0:58:02	はい。日本原燃志田でございます先ほど申し上げたのが正しく16ペー ジのところ、
0:58:08	25ページの下ですかね始まっているところで、S sの話を確認してたん だろうなと思いながら、その辺りまた綺麗一気にSの話を出してという ことだと思ってましたので、
0:58:19	頭のところで、25ページから始まっている文章のところが、先ほどの144 ページの図でいくと、1項の1-1-4-2tで、
0:58:32	可搬型とSSに対する固縛等の考え方を言った上で、別紙4-2と言っ てる5-1の1-4-4に飛んできて、S sを一気にSDそうそうかなん かだと意見S sでカバーできるだろうと言って、
0:58:47	3グループに飛ばすという流れの、結構この15ページからの話を、店舗 側で、5-1-1-4ですかねこういう別紙4-1で、金飛監事を取れれ ば、
0:58:59	役割分担的にも合うかなと思ってたところでした。以上です。
0:59:04	規制庁コサクです。わかりました。ではその形で見えるようにしてい ただければと思いますので、これは、
0:59:14	そういう話を聞いていくと、っていうところなんですけど、また書きワ ー、許可のところからワンパラグラフで書いてある部分ではあるん ですけど、
0:59:25	地震と津波火災はちょっと筋合いが違って、また上の段落とも繋がっ ているので、一方で津波はこれ全体を指してるってということからすると これ段落開けていただいて、
0:59:38	の方がいいかなと思いますのでよろしくお願いします。
0:59:41	はい。乳井西田でございます。先ほど神谷さんからのご指摘の津波に対 するこのところの、岡場所と後、据付ましよう載ってないの書き方 をしようと思うところちょっと段落分けて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:55	筋道が違う話をしてますよというのがわかるようにした方がいいかなと思ってましたので、対応させていただきます。以上です。はい。の段落開けて津波に対してで書くべきものは一通り書いてまた会議をして、
1:00:10	火災についてということで対応いただければと思います。よろしくお願いいたします。
1:00:18	規制庁の藤村です。今の流れで、その火災のところって今 8.2. 7 っていうところで、
1:00:24	さっきの 144 ページのところで、2.7 っていうところの部分とリンクが張られてるんですけど、5-1-1-6。
1:00:33	どうなります。
1:00:42	はい、日本イシハラでございます。
1:00:45	そういう意味でいくと、ですね。
1:00:52	これもちょっと全体を整理しないといけないですが、ここもですねもともとは共通要因故障に対する考慮ということで先ほど上出さんとのやりとりでもさせていただいた 9 ページからのくだりが、
1:01:06	全体共通的な文言で展開をされていてそれを、同じように環境条件側で受ける形で、環境条件で
1:01:18	5 ポツの浅井に飛ばしていると、いうことだと思ってます全体をですね、ここで
1:01:26	いすべき事項として、可搬型重大事故対処設備に対する個別の考慮として、8.2. 7 を出してるんですけど、
1:01:36	ここでもう 5 分強関係を整理した上で、どういう飛ばし方をするのか、どういう因果関係なのかっていうのを、設工認上明確にして、環境条件とる、記載がとんだと合うようにですね。
1:01:50	させていただくことが必要かなと思ってます。
1:01:54	ちょっと書き方をどうするか、ちょっと考えますが現状思ってたところ、そういうことでした。
1:02:01	生徒のフジワラですわかりました。よろしくお願いいたします。
1:02:12	規制庁、上出です。ちょっと先に進ませてもらって、
1:02:17	18 ページですけど、その下の c ポツで、
1:02:23	建屋等の外から、
1:02:28	可搬型云々、水または電力を供給する必要のないと。
1:02:33	言ってますけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:37	これって要は、S Aの対処に可搬型の発電機とか使いませんかって言うってことですか。
1:02:47	はい。与儀西原でございます。はい。ということです。はい。
1:02:53	あと、規制庁カミデです。
1:02:57	地下水排水設備の設計方針だと。
1:03:02	なんかポータブルの発電機みたいな話が出ていてそれがS Aの対処かっていうとそうではないんだけど、
1:03:11	その辺ってどう整理しますか。
1:03:24	はい、宇井西原でございます。
1:03:27	まずは、何て言えばいいんでしょう。もともと等、
1:03:34	可搬型重大事故等対処設備と常設受重大事故等大切な接続高っていうところで見なきゃいけない範囲かどうかっていうのがまずあると思うんですけど。
1:03:45	現状は、常設重大事故等対処設備としてエントリーしたのものには、今の地下水排水設備は入っていない。どの区分だっただけのはもともと建屋の一部だと言っていたものの、
1:04:00	文中からすると、許可での整理通り、M a a S対象はありませんということでもまず切るのかなと。
1:04:08	あとは、どこの部分ですね、設計としてのS Aの発生時に対する地下水設備の能力だったり機能を求め、どこまで求めますかっていうのをこの三条上で謳うべきなのか。
1:04:23	別の条文でちゃんと書き切ることかかってところの整理だと思いますが、43条ができるということは特段考えてなかったということでもございました。ちょっと整理は社内でもう一度考えたいと思いますが、以上です。
1:04:36	はい。規制庁上出です。認識はそんな違ってないような感じがします。30条で整理する話じゃないだろうということなんですけど。
1:04:47	とは言っても30条の要求で考えているような設計は、
1:04:52	地下水排水設備側でも
1:04:56	ちゃんとしないと、地下水排水設備の設計方針として、
1:05:01	S A時にも可搬型ちゃんとなぎますって言うってことの成立性はちゃんと説明できないってことですからその辺は、
1:05:11	耐震になるのかな。
1:05:14	基本的に設計方針をうたっての今、建屋の附属として、
1:05:18	耐震側で話をしているところですから素行に、今の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:26	大体は、
1:05:28	地下水をこの辺に維持しますとか、S sに大量2とかD、
1:05:35	発電機につながますみたいな設計方針ですけど、そこをもう少し拡充をして、その辺の信頼性の説明をしてもらうのかなと。
1:05:45	思いますけど、認識いただけますかね。
1:05:50	はい、与儀西田でございますはいそういったS A時にもその機能を期待するのであればおっしゃっていただいと意向で言ってる、発電の方に書いてある接続に対するいろんな考慮というのがないと、
1:06:03	成立しませんということですので、そういったことが、設備側の設計としてように、整理をして展開をさせていただくように材で整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:06:16	はい。規制庁管です。わかりました。明日、ちょうど耐震の方針ありますんでそこで関係しますから大体この辺に書こうと思っておりますみたいな認識が合わせられればと思う。
1:06:29	ますので、よろしくお願いします。
1:06:32	はい、稲毛西田でございますはい。明日までに、その辺の頭の整理をして、
1:06:38	説明できるしたいと思います。以上です。
1:06:42	はい。規制庁深見です。整理っていうよりも、書いてる場所があるんでそんなに大変ではないと思いますけどよろしくお願いします。
1:06:50	あと、続けてですね24ページで、これ言葉の問題だけなんですけど、
1:06:59	閉じ込める機能っていう言い方を、を
1:07:04	これも1%なんですけど、一方で耐震側だ閉じ込め機能とかですね、言っていて、
1:07:11	とりあえず、同じものだって考えていいですか。
1:07:17	はい。弓削ネシアでございます。そうですね。事項の名称。規則に使用して自己の名称を使ってそのまま展開していたのが許可の時でした。
1:07:34	確か、設計基準事故が、
1:07:36	売り込み機能の数喪失だったかな。違うな。
1:07:42	ちょっと瀬下けどそのときの許可の時に事業許可基準規則に書いていた、それぞれの事故の名称を展開をしてそれに対処に係る設備とかっていう書き方をしてますところ、アップする企業として行ってるというのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:57	事故の名称として、閉じ込めの機能の喪失という、ワンタイムでもともと使っていたのが、許可だけの展開でしたんで木全市長の書き方としては、当然ながら閉じ込め機能ということでDBからずっと共通で使ってますがそのことの書き上げであることがわかるように、何か鍵括弧をつけて一つの言葉にする。
1:08:17	どうか、ちょっと工夫を考えたいと思います以上です。
1:08:21	規制庁カミデです。そういう意味では使い分けとしては理解できたので、
1:08:31	晶出のところでそういうもんだなっていうのはわかれば、特段わざわざかぎ括弧もいらなかなと思います。
1:08:41	ちょっとその辺りは確認をして、必要であれば、その最初のところで少し説明が要るのかもしれないですけど、あまり
1:08:51	こだわりはない、ないんですか。
1:08:55	後々続けて
1:08:59	28 ページですけど、
1:09:06	2パラ目に、1.2 S sの話がありますけど、これさっきも似たようなところありましたけど、ここ、またわき出始めないと、文章がおかしくなっちゃうので許可と同じようにまた書きでと思いますけど、大丈夫ですか。
1:09:22	はい。乳井理事者でございます失礼いたしました。はい。また書きで続けさせていただきます。
1:09:29	はい。
1:09:36	は、
1:09:39	37 ページなんですけど、
1:09:51	今、地震にパラメで地震に対して可搬型重大事故等対設備はと。
1:09:58	あってさらに
1:10:06	1.2 S sだからさっきの話もそうですけど、
1:10:11	この2パラ目で、S sだったり、
1:10:15	要は設計基準の、
1:10:17	と同じ地震力でその下で、
1:10:20	1.2 S sっていうことでいいんですよ。
1:10:24	はい。日本原燃石田でございます。おっしゃっていただいている通りだと思いますそこがわかるように図の方でも展開できればと思ってました。
1:10:32	あとはすいません先ほどの話で、そうなんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:36	また私は理由思い出しました。
1:10:39	これはまたまたで二つまたが続いてたんで1言だけなんですけどちょっと工夫をして、
1:10:45	段違い倍額の話だということがわかるように工夫をさせていただきたいと思います以上です。
1:10:51	はい。規制庁深見です。わかりました。で、
1:10:54	ここであれですかね保管場所の話も、このあたりで、
1:11:00	出しておかないとわからなくなっちゃうかな、144ページ。
1:11:12	保管場所って今基本設計方針上、
1:11:15	明確じゃないんですよ。
1:11:20	はい、荻野石田でございます。はい。基本的方針上はですね、
1:11:27	外部書記とかのところは、例えば、違うな、社内だ、どこだっけ。
1:11:34	がんになった後に可搬の保管場所の名前が、
1:11:43	ある意味、
1:11:46	30ページですね。
1:11:51	そうですね、30ページだとでも、これだと常設の話なので、
1:11:57	そこは建屋等になっちゃってるので、ここで対象を、
1:12:03	明確にするかどうかですね、同じように、
1:12:07	メーカーさんが保管される場所として、おっしゃっていただいた通り今、もともと考えたのは今の37ページで言う、1.2 S s に対しての、
1:12:23	カタノ航路のところで保管場所、これを機能維持するということは保管場所に対しても同じような、地震力に対しての現場維持を期待するんですということが、
1:12:34	今、すみません私訴も頭今後このままで天ぷらで、それを展開しようかなと思ったんですけどっていう部分であった方がいいですよ。
1:12:46	と規制庁カミデです。どこまで本分かっていうのは、
1:12:52	必ずしも本文じゃなくてもっていう気はしますけど、
1:13:00	また144ページの表に戻りますけど、燃料加工建屋に、
1:13:06	関する設計方針っていうのは、
1:13:10	今回51142がついてこないの
1:13:15	もう114ですか、別紙4-1では、最低限ちゃんと示してもらっていうことだと思いますので、別紙の方でこれにぶら下げて、
1:13:27	書いてもらうっていう整理でも特段構いませんけど、その辺はもう発生します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:33	はい、二本木西田でございます承知いたしました。
1:13:41	はい、規制庁カミデですね。あとは
1:13:45	38 ページでまた、真ん中に津波がいますけど、
1:13:52	なかなか整理が完全に頭の中に入ってないんであれですけど、津波に関しては、
1:14:02	可搬があった。
1:14:08	あれはあれですかね、30 条に飛ばすのと、S A 津波に飛ばすのと 30 条で受けるん。
1:14:17	ものを両方あって、
1:14:22	ここはあれと、また書きで、30 条で受ける部分と、S A 津波に行く部分。
1:14:31	区分けして、一応書いているつもりだということですかね。
1:14:36	はい。三村西原でございますはい。ちょっと書き分けたつもりです。うまくいってないかもしれない 38 ページの 2 段落目で、S A 津波に飛ばす方でまた書きで 30 条で語る方ということで、
1:14:49	受けてこねえんだ二つのため、津波に対する全体の設計方針ということで、記載をさせていただいてるところでございます。以上です。
1:14:58	はい。規制庁神戸です。そうすると、2 パラ目のところが、
1:15:06	前た
1:15:08	っぽく見えちゃうので、
1:15:10	可搬の保管であったりあと屋外
1:15:15	屋内の可搬、屋外の保管っていう感じになるのかな。
1:15:20	の保管場所はみたいな感じでと、これを飛ばして、三条に残るものはこれですってそれぞれわかるように、
1:15:29	ちょっと記載をしてもらえればと思います。
1:15:34	はい。日本原燃志田でございます承知いたしました下に津波に対してって始まっちゃうと、津波全体を受けて見えるので保管場所の話であるということがわかるように、
1:15:44	このチームでいけることを、また書きで書いてることで、それぞれの役割がわかるよう記載を整理させていただきます。
1:15:53	はい。規制庁カミデです。
1:15:56	あとお着底に S s 以外、私の方では最後にしますけど、ちょっと飛んで、
1:16:04	52 ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:07	ですね、
1:16:10	52 ページの下の一番下のパラで、
1:16:17	屋外のアクセスルートについて、地震による損傷の防止で考慮する地震の影響と、
1:16:25	いうので、周辺構造物が壊れたり、斜面だったりすべきだったりと。
1:16:31	いうことを、を想定して複数のアクセスルートですと、
1:16:37	いう話なので基本的に、
1:16:41	壊れた、壊れても大丈夫なんですっていう話。
1:16:46	設計は書かれてるんですけど、
1:16:51	何かこれ、アクセスルートを確保するために、これは耐震性を維持するんだみたいな、その波及影響防止みたいなですね。
1:16:59	設計するものって今回ないと思ってていいですか。
1:17:05	はい。日本原燃志田でございます。
1:17:07	うん。奥そうですね可搬ってというのが、交換とか、通信とか、そんな類しか、な水かけるときは当然ありますけど、うちでもそういったものがないというのが前提で今、記載をこういう記載をさせていただきました。以上です。
1:17:22	はい。規制庁深見ですわかりました。ちょっと単純な小さく、
1:17:27	はい。
1:17:29	ちょっと長くなりましたけど、一定に S s 以外の
1:17:33	部分では私の方から以上です。
1:17:37	その他規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:17:43	よろしいでしょうか。
1:17:45	それでは下の方から続きの説明ですかね、いただいてよろしいでしょうか。
1:17:57	1 回まとめちゃった。そうですね。すいません、経常タケダです。それじゃ一旦ここまでの修正方針について、県の方から説明をお願いします。すいません。規制庁カミデです。今、本文側と言ったんですけど、
1:18:15	別紙 4-1 で何かあるかといいますか。
1:18:22	特にはないですかね。
1:18:27	規制庁コサクですけど念のためですけど、
1:18:29	今までの話は、
1:18:32	別紙一位、
1:18:34	の話をすれば別紙。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:36	4-1の方も、話の展開がありいろいろと
1:18:42	144 ページの話の中でも整理をしていきますっていったものは反映されるっていいんですよね。
1:18:48	はい。人間者でございます。はい。おっしゃっていただけてる通りでございます。
1:18:52	はい。規制庁蘇武ですそこら辺が4-1で大事だと。
1:19:01	規制庁カミデですと、4-1で、ちょっと気になってるのが説明いただいた204ページからのところで、
1:19:13	圧力だとか、訓練ってということが書かれて、
1:19:18	どう、
1:19:22	何だろうなんか登場する設備が、グローブボックスが何かメインになっているような気がするんですけど。
1:19:30	この辺りの設計対象の考え方っていうのは、どこで説明されているのかって、説明してもらっていいですか。
1:19:42	はい。日本原燃石原でございます。そうですね
1:19:48	環境条件として重大事故ん時に何を考えるかは、8日でも整理をしましたが、基本的に温度とか圧力が通常状態上がる、たり変化する可能性があるのは、
1:20:07	グローブボックス、事故が起こるグローブボックスというグローブボックスを設置、当該事故が起こるグローブボックスを設置している工程室だと、ということで整理をしておりました。それを、
1:20:20	あれですね、設工認時にその整理がまだ、書いてなくていずれこの圧力により管影響とかっていうのでグローボックス特出しでいろいろ整理が始まっているので、そのつながりがないということですかね。
1:20:34	はい。規制庁カミデですそういうことなんですけど先ほどまでの別紙1だと、常設重大事故等対設備は、または、
1:20:45	可搬型はっていうのでおっきな枠を、
1:20:49	言って、
1:20:52	その展開先だとは思っているんですけど、
1:20:56	何かグローブボックスと工程室、
1:21:00	だけなのかなっていう、漠然と思ってる場所なんですけど。
1:21:03	その辺ってどうなってますか。古作です。これ別に設備について語ってるんじゃないくて、
1:21:10	環境として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:12	語る場所の話をしてるだけなんですよね。
1:21:16	はい、日本イシハラでございますはい。影響因子としてあるのが、おっしゃっていただいた通りグローブボックスの火災なので、そこを本当にいろんなパラメーターが、
1:21:27	変わるところが決まりますよということの意味でグローブボックスを出しているだけで、その環境条件として確認しなきゃいけないものがグローブボックスだけだと思ってるわけではないです。
1:21:38	その他の当然放射線環境が低いところが条件での対処だったりっていうことで、例えば、消火設備の起動する元の場所がそういった環境にないよねっていうところも含めて、
1:21:52	説明しないといけないと思ってるんですけど、まず共通的なものとしてその事故での環境条件を決める因子になるのが何かということで、グローブボックスとか工程室とかって話を出しているということでございます。以上です。
1:22:04	はい、規制庁コサク。すいません。コサクですけど、その関係で言うと、グローブボックス内とは言ってるんだけど、
1:22:11	グローブボックス内雰囲気であり、そうすると、雰囲気に影響を受けるらく等なんかも、この条件を踏まえてやりますよっていうふうに繋がると思っているんですよね。
1:22:23	はい。二本木の石田でございます。スタッフのグローブボックスの運動だったりの環境が、そんなに綺麗にどこまでが100度の影響及ぶかなんて説明もできないと思っておりますので、
1:22:35	繋がってるもの全体こういう形で環境条件だと、いうことだと思っております。以上です。
1:22:41	はい。コサクですわかりました。赤嶺さんどうぞ。
1:22:45	はい。規制庁、赤城ですわかりました。環境条件として考えるべき区画なんだというところは、理解しました。で、
1:22:55	今はありましたけど、
1:22:58	だから、どこからどこまで学校の環境条件でっていうのは、許可の、何か添付とかにもあったような気がするんですけど、それで、
1:23:08	またこの後の添付にちゃんと展開されてって感じなんですか。
1:23:14	はい。与儀西田でございます。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:20	これをどんどん来添付2引き継いでいかないと思っていたところでしたけどアイコンで書くべきこと等、ちょっとこの工事会で詳細を示すって いう範囲が何かっていうのも含めて、
1:23:31	全体を整理をさせていただければと思います
1:23:35	どこかでもうすでに範囲、どこまでの影響因子が及ぶのかってのは確か 整理をしてましたので、そこをどこで書くかっていうのはちょっと整理 をさせていただいて、
1:23:45	今回の範囲と工事会との住み分けも含めてさせていただければと思い ました。以上です。
1:23:53	はい。
1:23:54	近江です。その上でサポート最初は私が勘違いした中で回答いただきま したけどその網繋ぎの部分ってという意味では、実用炉の方でも、
1:24:07	ジャパン考え方が書いてあるような気がしますので、202 ページ、203 ページのところですか、その環境条件として鼓動区分けするみたいな、
1:24:17	ところが
1:24:18	少し説明があった上で具体の説明をされた方が、流れとして読みやすい かと思いますので、少しそのあたりは記載を、続きをお願いします。
1:24:31	はい。日本原燃志田でございますはい。ご指摘の点理解しましたのか上 部階のところ、読むところだと設計としてもともと考慮が必要ない かって住み分けというようなところがあった下にあるので、
1:24:43	そこを出し得る、ちゃんと書いた上でこの環境条件における範囲が何な のかというところをちょっと明確にするようにしたいと思います。以上 です。
1:24:52	はい。規制庁上出です。よろしく申し上げます。私の方からは以上で す。
1:25:01	何か規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:25:12	規制庁竹田です。それではここまでのについての修正方針を、原燃の方か ら説明をお願いします。
1:25:23	はい。原燃豊岡でございます。それでは振り返りたいと思います。
1:25:29	まずは、
1:25:33	C T の出だしのところですかね、6 ページのところ、重大事項、重大事 故を設ける設計とするという部分ですが、本文では措置を講ずるとい うようなところも書いてると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:48	いうところも踏まえて、措置を講ずるという方針も適切に展開するということ。
1:25:55	それを展開するっていうことで措置を講ずるということで保安規定で管理するということもありますんで、その保安規定に管理するという展開もしっかり記載すると。
1:26:09	いうところがまず1点。
1:26:11	続きますして
1:26:15	144 ページでお示した天下いいですかね。この中で、まず一つは、
1:26:25	火災関係のところ、1号の1-1-6に展開するものとか、そういったところをまずしっかり整理するということ。
1:26:36	あとは津波ですかね30条側で展開するものと、
1:26:49	での1-1-6を展開するものっていうところの整理をわかりやすくちょっと記載を見直すということ、あとは同じく、可搬型のですね、重大事故対象設備の地震ですかね。
1:27:05	据付場所に関しては30条J A展開、あとは保管場所とかは、
1:27:15	英語の
1:27:21	さ、うん。
1:27:30	うん。
1:27:30	4の阿部の1-1-4-3の方に展開するとか、その辺りをしっかり整理するということ。
1:27:38	で4-1、この展開表で整理してる内容等べしいい値、あとはのところとの整理がまだできてない部分も見られると見られてますんで、
1:27:54	そこは今一度整理した上で両方整合とれるような形に整理していくということ。
1:28:00	あとは、
1:28:03	その方々の耐震のですね計算書とかそういったのをどのように展開していくかということもしっかり整理するということ。
1:28:17	ですかね。あとは可搬型の耐震の要求ですかね、S sと、1.2の養型を可搬型の耐震設計としてどのように展開していくかと。
1:28:30	いうところをしっかりと書き分けるということを整理していくという、
1:28:35	ところ。はい。
1:28:37	あとそれから、
1:28:43	C値の中で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:48	高垣とかですね、そういった部分をしっかり整理するという経済の整理ですかね。そういったところを今一度しっかり見て整理すると。
1:28:57	いうところを、いう認識でございます。
1:29:03	はい。以上です。
1:29:05	日本石田でございます。本件の修正した資料につきましては、8月2日を目途として提出をさせていただきたいと思っております。以上です。
1:29:19	規制庁竹田ですありがとうございます。今の説明について規制庁側からコメントはございますでしょうか。
1:29:27	よろしいでしょうか。
1:29:29	それでは日本原燃の方から、この資料の続きについて説明をお願いします。
1:29:37	はい。日本原燃谷口です。それでは1.2 S sの部分のご説明でございます。
1:29:42	まずちょっとお手元の資料、ご確認いただきたいんですが、先ほど来説明をさせていただいて十時00-02で一式になっているものが、R17として、7月22日にお出ししているものがあるかと思っております。
1:29:57	1.2はですね実はこれ前その前日7月21日にある16年1度お出しをさせていただきました。R17で入っている別紙の4-2と内容としては全く同じでございますもう1回お出しをただけと。
1:30:11	ということですのでいずれの資料でご確認いただいても、同じ内容をご覧いただけますので、まずお手元ちょっと資料をご用意いただければと思います。あと1点に関連としましては十時02と、
1:30:23	いう個別の補足説明資料これ7月21日でR2というのでお出しをしております。この内容についてご確認いただければと思います。
1:30:32	先ほど仙田イシハラの方から本文の方はご説明をさせていただきましたので、別紙の4-2に該当する部分添付書類になるところのご説明をさせていただければと思いますのでよろしく願いいたします。
1:30:49	はい。日本原燃の菊池です。それでは説明の方始めさせていただきます。
1:30:54	まず説明の前にですね今回の資料提出に当たって、今後直していくところに関してちょっとご連絡させていただきたいと思っております。
1:31:03	まず1点目はですね前線収納耐震のヒアリング等で対コメントいただきました耐震重要耐震設計上の分類。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:14	等の表ですね波及影響とかをまとめている、申請対象設備等の耐震クラス等は9とまとめる表なんですけどこちら1.2の方もですね同様の
1:31:25	表に対して、展開をするということを考えてまして、そちらの発表はですねまだこちらの方を提示させていただいた資料にははい反映されていませんので、今後修正させていただきたいと考えてございます。
1:31:38	あとですねもう1点ですね303ページ目
1:31:44	⑯ですと36ページ目なんですけど、前回のヒアリングでコメントいただきました弱面場の地盤の件ですけどこちらちょっと記載の方、
1:31:56	コメントをいただいていたんですけどちょっとこちら修正の方、できてないところがございましたのでこちらの記載の方は改めさせていただきたいと思っております。
1:32:05	あともう1点ですね、7、R17ですと341ページ、R16ですと、74ページ目なんですけど、
1:32:15	機器配管系の支持方針についてですけど、1000、
1:32:19	昨日出させていただきました耐震の00-02の資料の記載の展開を踏まえましてこちらの記載のほうへ見直したいと考えてございます。
1:32:30	以上今後修正を考えている点に関しては以上で、内容の方始め説明させていただきますと思います。
1:32:38	R17ですと、296ページ目以降から、5-1-1-4-4の添付書類について修正をさせていただいた部分、説明させていただきます。
1:32:55	えっとですねまず、298ページ目、
1:32:59	ああいう、16ですと31ページ目ですけど、こちら基本設計方針の見直し等を踏まえまして記載のほうを見直し、全体的に直しているところになってございます。
1:33:11	次のページお願いいたします。
1:33:15	次のページですね基本設計方針の見直し等も踏まえましての記載の修正とを行ってございます第1に、下の方のところですね回収回復の対処に対して、
1:33:28	記載の方を拡充するようということでコメントをいただきましたので対処の方の説明について盗取記載を追加してございます。
1:33:39	次のページ300ページ目ですけど、以前配置図等に関してこれ以降に図面を添付させていただいてございましたが、こちらは全体の構成を見直しまして、十時02の方で設補足させていただく内容として支援しまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:56	記載の方は、今回削除させていただいてございます。
1:34:01	続きまして 302 ページにある 16 だと 35 ページ目ですけども、
1:34:07	小チラーもですね基本設計方針の見直し、
1:34:11	2 伴う修正に加えてですねとか、(4) 番。
1:34:15	(4) のですね青字の部分ですが、審査会合でご説明させていただいて る内容等も踏まえまして要件、
1:34:23	建物重大事故等対処設備の、地震を要因とする重大事故等対象に関して の要件を踏まえまして記載の方をちょっと拡充させていただいてござい ます。
1:34:33	こちらで耐震の設計方針としての要件等を踏まえて設計をするかという ところで追加をしたところになってございます。
1:34:41	またですね次のページの 303 ページ目ですが、全体の、つ 144 ページ目 にもありました全体の構成を踏まえまして可搬型の設計方針も、
1:34:52	についてこちらの 3.5-1-1、1-4-4 で展開してくことで整理してご ざいますので、そちらの可搬型に関しての設計方針に関して機器等建物 と同様の内容で、どういうふうな同じような
1:35:09	次の内容に記載のほう追加させていただいてございます。
1:35:14	また別にその下の部分ですが、
1:35:17	荒田鬼頭の考え方に関しての記載の方をちょっと記載事例のコメントを 踏まえまして記載を修正させていただいてございます。
1:35:27	またその次のページの 304 ページ目、⑩だと 37 ページ目ですが、あ と、拡幅案件に関しての記載のほうを見直してございます。
1:35:39	続きまして
1:35:44	320 ページ、R16 だと 30、53 ページ目ですが、
1:35:51	こちら、中盤の青字の部分の機器配管系等の記載ですがこちら今まで 個々の機器に関して展開してございましたが、機器、
1:36:01	配管系ということで、ことで形の方を集約して記載をさせていただいて ございます。
1:36:08	こちらですね前、先日提出させていただきました R、耐震機器、ゲーム の耐震 35 の要求等を踏まえた記載の整理を踏まえましてちょっと記載 のほうは拡充しようかというふうに考えてございます。
1:36:23	続きまして次のページの 300、
1:36:27	21 ページ目、Rシロップ 54 ページ目ですが、可搬型に関しての設計方 針に関してもこちら

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:35	記載を改めて追加させていただいてございます。
1:36:40	続きまして、
1:36:44	あとは、325 ページ目、R16 年度 58 ページ目ですが、
1:36:51	こちらですね、今日委員会のほうの記載に関して基本設計方針等の見直し等も踏まえまして記載のほうを見直してございます。
1:37:00	またですね記載建物としての建物機器に対しての許容限界の考え方の方の記載も一部修正させていただいてございます。
1:37:12	続きまして、
1:37:15	300、
1:37:19	あ、すみません、その以降ですね記載の方協議委員会等の記載に関して全体的に修正を追記させていただいてございます。
1:37:29	続きまして、333 ページ目に関しては可搬型に関して能勢影響委員会会議、機能維持に関しての考え方、設計方針に関して記載の方、
1:37:43	新たに追加させていただいてございます。
1:37:47	続きまして、337 ページ目 R16 ですと 70 ページ目ですが、
1:37:54	こちら波及影響等の記載のほうも記載、修正させていただいてございます。
1:38:02	その 339 ページ目ですね、こちらこちらかさ、可搬型に関しての記載も、はっきりとに関しての記載を追加してございます。
1:38:13	340 自明構造共同構造、構造計画と廃止計画に関してですが、こちら審査会合での要件を踏まえまして、4000 マイクロ以下にとどまるような設計ということで、
1:38:26	記載の把所に関して考慮して考えることということでコメントいただきました。こちら行動計画の方で記載の方を展開するような修正をさせていただいてございます。
1:38:39	次のページに行った。
1:38:41	対しましては可搬型に関する記載等を追加させていただいてございます。
1:38:47	以上は十時 00-02 の資料のご説明になります。続きまして十時 02 の資料の修正ですが、全体的に修正としていたしましては 10
1:39:01	11 ページ目の重大事故等対処設備の配置に関しての図面をこちらに、
1:39:07	映して記載をさせていただいて記載のほうは、更新したものを載せて設置させていただいてます。また 27 ページ目以降ですねここ前回この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	機器に対しての要求機能及び機能維持に関して記載をさせていただいて ましたが、
1:39:22	こちらで、十時 02 の方での設備に対しての記載を追加をさせていただ いてございます。
1:39:30	またですね、
1:39:35	45 ページ目以降ですが、景気に関しての指示方針に関して V 系の考察も 含めて記載の方、
1:39:46	拡充していこう拡充してございます。
1:39:50	またですね 48 ページ目以降ですが、以前ヒアリングさせていただき ました全体の構成に関しての資料に関してこちらへと更新したものを添 付させていただいてございます。
1:40:03	説明に対しては以上です。
1:40:08	規制庁竹田ですありがとうございます。では説明があった範囲につつま して、規制庁側から確認があればお願いします。
1:40:18	江藤規制庁カミデです。
1:40:21	まず、別紙 G 部分から話を、
1:40:24	できればと思いますけど、
1:40:30	その前に、
1:40:33	規制庁側の S A 班の方で先に何か話が聞きたいってするのであれば、
1:40:41	言ってもらえると、午前中のうちに手離れできるので、どうですか。
1:40:49	特になさそうですか。はいじゃちょっと、規制庁カミデです。別紙 1 か ら話を聞きますけど、
1:40:59	57 ページのところで、
1:41:03	これ、
1:41:04	D B 側でも、
1:41:07	話をちゃんとしなきゃいけないと、機能維持の問題なんですけど、
1:41:12	とりあえずここだと真ん中の b ポツのところで、火災の感知機能、あ と、消火機能、
1:41:21	外部への放出系の遮断等ってこれは機能がついてないんですけど、
1:41:29	ここに書いてある機能をどうやって維持するのかっていうところが、基 本方針上ちゃんと見えていないんですけど、
1:41:38	まずその点説明してもらえますか。
1:41:45	はい。日本原燃谷口です。実際の B ポツで、
1:41:50	書いたものを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:52	どういうふうに、
1:41:54	考えて、そのへ設計するかっていうところがもう
1:41:59	飛んでいって、こっちだと 11 ページですけど、
1:42:04	近くと。
1:42:05	62 ページですかね。許容限界というところまで特にその話が出てこなくてかつ、
1:42:11	こういうふうな設備の設計しますっていうことでそれぞれの機能ごとに記載している、できている内容がないなというのが、今ちょっと読んでみてわかりました。
1:42:22	なのでちょっとこの手前のところなのか、そのどういう機能に対してこの許容限界を設定しますなのか、何かちょっとそういうことで、ちゃんと機能に対して、
1:42:32	その確認をするという項目を立ててるんですと。
1:42:36	いうのが見えるようにちょっと記載、改めさせていただければというふうに思いました。
1:42:42	あと、規制庁カミデです。方向性としてはそうなんですけど、
1:42:47	まず認識キーを合わせたいのが、まず、こんな機能がありますっていうのは事業者は認識していて、
1:42:56	それは 57 ページとかに機能がちゃんと書いてあって、
1:43:02	結局それは 62 ページの許容限界というのを満足することで、すべての機能を
1:43:09	満たせると。
1:43:11	いう判断はしてるっていうことですよね。
1:43:16	はい。日本原燃谷口です。少し具体的な展開は先ほどの別紙の 4-2 の添付の中で、
1:43:23	これを書いています但し今回設備としては課題を検知して消火すると。
1:43:27	ということですのでいずれも構造強度できちんとものが担保できていれば大丈夫ですというご説明できると思っておりますのでそういったことで、考えておいてそれをきちんと、
1:43:38	ここの中に表現しきれてないっていうそういうことなのかなというふうに思っております。
1:43:44	はい。規制庁神です。そこが、
1:43:49	D B S A の耐震設計側もそうで、
1:43:55	なんかいろんな機能がありつつ、構造強度で満たすものっていうのは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:02	どんな機能かっていうことをわざわざ書かずにですね。
1:44:05	全部構造強度にまとめちゃってるので、
1:44:09	すごい見にくくなっていて、
1:44:13	どういう機能がそれぞれあって、この部分については構造強度で見ますと、この部分については動的機能で見ます。ここは閉じ込め機能として特別な確認をしますみたいな、
1:44:26	そういう形で 1.2 S s も、それ以外の方もちゃんと書いてもらいたいと思っていますので、DBの方は明日また話をしますけど、
1:44:38	まず 1.2 S s の方もきちんとそういう形で、別紙 1 のところから、書いてもらいたいということなんですけどまずそれはよろしいですかね。
1:44:51	宮部タテウチです。承知いたしました。
1:44:54	はい。規制庁、岡部です。その上で、1.2 S s でどんな機能がありますかっていう話なんですけど、今、B ポツ、57 ページの b ポツだと、
1:45:07	消火機能とあと感知機能。
1:45:13	放出経路の遮断というのは機能の名前がついたんですけど、そのあとに等があるんですけど、
1:45:20	何々を開けますか 1.2 ですね。
1:45:26	これ日本原燃谷口です。まず最初の感知と消火は対処として、そのまま出てきますので、あとはもう一つが、
1:45:37	さっきの遮断
1:45:39	でしたね放出経路の遮断ダンパの閉止操作をしますと、
1:45:43	いのが入っていますので、それがまず出てくるかなと思います。
1:45:48	それ以外の用途でいきますと、もう一つ資料では、もう一つそこはこのままの資料でいいですね、100、301 ページ、別の資料ですと 34 ページですけど、
1:46:03	異常要因とする重大事故でこんなものが出てきてこんな対処しますって、
1:46:08	いうふうにしています。これでいくと、検知と消火があった後は、
1:46:13	これ閉じ込め機能っていうんですかねその建物の中に MO X 粉末、
1:46:18	閉じ込めますということと、
1:46:21	あとはそれ以降辞書が落ち着いてから、お片付けしますっていうところかなと思いますこれは
1:46:28	特に何か機能というよりは、回収して、その閉じ込める機能の回復ということですので、この①から③に上がっているところの、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:38	今ご説明するということかなと思います。その社団の中で、閉じ込めの話をするのかなっていうことを思いました。
1:46:47	日本ギリシャでございます審査会合でご説明したやつでいきますと今の感知消火と、今谷口がご説明した③番で、経路の遮断運動機能に加えてあとは保守機能、
1:47:01	あとは経営維持ですねそこまでのが、加えてあるというのが③番が多分三つ、機能が加わるということに繋がるということだと思ってました。以上です。
1:47:12	はい。規制庁、大上です。
1:47:16	まず、この③番。
1:47:18	そうですね 301 ページの③番が 57 ページ常道。
1:47:25	表現しているかって言うと、
1:47:28	外部への放出経路の遮断と。
1:47:31	この等まで含めて、③番ですっていう、まず、今はそういう整理ですか。
1:47:39	はい上でタニグチですそのように考えております。
1:47:45	藤規制庁カミデです。
1:47:48	これと、
1:47:51	閉じ込め機能っていう言い方もあるじゃないですか、その関係でいうと同じなのか、違うのかって、どんな感じですか。
1:48:01	日本原燃谷口です。
1:48:05	その設備で言っているその閉じ込め機能閉じ込める機能っていうのってその換気設備と相まって負圧を維持して、その中に閉じ込めます、確保させますって、
1:48:16	ということなのかと思っています。今回この地震運動する重大事故の中ではもうファンが止まっていますと、もう電源も期待できませんという状態でただただ、その経路と、
1:48:27	そのグローブボックスの中から、外に高さの
1:48:34	熱による膨張でのグラフ等、
1:48:38	動力にして出ていくということを阻止しますになると思いますんで、
1:48:44	そうですね全く同じ表現かって言うと、ちょっと設備としては出てくるのが違うかなって思うんですけど隣でイシハラが軽減なんかをしておりますので、ちょっとあの、はい、すいません。どうぞいただくかと思いません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:56	はい、日本イシハラでございます
1:48:59	新建物 30 で表を出させていただいて、DBの世界でいく閉じ込め機能は、金色温室経路の維持機能と、捕集浄化機能と、排気機能がありますという整理をさせていただいています。
1:49:15	このうちの、オンスケ以上は、先ほどあったフィルターまで導いていただくと、が、経路として維持できることこれ構造強度で維持しますと言ってる範疇だと思います後は、
1:49:26	保障浄化機能は、フィルターで除去できるというのは、これは外部への放出遮断前の間、DBで期待してる機能をそのまま維持できるということなので、いわゆるその閉じ込め機能の理由捕集浄化機能が、
1:49:39	そのまま安東戻してオンされるということかと思ってます。レベルでDの取り込み木口、排気機能だけが炉固定金機能が、
1:49:51	しますんで、そこの部分がなくなるだけで他は同じものが継続して必要な要素になるということだと思ってました。以上です。
1:49:59	はい。規制庁上手です。
1:50:01	耐震建物 30 の話にもあるんですけど、
1:50:06	基本方針上、その閉じ込め機能というのか、そのとじ込みをさらに分解して、補修だとか、経路維持だとか、
1:50:19	IT機能。
1:50:21	それぞれ分割して言うかって言うと、
1:50:25	閉じ込めだけで言っちゃうといろんな機能維持の仕方があるのでややこしいと言いつつ、
1:50:32	言葉としては非常にわかりやすく、
1:50:37	とじ込み機能としてまずドンとってしまうっていうのもありなんですけど。
1:50:42	丁寧に詳細にするのであれば、さっき言ったみたいに三つぐらいに分解してっていうこともあるんですけどそのあたり、
1:50:50	どういうふうに設計方針を伝えますか。
1:50:58	はい。日本原燃谷口です。それらをまとめて、閉じ込め機能としてきちんと持たせてます。
1:51:05	ていう。
1:51:07	ことをご説明するのかなと思いました。
1:51:10	はい。
1:51:11	長カミデです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:14	そうするととりあえず 57 ページの記載に戻ると。
1:51:18	火災の感知器の消火機能、あと閉じコミュニティのこの三つで、
1:51:26	等がなくなるのかな。
1:51:33	はい。日本原燃谷口ですそうですねはい。
1:51:36	棒、
1:51:38	オフィス経路の種遮断。
1:51:40	による閉じ込め機能の確保みたいな方ですかね。
1:51:45	そんな、そんなイメージを持ちました。
1:51:48	スケールな者、規制庁甲斐です。経路の遮断、
1:51:57	どこまでここでまず閉じ込めと言っておいて
1:52:05	50、何ページでしたっけ、60。
1:52:09	2 ページでしょう、東海林津野時に展開するか。
1:52:15	57 ページの時にとじ込み機能のうちこれとこれって言うてもいいと思いますけど、
1:52:22	その辺は書きやすい方っていう感じはしますが、
1:52:28	上野タニグチですわかりましたちょっとご相談で、例えばここで閉じ込め機能の確保というだけにしておいて、当店舗の中では、実際分解して説明をしていますので、
1:52:41	この中でここで言ってる閉じ込めって、こういう機能の集積状態ですよみたいな、そんな書き方があってもいいかなと思ったんですけど、そんなんでもよろしいですか。
1:52:52	あと、規制庁カミデですそうした場合に、テープでいいかどうかっていうのは、
1:52:59	62 ページに、じゃあどう書けますかっていう話で、
1:53:05	62 ページは、
1:53:07	先ほどの話を踏まえて、火災の感知器のと消火器の閉じ込め機能に対して、やって機能維持をしますっていうことを書くと。
1:53:19	今すべて構造強度の維持と、そちらを考えてるでしょうから、
1:53:26	構造強度の
1:53:28	維持として、
1:53:30	確認しますって書くんですけどその時に、
1:53:35	先ほど言ったみたいに、分解して説明をしなくていいのかっていうと、
1:53:41	そこをちゃんと分解しないと、排気機能を構造強度で見ればいいんですけどみたいな説明になっておかしくなっちゃうので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:52	そういう意味では別紙1の中でもうすでにある程度分解というか特定をしないと説明しきれないんじゃないかと。
1:54:00	いう感じがしますが、どうですかね。
1:54:04	これ日本原燃谷口です今お話いただいたイトウ承知いたしましたきちんとそういったことが、
1:54:12	ご説明できるように、Bポツのところで、まずは頑張っかなといった上で、ちゃんとその62ページのところで、きちんとそれをこういうことで構成されていて、
1:54:24	それぞれこういうことで、機能維持しますというご説明を入れることでちょっと対応したいと思いました。
1:54:31	はい。規制庁上出です。その上で62ページは、
1:54:38	火災の
1:54:40	感知とか被消火っていうのが特に、
1:54:44	説明がない、説明がない状態で、
1:54:49	グローブボックスのばニューに亀裂や破損っていう話になっていて、
1:54:55	この辺も、
1:54:57	今の50、
1:55:00	7ページのところで、すでにそごまでっていですね。
1:55:06	この辺、どういうふうに書けますかっていうことなんですけど。
1:55:10	まず
1:55:12	今、62ページで書いている露出した云々っていう、このグローブボックスの
1:55:20	機能というか要件というかですね。
1:55:22	これは57ページで、どう表現されてますか。
1:55:29	はい。日本原燃谷口です。それでいきますとまずこの頭のほうで言っているグローブボックスの方は、
1:55:38	イメージはポツの中で言っているもの。
1:55:41	そして、こっから外に出しませんよって。
1:55:44	いうことを、これがいろいろポチのところが、このボックスでBポツのところが、そこで火災が出た以降、対処するためのものっていうことを表現しているつもりでございました。
1:55:57	まずはそのバウンダリーがグローブボックスとしてのなりがきちんと確保された上で、その上で、重大事故等対処がきちんとできるっていう機能維持の説明が必要かと思いました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:08	まずステップの一つ目として、グローブボックスがきちんと外に、
1:56:14	を漏らさないような企業をまずは確保させますと、その上で、重大事故等対象として、こういう機能が必要なんで、その機能を確保させるために、こういう設計にします。
1:56:24	ていう記載の分解の仕方をしていくのかなと思いました。
1:56:29	はい。
1:56:30	共感です。
1:56:31	まず、57 ページですけど、b ポツは、許可の許可にある必要な機能って
1:56:43	いうところを、 具体的な機能を書き出して、火災の感知だとか、云々っていう具体的を書き出してただけ、
1:56:50	あの辺ポツわーそこを特に書き出してないってということなんで、
1:56:55	これは、ポツもちゃんとP ポツみたいにですね、どんな機能が必要な機能って、
1:57:02	何なんだって維持するものって何なんだっていうのをまず明確にしてみようと、それが要はグローブボックスの閉じ込め、
1:57:10	的なところだと。
1:57:12	いうことでいいですかね。
1:57:17	はい。日本原燃者でございます。57 ページの報11 文章を修正をさせていただいたんですが、ここがですね、いわゆるb ポツで事故対象しようとしている事項以外の、
1:57:33	事故の、何て言うんすかもノウドウっていうんですかね、が起こらないように、1.2 接するのは地震動に対する機能維持をすると、ということなので、その機能維持としてダイレクトにどんな機能っていうのが、
1:57:47	うまく書けるかどうかっていうのがちょっと若干自信がないところございましてパネルについてはいわゆる偏ってるグローブボックスの中の粉末が、
1:57:57	ラック統計して外に行くというそのモード以外のモードがですね、起こらないっていうことをここで制限をしていることと後は、それ以外には、委員会で言う 1.2 S s になって、物が壊れたときに、
1:58:13	結果的に福村岩野、大賀多田になっているとか構造物がじゃうものが、それ使うぐらい一気に S s で壊れたところで、
1:58:23	山崎浦部ないので、そもそも集積して委員会になりませんというのが、このレポートの中で説明した内容なんですけど、直接的に工業企業って

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	というのが、プロジェクトリーダーいともありまして今、何も書かなかったところでちょっと工夫はさせていただきたいと思えます以上です。
1:58:39	はい。規制庁カミデです。原発の登場人物って、
1:58:44	もうックスどれぐらいいるんですしたっけ。基本はグローブボックスとかあと、
1:58:49	もうグローボックスと建屋って感じですか。
1:58:53	はい。乳井西田でございます。
1:58:56	本当に最終的にその今言っている、
1:59:00	対象物として設計を考えなきゃいけないように結果出てきたものが結局はこの 65 ページに書いてある、そういった状態も楠本取り扱ってと言ってる部分も、
1:59:11	グローボックスが結果対象になったということなので、対象はグローボックスだけ、グローボックスが転倒しないってことは結局はおっしゃっていただいているみたいに、
1:59:21	建物のバウンダリのところが、そこが崩れないことが条件なのでボックス建物っていうのはね、それ以外は特に設計上何か考慮するってことは、今言っている DB の設計を満足していれば、特段これで一定に精査に対して設計をするものはないっていうのが、許可の時の整理の結果でした。
1:59:41	以上です。
1:59:44	はい。規制庁、上出です。
1:59:48	ちょっと言葉はあれですけど、ポツにもちゃんとグローボックスのその健全性みたいなのところだとかを持つと。
1:59:55	いう花強いんですよね。それをちゃんとポツ B ポツで出した上で 62 ページで、
2:00:05	今はポツの話ですけど、
2:00:11	グローボックスに対しても、あとは火災の感知だったり消火についても、構造、
2:00:19	構造強度で見ますと、
2:00:22	いう宣言をした上で、具体的に今書いてあるように、許容限界の説明があるっていう形になると思えばいいですかね。
2:00:33	はい。与儀西田でございますはい。今、そうですがおっしゃっていただいた 57 ページぐらいで、62 ページで言っている。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:40	ボックスが健全であることというのがポツで言っている内容ですのでそれが 57 ページに加わった上で、今 50、62 ページで括弧 A で展開しているような文章の流れのように、
2:00:54	括弧 B 側も、何を守らなきゃいけないのかっていうのを書いた上でそれに対する担保として、今の塑性域多数云々といったところの文章が繋がるようにと。
2:01:05	ということで、整理をするということだと認識をしています。以上です。
2:01:09	すいません規制庁コサクです。
2:01:12	ちょっとよくわからなくなっちゃったんですけど、グローブボックスは
2:01:17	今も、
2:01:18	出ないといけないんですけど、
2:01:21	中に入っている容器も、
2:01:24	それは転倒してこぼれてってことは想定してなかったの、
2:01:30	守るんじゃないかと思ってんですけど、どうなってるんですか。
2:01:38	はい、日本イシハラでございます。
2:01:41	条件からいくと 62 ページでもともと湯聞いたのは、やっぱり転倒してパネルが壊れてバウンダリーがおかしい。要は、より広がってグローブボックスから直接でないよっていうことは確かですね。
2:01:56	ボックスの中に入っている機器が持っている粉末については、評価、ちょっとここはもう 1 回確認しますが評価所全部に対しての火災の影響を考慮して、全量が、
2:02:08	火災の影響を受けるってことを前提に確か評価をしていたので、中に入ってるからこれだけが火災の影響を受けないってことでなかったので、あまり前提としてここに加えてなかったという記憶でございます。以上です。
2:02:24	規制庁コサクです。こぼれちゃいけないっていうのは、どの程度かってのはありますけど。
2:02:32	でも、消火機能を担うには、その場所にいてもらわなきゃ困って、
2:02:40	結局やらなきゃいけないことになると思うんですけど。
2:02:45	はい、与儀西田でございますおっしゃっていることは理解をいたしました
2:02:51	確かにもともと議論では消火はオイルパンに対して直接的に消火剤を噴くので、オイルパンに対してが自体がそこにいてくれないと、消火剤がそこに行かないというのはおっしゃる通りですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:06	そこが括弧Bの方で対象設備としての意味で、オイルパンがその場所にちゃんといられることを見ようと思ってました。それを（イ）でっていうのですぐ上げる問題があるかなと思ってます。あとは
2:03:23	県内ですけどオイルパンが広がると面積が広がって、火災が書いて起こらないので、事故としては安全側というか、なんていうかですね。
2:03:34	オイルパンとオイルパンのものを、に影響を与える容器とというのがあって、
2:03:41	どう整理をするのかはありますけど容器も変なふうになってはいけなし、オイルパン、
2:03:48	オイルパンっていうかオイルパンの種ところについているでしょうか。
2:03:53	ノズル。
2:03:54	何かアライメントが壊れてはいけなさと。
2:03:59	いう古藤なので、
2:04:01	それをどういうふうに言うのかっていうことですけど消化の方はbの方なんでしょけど、
2:04:08	双方関係するので、
2:04:12	んではなくて大丈夫ですって言われても、どうかなっていう気がしますね。
2:04:23	はい。おっしゃっている事ちょっと整理をさせていただきたいと思います。ちょっと検討させてください。許可のときの整理も踏まえて、はい。
2:04:33	確かに影響度合いが、粉末が壊れることによって影響度合いが変わるのでってのはおっしゃる通りだと思いますので。はい。そこ、ポツの方でどうやってスキームをとるか。
2:04:47	いうことかと思います。もともとはおっしゃっていただいている当該グローブボックス内の機器の落下、転倒防止機能の確保にあたってはということ、
2:04:58	容器等保有する設備の破損により結城が落下、または転倒しないことっていうので、容器自体が、抱えてる粉末がばらまかれないことっていうのはそこで、
2:05:08	後、もともとはパネルが壊れないことを前提に書いていながらもそれも含めて、見るんだということに見えるかどうかというところだと思いますのでちょっと整理をさせていただきたいと思います。以上です。
2:05:23	はい。規制庁日下ですよろしくお願ひしますそれと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:28	これもちょっとろ覚えでちゃんと数確認してからじゃなくて申し訳ないんですけど、
2:05:33	排気の機能っていうのをどう扱うのかがいまいよくわからなくて、さらに先ほどの表とかで言うと回収とかですね。
2:05:44	その後の話もあたりするんですけど、どこまでをどう整理をするのかっていうところはどこで整理しているんですでしたっけ。
2:05:56	はい。日本原燃石田でございます。ちょっとそういう意味では許可の時の事故時に、いわゆる時間制限つきでやらないといけない。多いものを対象と
2:06:10	そのあと、ある程度、設備の状態が落ち着いてからやる行為っていうので、
2:06:16	分けていたことが今設備としてエントリーされてそのままその辺等当然動く、だんだんと引き続いてしまっているの、そこは、
2:06:26	ちょっと4の云々とかで、頭のところで整理しないといけないかもしれません。私いっぺんせずの地震が来てそのあとに使うので、そこも含めて、
2:06:41	機能が維持できることってのは当然設備としては確認するっていうのは、耐震設計上は考慮してやっていますけどもその辺のつながりかわかるようにちょっと整理はしなきゃいけないかと思えます以上ですあとタニグチに変わりますまず、
2:06:56	すいません日本原燃谷口です。今日の資料の中で299ページ300ページ目、
2:07:02	のところに、
2:07:04	実際のその対象のうち、回収とその回復については、作業の時間に制限がないんですということをちょっと書かせていただいていたいました。
2:07:14	それを踏まえて法律系の遮断のところまでは、事故の対処としてその時にできないといけない機能でここまではきちんとやりますと。
2:07:24	それ以降の回収とか回復については、事象が落ち着いた後、やればいいということなので、まずは要求される機能としては、①から③に当てはまるどころの機能をきちんと確保する。
2:07:37	そういうことなのかなというふうに思っていました。
2:07:40	規制庁コサクですけど、今言われたまずはっていうのはそうなんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:45	じゃあそのあとの機能ってどういう維持の仕方するのっていう説明がないんですよ。
2:07:56	日本原燃谷口です。なのでそのあれですね、0円と⑤に該当するものに対して、
2:08:03	どういう機能維持の要求の仕方をするんですかということがないということだと今理解しました。で、入ってないなって思いました。
2:08:12	はい。規制庁布施です。で、まずそれをどうするんだという整理があって、それを、57ページのところで、どう表現するのか。
2:08:21	ていうところまで戻っていかないと、
2:08:24	多分、そこで限定していいのかみたいなのところになっちゃうと思ってよろしくをお願いします
2:08:32	やっぱり日本原燃谷口です。わかりました。ちょっとこれご相談なんですけれどもこれ当社の発電所とかでも議論をされていてその事故後7日間で対処するものは、きちんとその発電所の中で機能を維持させますと。
2:08:45	それ以降のところは当然もう外部からの支援とかもあるでしょうから、それも実際の損傷の状況を踏まえて、施設に対応しますみたいなことだったと思っているんです。
2:08:56	今回のこっちで行きますとこの0.05って、もうまさにそういう状態になってからの、
2:09:01	対応かなと思いますので、こういった機能が機能としては持ってないと駄目なので、震度機能を確保させますということにするんだとは思いますが。
2:09:11	だからその1と1から3で言っているものとは、グレード変わるかなっていうふうには思っているんですけどそれはそんな理解で合ってますか。
2:09:20	規制庁コサクですあのグレードが違うのはその通りだと思いますけど。
2:09:25	実用炉で行っている7日以降の話っていうところと一緒にしていいかどうかはちょっと疑問で。
2:09:36	④⑤も、重大事故等対象で登録をするということで宣言をして許可をされているので、
2:09:43	それについては最低限の
2:09:46	機能維持ということは考えなきゃいけないと、ということだとは思いますが。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:53	はい。日本原燃谷口です。承知いたしました実際きちんと対処ができるためにはまずいかないといけないっていうので、アクセスルートが必要だったりとかっていうその対処としてやっぱり、
2:10:04	シナリオを考えて、どういうところがあるんですかっていうことは、整理をした上で記載するのかなと思いましたのでちょっとそこ考えさせてください。
2:10:12	はい。規制庁蘇武です。結局可搬での対応になるので、可搬は1.2を、
2:10:20	S sでも問題ないように保管しておきますということだけなので、そんなに負荷はかからないと思いますけど。
2:10:27	よろしくお願いします。
2:10:30	アクセスルートは、別ですけど。はい。阿藤。
2:10:38	丸さんの風速計は、
2:10:41	これは遮断を確認するという意味なので、含まれると。
2:10:47	いうところだとは思いますが。
2:10:53	火災が起きたとき、2 遮断するまでの間って排気系っていうのはどんだ、それは動いてなくてもいいけど、圧を逃がすって意味で閉めないっていうことなんでしょう。
2:11:06	はい、日本エリアでございます。強度として期待をしてかつフィルター の期待はするということと後は、しれないというか、すいません時間的に人が行ってしまう部分と、火災が沈下するのと、
2:11:21	あまり時間がかからない、変わらないので、結果そのあと、同時に閉めるって形にはなっていました。何か、あと海ガスとかという話ではないです圧力的にはそんなに上昇したとしても、ダクトの中で平衡状態にすぐなるので、
2:11:35	そんなに設備がブック開けるとかそんなことにならないっていうな評価をしておりました。以上です。
2:11:42	はい。
2:11:44	ちょっとうろ覚えであれなんですけど、DBAとSAの違いってどういう感じなんでしょう。
2:11:51	はい。与儀西浦でございます。DBAの方は、火災が今度はグローブボックスなんかでお聞いておき方は変わらないです何らかの要因で起きて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:02	後排風機を動かした武士後入れして消火をするのが、DBAの方です。末の方は背景の機能喪失してますけどグローブボックスで火災が起こって、粉末、
2:12:17	そういうところっていうのがあったりボックス価格を提出していきますけど、最終的にダクトとして外に行ってしまうという状態で、あとは焼却ランパート事務というのをやるのが、NSA側という流れでした。以上です。
2:12:32	はい、ありがとうございます。
2:12:34	それで、先ほどから構造強度いいんですっていう話だったんですけど、
2:12:44	検知って本当に構造強度でいいんですか。
2:12:48	はい。弓削西田でございます。もともとこのうちのために必要な設備が静的なはっきり抵抗体みたいな値の金属の棒というかそれが、
2:13:01	中央管理室まで伸びているという状態でそれに対して、
2:13:05	結構測定するようなハンディキャップ熱をつけて、温度上昇を確認するというのが、SAでの感知を対策ですので、そういう意味で
2:13:15	源泉かも含めているんな構造強度が維持できればOKだということで整理をしてましたということでございます。以上です。
2:13:32	伝送系。
2:13:36	そこで来た空の電線が電線管内に合わせられてるっていうことの、
2:13:42	扱いの違いって、どういうふうに考えればいいんですかね。
2:13:47	はい、日本イシハラでございますDBで使って転送してる感じですね温度をセンサーで温度を感知したらそれが
2:13:56	坂に行って、消火設備信号が行って消火ガスが吹くという流れ、これと全く別にSAのいわゆるはっきり抵抗体冷却をですね、
2:14:10	グローボックスから中央監視室まで話しているという形で棲み分けをしてました。
2:14:18	シタニ信号的にもとものDBDBで使ってる不正の音調なんかの事務方法が違う方式が使う違う多様性有したやつを、
2:14:32	一つは三分か何か見たやつでもう一つが
2:14:37	どうでしょうか温度上昇を見ていくやつ、やっぱ確か発見傾向と同じようなもんでもう1個がレースでそれでサブ差分を多分表示するような形になってたと思いますけどそういう形でシステムが若干、DBとSAで違うという形でした。以上です。
2:14:54	浅香ですDBとの違いを今聞いているのでは、すいません。なくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:00	炉も含めてですね、伝送系なりでの機能維持、皆さんは、なんていう昨日ちょっと表現だったか忘れましたが、電氣的なのか計器なのか、
2:15:11	そこら辺でやってる範囲と、ここで言ってる消化検知がどう、その範囲を外にあってということでもいいのかどうかと、その考え方は何だっということをお聞きしてるんですけど。
2:15:25	はい。日本原燃の谷口です。実際にその発電炉で見る電氣的機能の維持って、実際にリレーが動いて、ちゃんとそれがあと信号が中継場に届いて、制御室届いてみたいな。
2:15:38	ことになっているんで、先ほどからご説明をさせてもらってる乗っけて本当に、また異種金属の電車だけで測ってるっていうやつで、
2:15:49	本当に動的に何か機能を果たすものが、電氣的にもない状態なので、ちょっとグレードとしては違うかなと思って今、かつその電線管の中に入っているのを洗缶そのものの、
2:16:02	構造強度がちゃんと持っていれば、抵抗としては見えますよねっていうことでちょっとイメージをしていました。
2:16:11	そこら辺は不足ですけども、素行がですね、抵抗体のところは、断線することはないんだとか、
2:16:20	そこら辺の担保をどういうふうにして言うのか。
2:16:23	ていうのを、
2:16:26	整理していただくのかなと思いますけど、あと、
2:16:34	受け側ですね。
2:16:37	測定するのは、
2:16:40	可搬で測定する場合がありますけど、常設はないんですけど。
2:16:48	はい。インフルエンザタニグチです。これ
2:16:51	今のさっきの 301 ページの表の中にありますがグローブボックスの温度表示端末というのが、もうこれは端末つないで、乾電池でこの端末を動かして、
2:17:00	そこに出てきた傾向を見るっていうそういったものって考えておりました。
2:17:06	すいません。端的に言うと常設はなくて可搬で最初から対応するっていう計画です。
2:17:12	はい 50 なさいそうです。はい。
2:17:16	規制庁、佐古です。
2:17:18	です。今話してるのか伴の話は、のいているんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:26	米谷さん、申し訳ない冒頭の部分もう一度お話いただけますか。
2:17:30	可搬しか計器類はないっていうふうに説明いただいたんだと思いますけどその景気は耐震設計どうするかっていうのは今議論の範疇なんですか範囲外なんですか。
2:17:42	やはり日本原燃谷口ですこちらの範囲内だと思っております、技術部としては制御室の隣の部屋に耐震性を確保いただく中、ラックがあってそのラックの中に、
2:17:54	きちんと置いておいて耐震性を確保するというようなそういったことで考えておりました。
2:17:59	規制庁コサクですけどそれは、いつ行って今の 57 ページなりのところとの関係はどうなるんですか。
2:18:08	はい、日本連タニグチです。そういった意味でこの接続班になりますのでCポツの中に入る設備だということで整理をしておりました。
2:18:19	規制庁カミデです。なのでCポツに対する 62 ページの説明がないですよっていうことだと思ってますけど。
2:18:30	はい。日本原燃谷内です。承知いたしました。きちんとそのCポツとかに対しても、
2:18:35	いろいろこういうふうにしますということが、はい、わかるように記載をさせていただきたいと思います。
2:18:41	はい、規制庁補足です。で、かつですね。
2:18:45	Bポツは常設ですCポツは可搬ですというなら、B歩IIに常設という言葉がないんですよ。
2:18:55	はい。日本原燃谷藤です。そうですね。ないですね。はい。
2:18:59	わかりました。
2:19:00	はい、その辺りもちゃんと整理をしておかないと、どこで何を言ってるのかわからないのでよろしくお願いします。
2:19:22	その方が規制庁側から確認ございますでしょうか。
2:19:26	規制庁、岡部です。一応機能維持として話をしたいところは、
2:19:32	できたとは思いますが、
2:19:38	別紙 4-1 でまた何か引っかかる場所があれば話をすると、僕も枠があるので一旦ここでと思いますけど、いかがでしょう。
2:19:51	はい、日本原燃谷口です承知いたしました。
2:19:58	これ、これ、今、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:06	では、修正写真は一旦ここで聞いた方がいいですか。ちょっとまだ4、別紙1もまだ確認しなきゃいけないので、ちょっと図
2:20:16	きでは悪いですけど、
2:20:17	その続きから、
2:20:19	規制庁の竹田です。いや一旦機能維持についてまでは確認できたということで、午後にまた引き続きこの資料、資料の1、残っているということですので再開したいと思います。午後は13時半から再開いたしますのでよろしくお願いします。
2:20:36	では一旦ここで午前中は区切ります。
0:00:00	はい、向島下、
0:00:03	規制庁鏡です。それでは午前中に引き続き、十時00、
0:00:10	02、確認から再開したいと思います。
0:00:16	規制庁カミデ須藤、それで午前中機能関係の話をしましたけど、
0:00:25	同じく、57ページのところで、
0:00:33	どう、
0:00:34	ここで
0:00:36	前回というか7月15日に、
0:00:40	ヒアリングをしていったときに、4月の会合の説明事項をどう展開するかと。
0:00:48	いう話の中で、別紙1にもう
0:00:52	何かしら展開するという話があって、
0:00:56	結局、
0:00:58	今現在、別紙1にははいされずに、別紙4-2とかにはいると思うんですけど、その
0:01:05	基本的な設計方針であったりですね、終局を見据えて、それでもこういう設計をしますということは本文でも何らか説明をいただかなくてはと思ってますけど。
0:01:19	その辺り事業者の前回のヒアリングからどう考えたのかとか説明いただけますか。
0:01:28	はい。日本原燃谷口です。会合の資料の中でお話していたものとしては63ページ目。
0:01:36	で、唯一ここぐらいをちょっと触れているというところかなと思っています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:43	63 の、二つ目のパラグラフの真ん中辺りですかね、その変形が収録時の変化、変形能力が終局時の
0:01:52	意見に対して余裕を持って安全を、を湯遊することにしますということ を、記載をしていた内容でございます。それ以降の実際の設備の機能に ついては、機能維持としての方針は
0:02:07	これぐらいの大方針を言っておいた上で、実際の細かい設備のところ は、添付で展開しようというふうにちょっと社内で検討して今こんなふ うな構成にさせていただいていました。
0:02:19	規制庁、カミデです。まずちょっと認識が違ったので確認ですけど、 63 ページのその、
0:02:27	収去食う。
0:02:30	に対して、十分な余裕っていうのはこれ、
0:02:35	やっぱりDBの許容限界とおんなじことじゃないんですって。
0:02:57	はい。日本原電、谷口です。この63ページの直接の記載はそうなるん ですけれども、
0:03:04	前のページの62ページのちょうど真ん中辺り、
0:03:09	ぐらいですかねその個別の許容限界を言っているところでは、実際にそ の設備としての機能を維持できるように、設計をしますと。
0:03:22	というようなこととお話をして、実際、主変形としては終局でも、
0:03:28	余裕がありますよという流れにすることで、
0:03:31	そのことがご説明できるかなっていうふうにちょっと思っちゃってまし た。
0:03:38	規制庁カミデです。ちょっとそういう、
0:03:41	認識で、資料を作られると非常に
0:03:47	認識共有が図りづらくなっていて困るんですけど、
0:03:54	要は同じ設計方針でDBではこれは2000マイクロの話をしています。 1.2S sでは2000マイクロを超えた話をしています。言われても全然わ からなくて、
0:04:05	ちゃんと言葉を変えていただきたいと思いますますがまずその点よろしいで すか。
0:04:13	はい。日本原燃の谷口ですそこははい。承知いたしましたすみません。 おんなじ確かに表現を使うと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:20	全然それで読み取れないっていうのはすみませんでした。はい。そういうことかなと思いましたので、きちんと違うことを言っていて、まずは4000円っていうところに対して、きちんと機能が維持できるように、
0:04:33	建物としてやるんだっていうようなことを表現させていただきたいと思います。
0:04:40	藤規制庁カミデです。それで、それをどう反映するのかっていうことなんですけど、
0:04:47	この許容限界のところを書き換えるのか、それとも方針的なもうちょっと上流のところまで話を展開するのかっていうと、
0:04:57	ところなんですけど、どう考えてますか。
0:05:05	はい。日本原燃谷口です。正直なところ言いますと、今の最初の
0:05:10	57ページの目のところで言っていたその機能を損なわない設計にしますねと。
0:05:16	いうのの意向をこの555aと62、63。
0:05:22	を記載をするような内容の、
0:05:26	無駄に入るような内容が、
0:05:28	実際のこの585960ぐらいのところ、
0:05:32	かけるかっていうのがちょっと考えてみたところ難しいなと思って、今の構成にしてしまっていました。
0:05:39	実際の記載をするような内容でいくと、もう一つ
0:05:46	4-2の今日でいくと302ページですかね、の資料の中に書いていたようなことを、
0:05:54	記載するのかなあ思っていて、ちょっとそれをこれ本文に入れるんだとすると、もう正直なところ、入れる場所ないなあと思って今こんな構成に、
0:06:05	してしまっていたっていうのが実態でございます。
0:06:10	はい。規制庁カミデです。
0:06:14	今言われたのは、302ページの下から二つ目のパラと一番下のパラの話ですかね。
0:06:25	はい。日本原燃谷口です。散髪4の(4)で書いた、実際のその機能として、どういうふうになるんですかということのここが
0:06:34	耐震というところの基本人の一番上のところで、こういった考え方で、今後説明していきます構成していきますっていうところだと思っていてこういう内容を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:44	記載するのかなというふうに思っていました。
0:06:51	はい。規制庁神です。で、
0:06:54	それを、
0:06:55	より丸めた表現で、別紙1の方にも書かなくてはいけなくて、
0:07:02	それで言うと、
0:07:05	場所は、
0:07:08	57ページになるのかな。
0:07:15	日本原燃谷っていう入れるとすると、このAポツBポツCポツの説明が 終わった後、
0:07:22	ぐらいかなあ。
0:07:24	思いました。
0:07:29	そうですね。会合で説明したのは、要は終局までを見据えた設計としま すよってということ等、
0:07:38	その時に生じる変形だとか、そういうものをちゃんと考慮して、
0:07:45	機能が発揮できるように設計しますってということ等だったと思うので、 そういったところをですね、やはり57ページのCポツの後ですか。
0:07:56	にしっかりまず大方針として記載をしてもらおうと。
0:08:02	いうところかと思しますので、その辺りはよろしくお願いします。
0:08:09	はい。日本原燃谷口です。承知いたしました。
0:08:14	規制庁カミデです。続けて、
0:08:18	先ほどの、
0:08:26	今、57ページの話をしていて、
0:08:31	先ほどポツBポツ中ポツでBポツは常設だということをお話を、
0:08:37	しなきゃいけないと。
0:08:39	ありましたけど、今、AぽつBポツCポツで、
0:08:45	可搬の保管場所、
0:08:47	ていうのは、
0:08:50	それも書かなくていいですか、どうですか。
0:08:54	よ、今読めますか。
0:09:02	やはり日本原燃谷口です。読むとするとこのCポツの、
0:09:07	複数の保管場所に分散して保管するってことだけで、その保管場所 に、
0:09:13	発生する。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:15	地震をちゃんと想定してそれに耐えられるようにするっていうことの表現が必要なのかなっていうふうに思いました。
0:09:24	はい。規制庁、
0:09:27	それは新発に書くってことですかね。
0:09:32	はい。日本原燃谷口です。Cポツで今の、
0:09:36	その過半としてせ、機能を果たせるようにっていうことを説明するっていうことだと思いますので、
0:09:42	当然それを補完する場所にはこうですよっていうことをここに合わせて記載するのかなと思いました。
0:09:49	はい。規制庁深見です。わかりました。
0:09:52	次、58ページに行きますけど、(3)の荷重の組み合わせと許容限界で、
0:10:01	この下にぶら下がってさっきの機能維持の話とか、
0:10:05	もう、
0:10:07	あるんですけど、
0:10:08	明日は話をする、地震 0002。
0:10:14	では、
0:10:16	ここの部分で、まず
0:10:18	機能維持の基本的な考え方っていうところを書いていてですね。
0:10:24	それは1.2S sでもフォーマットを合わせてちゃんと書いてもらいたっていうことなんですけど、
0:10:31	基本的には
0:10:34	ここDBと全く一緒っていうわけではないので、
0:10:38	個別の設備の機能や設計っていうものを踏まえて、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれることないように設計しますというその機能維持の大方針が、
0:10:50	あると思うので、そこをまず最初に行った上で、具体の(3)の記載に入ってください。
0:10:58	ということで、この辺は室のヒアリングでも認識合わせをしますけどそれを踏まえて、1.2S sにも同じように反映するというので、対応いただきたいんですけど、よろしいですか。
0:11:12	はい。日本原燃谷口です承知いたしましたきちんとお話をさせていただきますと思います。
0:11:19	はい。規制庁、上出です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:22	その上で 58 ページの、荷重の設計上考慮する状態とか、
0:11:28	59 ページの荷重の種類っていうのは、
0:11:33	若干その 1.2 S s 特有のところはありつつほとんど D B S A と変わらなくて、
0:11:43	何か呼び込みで記載できるんじゃないかっていう気もしますがそのあたり、事業者としてはどうですか。やっぱりちゃんと書きたいって感じですか。
0:11:54	はい。日本原燃の谷口です。昇降の記載を書き始めた時の経緯でいくと、我々としての許可で宣言をした。
0:12:05	ことをきちんと約束して展開するんです、のイメージだったんで、今の点が並んでるところを、ずっと基本設計方針として記載をしたという意図はそんなところでした。
0:12:15	今おっしゃられるようにその内容が一緒に、読み込みにいくっていうことはそれはできるかなと思いますので、ちょっとそれを記載、もうちょっと読み込みにいくことで、
0:12:26	簡単にすぐ加力するっていうのは、考えたいなと思いました。
0:12:32	と規制庁カミデです。今 58 ページに載っている点 5 は、
0:12:38	これ 1.2 S s のところに、
0:12:41	書いてあって、
0:12:44	書いてあるものだっていうことですかね。ですよ。
0:12:49	はい。日本原燃の谷口です。正直に申しますと本当に 1.2 のところにあるやつだけを書きましたんでそういう意味では、普通の耐震から見ると、過不足あるかと思いますが 1. に書いてある内容をすべて展開して、
0:13:03	この点は、1. の項目のところに書いてある店舗の記載を持ってきているものでございます。
0:13:09	はい。規制庁深見です。で、
0:13:11	その中でも許可の添 5 でも、基本的には D S A の方針かな、孔口呼び込むような記載になっていて、
0:13:21	今回はそうではなくてさらにそれを書き下しているっていうことなんですけど。
0:13:27	この辺りは許可と同じレベル、もうちょっとまとめて、呼び込んで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:37	事故時の荷重を 1.2 S s の云々加重っていうように読みかえるような記載をしてですね、もうちょっと簡単に呼び込めるんじゃないかと思えますけど、どうですか。
0:13:49	はい。日本原燃谷口ですそれは全くできると思いますので、ちょっと耐震の記載も見ながらいつここに書いてある記載、耐震の記載、
0:14:00	見ながら、それこそもう基本地震動を基準地震動 1. 二倍っていうぐらいで書いた内容ですね違うところはきちんとそこは差別化して表現しますが同じところはもう読み込みにいくと。
0:14:12	というような表現にしたいなと思います。
0:14:16	はい。規制庁菅です。わかる。
0:14:22	あと次 59 ページの一番下の 1 ポツで、青字で、
0:14:29	関係ある。
0:14:30	設備名なんですけど、
0:14:33	これ、
0:14:34	エポ II、57 ページのポツでいった設備面をずっとこれからも使ってるんですけど、
0:14:45	なんかもうちょっと短くならないかんようは、
0:14:48	起因のときに、まず発生時に機能維持するものっていうこと等ですよ。何かこの、
0:14:55	主語をずっと使い続けてるってというのが何か読みにくいなと思ってるんですけど、その辺事業者の考えはどうですか。
0:15:04	はい。日本原電タニグチです。正直に言いますと、どっかで読みかえて短くしたになって、
0:15:11	思ったんですけど、許可のときの項目を上げてそのまま書いてたんで、それも難しいなと思って、今の船がとまってこのまんまになってました。ちょっと記載、
0:15:22	簡略化できるように変えてみたいと思います。
0:15:26	藤規制庁カミデです。
0:15:29	許可の言葉よりもさらに長くなってるんですよ。なので、何かまた読みにくいなあと考えていて、
0:15:37	あれでしたっけなんか許可の言葉そのまま使うと都合が悪いとかっていうことなんでしたっけ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:46	はい。植野タニグチです。いえ、そんなことはございません。ですんで、まずは少なくともそれをベースにすることで、そこからまた言い換えができるか何かちょっと考えて、
0:15:57	簡単に記載できるの考えてみたいと思います。
0:16:01	規制庁カミデですけども、
0:16:04	ちょっとあのだ大丈夫といつ何かこだわりがあるような感じがして、
0:16:09	許可だと重大事故の起因トナー10年関連と言っていて、
0:16:18	設工認だと、まず事業許可だと言わなくちゃいけなくて、あとは発生を、
0:16:25	仮定する。
0:16:27	設定。
0:16:29	及び云々みたいな、
0:16:31	ところはあるんですけど、この辺ってまずどういう考えなんでしたっけ
0:16:37	こういうことだから強化とことばっかりなきゃいけないんですっていうのをちょっと説明いただけますか。
0:16:43	日本原燃石原でございます。前回の部屋だったと思いますけどこの段階ということの対象を、許可からどう許可のときにどう決めたことだったのかっていうのがわかるように、最初のところで57ページで1回ちゃんと
0:17:00	カードの関係を整理をしたかったということで、拡充させていただきましたので、この後は、以下何とかというということで、
0:17:12	何らかの日本語、1.2倍の地震動に対して機能維持する設計設備とか、何とか
0:17:19	だと思います。すいません。規制庁コサクですけど、今の妥当これってあれですね起因っていうの
0:17:28	対処で必要なものを1.2倍のS sに耐えるっていうのと二つ分けなかったんですね。そうですねはい、そう、1.2云々はあんまり。
0:17:40	ショウリャク用語に入らなくて。で言えば、地震起因。
0:17:46	考慮信金。
0:17:49	の
0:17:51	地震起因対処交流設備とか何か、それぐらいの
0:17:56	省略でいいんじゃないかなと。
0:17:59	要は用語定義すれば別にここ読み込めば内容はわかるので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:05	ていうくらいです。Dだなんで金側で見るのか或いは対象の方で見るのかと。
0:18:10	いうところの誤解がないぐらいの要望になってれば十分だと思います。
0:18:16	-4 エリアでございます。はい。承知いたしましたそういったことがわかるぐらいのキーワードで、かっこいいか何とかということということで整理をさせていただきます。以上です。
0:18:27	はい。
0:18:28	長カミデです。その上で、
0:18:31	57 ページの b ポツは許可と同じ文言なんですけど、これは何でその事業変更許可における云々って言わなくていいんですけど。
0:18:45	はい。4 権利者でございます。
0:18:50	私がさぼっただけだと思います。普通は議員系として事業許可でこういうところで定めたものを B ポツは、重大事故の発生を仮定する機器の
0:19:03	特定とか何とかのところ、対象に必要な機器として、特定したものであったので、B ポツの 57 ページが最初受けるところでちゃんと定義をしていくか、
0:19:16	地震議員の地震における対象設備とかにして、同じような用語で使えるように展開をしたいと思います以上です。
0:19:25	はい。規制庁深見です。わかりました。
0:19:29	ちなみに、
0:19:30	規制庁コサクですけど、
0:19:33	許可の用語で違ってるのは起因と要因で、上は、
0:19:39	上はどこ抜くかちょっとわかり難いんですけど下は対処。
0:19:44	この辺りを外さないで対比して見れるようになればいいかなと思ってます。
0:19:52	はい、柳下でございます承知いたしました。
0:19:59	はい。規制庁、上出です。
0:20:03	私の方から別紙 1 の 1.2 S s 絡みというのは大体それぐらいなんですけど、他規制庁側から、別紙 1 の中で何かあればお願いします。
0:20:21	特になければそのまま、別紙。
0:20:25	4-14-2。
0:20:27	ですが、
0:20:29	4 の一井についてはほぼ本文の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:34	本文と同じことが、添付2 展開されてるってということなので、先ほどもそうでしたけど、同じように手当をしてもらおうということだと思いますけどそこは事業者は理解され、大丈夫ですかね。
0:20:48	やはり日本原燃谷口ですがこの大矢添付になる内容はもう大分基本設計方針を撤回していきますので、
0:20:54	今の※今までのコメントをきちんとあれをした内容で、資料としては構成したいと思います。
0:21:04	はい。規制庁深見です。わかりました。よろしくお願いします。
0:21:09	それで4-1も特になければ、今度は別紙4-2の方に確認したいと思いますけど、
0:21:18	まず、
0:21:22	299 ページの一番下に、
0:21:28	なお書きが書いてあって、
0:21:33	ここで説明したいのが、さっき回収系の花C、
0:21:41	ですよね。これを、
0:21:44	今301 ページの、
0:21:47	④と⑤について、
0:21:50	1.2 S s でなくても良いっていうことを説明したいパートナーでしたっけ。
0:21:59	はい。日本原燃谷口ですこの資料作っていた時はそんなふうに考えていました。
0:22:05	先ほど岡崎さんからもコメントいただいて④と⑤、どんな機能を持たせるかっていうことは、きちんと検討が必要でその検討して反映した内容を、
0:22:14	ここの記載にもあわせて反映しようかなというふうに思っていたところでした。
0:22:20	はい、規制庁カミデです。よろしく。
0:22:23	お願いします。さっきの続きみたいな話ですけど、
0:22:27	特別 0405 を、
0:22:31	1.2 S s 2、
0:22:34	市内古藤がそこまでメリットがあるのかというか、建物としてはアクセスルートとしては建物全体で確認しなきゃいけないんだろうし、可搬型のものも、
0:22:48	他のものと他の間と同じように適用されるんでしょうか。特段、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:53	支障はないんじゃないかと思いますが、何か事業者としてやっぱり差分をつけたいみたいなどころはありますか。
0:23:02	はい。日本原燃の谷口です。午前中お話をさせてもらった時は私ちょっとそんなふうに思っていてどうしても0があったんで、7日以降みたいなどころもちょっと念頭にあったんですけどお話しさせてもらったとマイク切って、こっちで社内で話してた時には、
0:23:19	別にそんな区別つけなくても設備としても大丈夫やし、みたいなことを、
0:23:23	お話ししましたので、ちょっとそういった検討を踏まえて、
0:23:28	同じように要求しますよっていうようなことで整理できるかなというふうに思っています。
0:23:36	はい。規制庁鏡です。わかりました。
0:23:40	で、次進んでると、302 ページで、先ほども話をしたところですけど、
0:23:49	これ、(1) から (4) までまずあって、先ほど話をした下の他、建物構築物は、あと機器配管系はあって、
0:24:01	というのが、
0:24:04	これを (4) の内数として書いているとか、この箇条書きを、
0:24:10	全体を受けたものとして書いているのか、ちょっとあの構成がよくわかんないんですけど、これ、どういう文書構成になってます。
0:24:20	はい。日本原燃谷口です。ここの部分は (4) に含めた内容で、次の可搬のところまで含めて、さっきの本文であったところのポツ B ポツ c ポツ、
0:24:33	のところも踏まえて、大法人としてこうしたいっていうようなことで、他の (1) (2) (3) (4) と並列で、この (4) の
0:24:43	アの中で言いたいこととして、書いていましたちょっとここだけ。
0:24:49	でかいんですけども、その冒頭で書いてある黒い字のところですけど、一定の地震力に対して、重大事故に対する機能が失われない設計にする、なんでそのためにはこういうことなんですっていう、そういうことが説明したかった内容です。
0:25:05	藤規制庁カミデです。まずあれですね、この
0:25:10	(1) から次のページまでの (8) っていうのが、
0:25:17	どういう位置付けなのかっていうのがよくわからないんですけど。
0:25:26	これって、
0:25:28	何ですかって言ってもなかなかこアレイだと思うんですけど

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:32	3.4 の最初の文章に、いかに何々を示すみたいなのが書いてないの で、
0:25:41	この (8) までの書いてあることが一体何なんだろうって感じがするん ですけど、ちょっと説明してもらいます。
0:25:50	はい。日本原燃谷口です。あとこの 3 ポツの項目で書きたかったのは、 実際はその 1.2 S s の設備に対してどういう設計するのかっていう一番 上の方針の大方針を記載したかった内容です。
0:26:04	実際の記載の内容については、通常の耐震設計の 3-1-1 で、一番最初 に言っている項目あれが確か (1) から (10) から 11 から 7 ぐらいま で、
0:26:15	この内容のうち、その 1.2 で考慮することをこういうふうにやっていき ますっていうことを宣言したくて、なのでちょっとこんな構成で記載を していました。今ご指摘いただいた通りまず冒頭部分にそういったこと が一切ないまんま、
0:26:29	ずらずらと、やりたいことを書いていたのでちょっとそこはわかりやす いように、整理をさせていただければと思いました。
0:26:39	はい。規制庁、上出です。
0:26:43	それで、
0:26:45	ちょっと一つ一つ、
0:26:47	一応聞きたいんですけど。
0:26:49	(1) で、何だろう、(1) で全体を行って (2) でそのうちこれこれ (3) で、この部分みたいなその構成の整理みたいのがあれば教えても らいたいんですけど。
0:27:04	例えば耐震、DB の耐震の別紙 4-1 にあるような項目を並べましたと かそういうこと言ってもらえるとわかりやすいです。
0:27:16	けど、何か構成の考え方みたいのってあります。
0:27:28	4 連タニグチです。ちょっと手元に、3-1-1 をしますねちょっとだけ お待ちください。
0:28:41	おまかせしました日本原燃谷口です。
0:28:46	3-1-1 の資料でいくと 2 ポツ 12 ポツに、耐震設計の基本方針ってあ ってその 2 ポツ 1 に基本方針があります。
0:28:56	その中で (2) っていうところに、重大事故等対処施設っていうので、 先ほどごめんなさい僕 (1) から (10) か 11 かって言ってたの、2 ポツ B ポツ c ポツって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:06	いう並びで、清設備に対してこういう耐震設計しますと。
0:29:11	いう記載が出てきます。
0:29:13	私これ当初、この部分記載始めたときは、まずその 1.2 の S s も S A 設備だから、これと同じことがいえるだろうっていうので、その順番にこのメンバーバーツと書いた上で、
0:29:27	1.2 の内容で変わるところの記載を、書き換えていったっていうそういう経緯でこの 3-4 を作ったものでございました。
0:29:38	あと、規制庁カミデすみませんちょっと冒頭を聞き逃してしまってえっと、どの資料の対応って言われました。
0:29:48	やはりすみませんでした日本原燃谷口です。通常の耐震設計でお出ししている添付書類の、耐震設計の基本方針っていう 3-1-1、
0:30:00	はい、資料になります。
0:30:03	この 3-1-1 の資料の中で、
0:30:07	2 ポツっていうところに、
0:30:10	一番方針、
0:30:15	耐震設計の基本方針ですごめんなさい、2 ポツ、新設計の基本方針でこの中にある (2) っていうので、重大事故等対象施設が、
0:30:25	ございます。
0:30:27	別個の項目を、
0:30:30	借りていった。
0:30:32	のが、作業や、実際の内容でございます。
0:30:44	はい。規制庁カミデです。
0:30:51	はい。理解できました。
0:30:54	はい。ありがとうございます。
0:31:04	はい、了解です。
0:31:07	すいませんから米谷です。冒頭おっしゃられた
0:31:12	いろいろその考え方みたいなのが頭の中に、頭の文章の中になんかいないっていうのは、それはあると思いますので、そこは反映を
0:31:19	させていただこうかなと思いました。
0:31:24	はい。規制庁、上出です。わかりました。
0:31:30	あとですね同じく 302 ページで、
0:31:40	下から 2 番目の建物構築物はというところの 2 行目で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:46	地震を要因とする重大事故等対処設備ってというのは、この辺もまだ言葉の定義が、先ほど、改めて定義をするっていうことだったので綺麗になると思う。
0:31:59	いますけど、ちょっとまだ、
0:32:01	用語が馴染んでないので、きちんとスキャンしてください。
0:32:08	日本原燃谷藤です承知いたしました。資料全般を通じて、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。
0:32:17	はい。規制庁、五味です。
0:32:26	あとは 300、
0:32:33	規制庁カミデです。303 ページの一番下の青字のところですね次のページにかけてですけど、
0:32:43	この裕度を確保する設計ってというのが、具体的に何のことを言っているかがよくわからなくて、評価上の安全率みたいな話をしているのか、実態の設計として、下、
0:32:57	こういう保守性を積んでますという話なのかがよくわからないんですけど、実態としてはどんな感じですか。
0:33:06	日本原燃谷口です。これは会合のときに議論をさせていただいた、実際は 4000 までいけるんだけども、
0:33:14	宇和の判定として 2000 にしますっていうその 2 倍の余裕を見ますという安全率のことを想定して、こんなふうに表現をしておりました。
0:33:26	規制庁カミデです。ここの説明は、
0:33:33	ばらつきの影響のところですね。
0:33:36	ばらつきの話を、
0:33:42	ばらつきの、
0:33:44	要は 1.2 S s でばらつきケースをやなくていい。
0:33:48	いいのはこういう理由ですと。
0:33:51	いう説明においてですね、
0:33:55	要は終局に対して半分、倍の安全率を見てます。要は、
0:34:01	4000 円に対して 2000 でありますってというのが、ばらつきを見なくていいっていうふうにはとても思えなくて、
0:34:10	それって、
0:34:11	4000 円だったら何でもいいんだっていう前提に立ってますよねそんなことないと思ってるんですけど。
0:34:18	実際どういう認識ですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:23	はい。日本原燃谷口ですそれは我々の方も、
0:34:27	アポにしたからいいでしょだけではなくて、一応思っていたからその前段部分の黒字の部分ですね、地震動に対してその2割ってというのが、
0:34:38	評価の前提として決めたもので、もうそんな精緻な評価をするような、根拠を持ったものでもないんですと、まず入力があるふうになっていて、
0:34:48	判定基準の方においても、大きな余裕を持たせるということで評価をしているので、そういった細かいことを精緻に見るっていうようなものではないですね。
0:35:01	ていうことを、説明したいなと思っていたところでございます。
0:35:07	規制庁、上出です。ちょっと資料が飛んでしまうのでなかなかあれですけど、
0:35:14	7月15日に、
0:35:19	ヒアリングをした会合での説明事項を更新、どう展開しますかっていう話の、
0:35:27	資料で、その資料でいうと11ページになるんですけど、
0:35:33	要は
0:35:36	終局っていうところまで島終局以内と言いつつ、行かき分は概ね弾性だとか、
0:35:44	耐震駅とか、耐震機以外はそのひずみに追従できるような、設計にしますって言うことが、
0:35:55	それがここで言っている。
0:36:02	いうのを確保する設計っていうんですか。
0:36:05	なんなのかなあとってたんですけど、全然違う話をされたので、
0:36:13	なので、何でばらつきを見なくていいのかっていうのもよくわからないし、会合で説明したことを基本方針に反映してないっていうので二つ、よくわからなくなってしまったんですけどちょっと整理してもらえますか。
0:36:29	はい。日本原燃谷口です。
0:36:34	これはすみませんでした。私思っていたのは実際ばらつきを考慮する、しないの話に、まずはその会合、
0:36:44	の中でした話としては、
0:36:47	上流から整理をしていくと。
0:36:50	そもそも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:51	ばらつきっていうなことを今回、
0:36:54	評価をするような性質のものではないですと。
0:36:58	それが実際にその細かい内容をこう精緻に入れ込んで、1.2 っていうことにしているものではないので、
0:37:08	そういった評価にはなじまないものですよね。
0:37:12	ていう整理のことなんだと思っていました。
0:37:17	だから、ひょっとしたらそそこ私、ちょっとそのあの会合を踏まえて、そう思っていたんですけども、そこがまずかったのかもしれない。
0:37:31	実際の設備の裕度のことにつきましては今日の資料でいくとちょっとすいません、先走って後になってしまうんですが、340 のところで行動計画、
0:37:41	ご説明するところが、一応我々としてはこういう設計をしますよということは説明が必要だと思っていて、ちゃんとその内容を、今回、構造計画として、
0:37:53	入れてみたようなところでございました。
0:37:59	規制庁、上出です。まずばらつきってというのはそもそも会合で説明した事項からするとそんな性質のものではないですよねと。
0:38:11	いう話が、
0:38:19	ちょっとどの会合資料にあったかなあと今、
0:38:26	さはしているんですけど、
0:38:30	何か
0:38:32	ばらつきとかは
0:38:37	表前、前、今後はその基本方針とか、添付書類を補足説明の構成については云々というところで×キーのこととかもちゃんと整理しますっていう。
0:38:49	ぐらいかなあとと思ってたんですけど、違いましたっけ。
0:38:55	表現者でございますおっしゃっていただいている介護の資料上、一番最後、大分すいませんこちらの木山でバタバタしてしまいましたが最終的にはばらつきの話は今後、補足説明資料も含めて整理をしていきますということで、終わったと思ってます。その前のバージョンの時には、
0:39:13	1.2 S s の成り立ちのところを書いた上で、そこが性質も踏まえた上でかつ、4000 と 2000 円という協議委員会の
0:39:26	徹底の仕方ってのも、あわせて合わせ技で、いわゆるばらつきみたいなものを見るような次元の話ではないというような話をしてみました 1.2 S

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	sの成り立ちのところではいろいろと使った文言が、何ていうんでしょう、見方によっては過激な部分もいくつか使っていましたので最終的にはそのページ、
0:39:45	削除して、最後、今後ちゃんと整理していきますっていう形にしたと思ってました。その現場のところで行っていた内容を今、谷口がご説明したページのところで、
0:39:56	及びつないで、それぞれ前半部分後半部分で書きくださせていただいたということでございます。以上です。
0:40:05	はい。規制庁、上出です。そういうことなんだとは思いつつ、
0:40:11	とは言っても結局、会合で説明したことをちゃんと反映してくださいねと。
0:40:16	いう花強いですから、
0:40:21	そういう点で言うと、
0:40:27	何て言うんですか、
0:40:30	前回の7月15日の資料でいうと、11ページにあるような、
0:40:38	先ほど言ったようなですね、変形に追従できる設計とか云々っていうのが、まずはちゃんと入ってこないといけないと思ってるんですけど、それはまずどうなってます。
0:40:54	はい。日本原燃谷口です。そういった、ごめんなさい、その上流の整理をしたこの実際の設備の設計の議論っていうのを、今、冒頭のその部分に入れていないので、
0:41:08	ちょっとそういったのが読めない内容になってしまったなって思って反省してるところです。すいません。
0:41:16	あと、規制庁カミデして、
0:41:19	それを踏まえて、じゃあ何
0:41:22	結局何でばらつき見なくていいのっていうのが、
0:41:26	まずその理由がよくわからなくなってきたんですけど、ちょっと簡潔にこういうことだから見たっていいんですっていうのを少し説明いただけますか。
0:41:47	はい。日本原燃谷口です。繰り返しになってしまうかもしれないんですが、まずは入りがそんなに精緻じゃない。
0:41:56	0には余裕を持たせました。そして、設備の設計にはきちんと連携に耐えられるようなものが入っています。
0:42:06	そういう設計がされているので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:10	ばらつきの影響とかっていうのは、妙なもんじゃないですよ。
0:42:14	ということかなと思いました。
0:42:18	規制庁、上出です。衛藤。
0:42:22	そんな精緻な性質のものではないっていうのがまずわかって、
0:42:28	とは言っても、
0:42:31	今説明があったように、終局に対して、余裕があるからいいんだっていうのはそれだけではちょっとさすがに、
0:42:40	言い過ぎで、
0:42:43	要は終局までいくと結構な状態ですが、半分の余裕っていうのも普通に S s の許容値ですから、なんでそれでいいんだっていう話になって、
0:42:54	そうではなくて、なんで、今の話でいうと、その終局まで滑稽っていうのが前提にあるんですね、頭の中でそれをちゃんと補強するために、
0:43:07	会合で説明があったような、ちゃんと変形追従だとか、そういうことにおいても、機能が維持できるように設計すると。
0:43:17	だからここまで枠が取れてという上でさらに、
0:43:24	なので 4000 ぐらいまで見ても大丈夫なような設計にするんだけど、実際の設計としては 2000 人を納めているから、そういう環境においてばらつきまで見る必要はないでしょう、そういう話だと思うんですけど、どうですか。
0:43:41	はい。日本原燃谷口です。
0:43:43	説明のご趣旨わかりました。
0:43:47	冒頭で言っていたその半分に抑えるからの半分に行くところのまず前半前提のところを、
0:43:54	きちんとご説明しないまま半分だからいいでしょってなるのが、よろしくないんだと思いました。でかつそのを説明してる私の、
0:44:05	この中に、まだ 4000 っていうのが、OK になったっていうんで OK になったっていうのが、きちんとそういう設計をするから、
0:44:13	元になったっていう、そこの前提をきちんと表現しないといけないんだっていうのがわかりましたんで、ちょっとそれは表現、そんなふうに、
0:44:22	整理をして見直しをさせていただければと思いました。
0:44:26	はい。規制庁深見です。
0:44:29	そうですねなんか 4000 もないしその終局っていうところがもうフリーハンドで、もう何でも OK と多分事業者なんか思っちゃってて、
0:44:39	そこの認識が違うんだっていうのがわかりましたそんな

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:45	集客、4000 までも何でも OK って言ってるわけじゃなくて当然条件つき でっていう古藤ですから、
0:44:52	その辺をきちんとですね認識をいただいて、
0:44:57	資料というか
0:44:58	説明のロジックをですね、ちゃんと組んでいただくと。
0:45:02	ということだと思いますので今日で大体話が見えたと思いますけどなので そういう変形通常的设计だとかっていうのはすごい大事なところですか らちゃんと方針として、
0:45:16	こういう設計にするんだというところを言わないと、全体のロジックが 崩れちゃいますからそこはちゃんと気をつけていただきたいと思いま す。よろしいですか。
0:45:26	はい。日本原燃谷口ですありがとうございます。承知いたしました。
0:45:32	はい。規制庁、カミデです。続けて、
0:45:42	304 ページに、
0:45:46	また設計の不確実さっていうのは、
0:45:50	これは拡幅やりますよっていう話ですけど、設計の不確実さっていうと またよくわからなくて、具体的には、
0:46:01	あれですよ。本当。
0:46:03	機器の地盤のばらつきだけでなくその機器の応答解析においても、
0:46:11	当然、簡略化しているところがあって、そういうことを含めて、
0:46:17	拡幅しますよってそういうことですよ。
0:46:22	はい。日本原燃谷口です。耐震設計であるモデル化の中でも、いろんな 影響って変わってしまうというのがるので、そういったのも含めて拡 幅しますよってそういう意図でございました。
0:46:35	はい。規制庁カミデです
0:46:38	設計の不確実さっていうとすごく広い言葉なので、もうちょっと限定し てですね、こういうところだっていうのがわかるように、
0:46:48	一つなり二つなり例示を出して、こういうことを踏まえて、拡幅はちゃ んとやりますよってことを言ってもらえればと思いますけど。
0:47:00	具体的には、
0:47:02	前ですか。
0:47:03	今尾とか井関以外に何かありますか。
0:47:10	日本原燃谷口です。ちょっとだけお時間をください。ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:15	諮問省略の中にその拡幅をするということにこういった意見ありますよねっていうのがありますので、ちょっとそこから表現を抜き出してきて記載をしようかなというふうに今思っていたところです。
0:47:30	はい、規制庁カミデです。す。あれも、地盤のばらつきとか、
0:47:35	何かその辺だったような気はしますけど。
0:47:41	当然、
0:47:44	設計の中にいくつか拡幅してるからこれでいいんだみたいなところは判断してるところが絶対あると思いますから、
0:47:52	あとはあれかな。
0:47:55	配管もやろうとしてるんですけど、これ。
0:48:01	向かうと曲線使って、配管の設計もするんですよ。
0:48:07	日本原燃谷口です。そのように考えています。
0:48:12	はい。規制庁亀井です。
0:48:14	なんで
0:48:16	低ピッチでやるのかもあれですけどそういうところとかでも、いろいろ確実はあってということだと思いますから、ちょっとちゃんと具体的に、
0:48:27	書いていただいと。
0:48:29	いうことでよろしくお願いします。
0:48:33	谷口です。承知いたしました。
0:48:40	規制庁カミデです。次が、300、
0:48:45	20 ページ。
0:48:47	です。この辺は、
0:48:56	機器配管系のところの b ポツ機能維持で、
0:49:01	2 行目に耐震設計の安全機能維持はってなってるんですけど、
0:49:08	何か、
0:49:10	安全機能維持って言われると、DB みたいにちょっと受け取ったんですけどこれって、SA でもこういう表現なんでしたっけ。
0:49:30	はい、日本原燃谷口です。
0:49:32	SA の設備、重大事故等に対処する機能ってということになろうかと思えますすいませんここは表現を改めさせてください。失礼しました。
0:49:43	はい。
0:49:43	規制庁神です。これって、
0:49:47	あれですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:48	どっか、
0:49:50	D B側の方針から持ってきたからそうなるんですか。なんかあんまり、
0:49:56	何かこんなこと書いてあったかなあという気がするんですけど。
0:50:01	どんな作業されました。
0:50:08	はい。日本原燃谷口です。北野は、
0:50:12	実は耐震の普通の耐震でやってる説明の内容だったんですけど。はい。抜き出し方が良くなかったんだと思います。すいません。
0:50:23	規制庁鏡です。わかりました。
0:50:26	はい。
0:50:27	並びはあれだけど、パツパツ持ってきたんだなっていうのでわかりました。
0:50:32	はい。
0:50:33	あとは、次、326 ページですが、
0:50:42	ここ、
0:50:43	あれなんですよ。 (2) 機能維持っていうのがあって、
0:50:47	(3) でまた機能維持の基本方針があって、
0:50:55	(1) も、構造強度ってなってるこれ
0:51:00	冒頭お話をした機能の関連ですけど、
0:51:06	この辺を、が、
0:51:10	ちゃんと整理をしていただかなくちゃいけないと。
0:51:14	いうところです。
0:51:17	で、
0:51:19	そもそもあれなんですけど、今の構成にしたのってどういう意図だったんですか。
0:51:28	はい。日本原燃谷口です。当初、
0:51:32	資料作った時に思っていたのは、
0:51:34	本当の基本設計方針と言っているところの、常設の設備に対して、こういった機能を持たせるっていうのが、まずは前半に来て、
0:51:45	次に、可搬設備として持たせる、機能としての要求事項を書き下していくっていうそんなことを考えていました。
0:51:56	今日その冒頭の基本設計方針、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:00	の各ところの内容を修正させていただきますので、ちょっとそれに合わせて並びと、あと、記載すべき内容も含めてちょっと整理をさせていただければというふうに思いました。
0:52:14	はい。規制庁カミデです。
0:52:17	326 ページだと、
0:52:20	機能維持の中、(2) 番の中に動的機能維持、これは、
0:52:24	機器配管系の話 D、D、v i v o た支持機能なんて建物高築物なんだと思いますけど、
0:52:33	(3) 番マター
0:52:36	建物構築物及び機器配管系となっていて、
0:52:42	なかなかよくわからない感じになってますので、
0:52:47	まず今日お話をしたように、
0:52:52	とりあえず機能がどれだけあるんだということをちゃんと
0:52:56	頭出しをした上で、これとこういうところについては構造機能、
0:53:02	構造強度っていうもので見ます。これとこれは動的機能っていうもので見ます。
0:53:09	これは個別に閉じ込めを確認しますとか、個別に委員会の話を見ますと、そ、まずはそういう、
0:53:16	整理をした上で、それぞれ書き、許容限界を書き下すというところだと思えますからその辺、
0:53:27	も含めて、ちょっとこの、
0:53:29	あたりの構成もですね、きちんと整理いただければと思いますが、よろしいです。
0:53:37	日本原燃谷口です。今日基本的方針のところであっていただいていたちゃんとその教育委員会のところに、持たすべき機能の話が展開されていなくて、そこから
0:53:50	それが始まって、今ここに来て、言っていることと、あと並びと、上手くくまうっていかもう全然ちゃんと並んでないですし、言うべき機能のことも、
0:54:01	どの機能の事を言うんだみたいなことがきちんと整理されてないんだと、いうふうに理解をしておりますのでちょっとそこは、上流側からの整理を含めてきちんと並ぶように、
0:54:12	資料としては修正をさせていただきたいというふうに思います。
0:54:19	はい。規制庁カミデです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:21	お願いします。
0:54:24	あとですね
0:54:27	333 ページから可搬型の話があって、
0:54:34	先ほど、
0:54:36	別紙 4 の、
0:54:38	別紙 1 の中では、可搬の許容限界書いてませんねっていうので、c ポツに対応するものを引き回すという話だったんですけど。
0:54:48	4-2 については
0:54:51	何かちゃんと書いてあってと。
0:54:53	いう感じで、何か不思議な感じはしますけど、
0:54:58	これもう、
0:55:00	先ほどの機能維持の関係で、7 日半についてもちゃんと整理をしてもらってと。
0:55:07	いうことだとは思ってますけど、ちょっと
0:55:11	読んでて気になったところで言うと、
0:55:16	335 ページの一番下にこれ、構造強度ってなっていて、
0:55:23	塑性ひずみが生じる場合であっても要は知事、
0:55:28	微少なレベルに云々っていう要はこれ、4S に収めますって言ってるんですね。
0:55:36	別に普通の記載なんですけど、1.2S s の奇形っていう意味でいうと、これは原則としつつそれ以外の場合もありますっていうのが許可でも書いてあるし、
0:55:49	本文の別紙 1 にも書いてある方針で、何か可搬の渡航になると、その余裕首藤をとっばらって、ちゃんと普通にの前にやりますみたいに、
0:56:01	見えるんですけど、この辺り言っても、ナカハマはこのレベルでやっばりやるんだっていうことなのか、ここから記載を持ってきたからそこまで手当てできてないですっていう状態なのかっていうと、実態どっちですか。
0:56:17	はい。日本原燃谷口です。それでいきますと、実際、発電炉で記載をしている内容を目的でしかおります。
0:56:27	今お話いただいた時にその 335 ページなんか 4S っていう表現残ってたりするような場所があってこれ本当に申し訳ないです。我々が実際に立って、
0:56:38	他の中でお話をさせてもらった。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:40	まずは i O S 基本にするんだけど、違う基準を持ってくるときはちゃんとその妥当性説明してやるねっていうところを、きちんと反映をすることと、
0:56:49	まずその可搬設備としてどういったことを、機能として求めるのかって言うことも整理をした上で、記載をしたいと思います。
0:56:57	ちょっとだけ言い訳をすると記載をしたのはですね、冒頭 S A 設備として話をさせてもらってた 144 ページの全体の構成。
0:57:08	の中で、
0:57:12	重大事故等対処設備の設計方針で今後設備申請する時に出示すると言っていた 5-1-1-4-2 から、
0:57:19	かなりの部分だけは、ここに飛ばして、1.2 でちゃんと機能を持たすことができます大丈夫ですっていう、いうご説明をすると、受け側になるので、中平の記載が必要だろうと。
0:57:31	いのでこれは今日ご指摘いただいてわかったんですけど、なので、自分たちの中で言っているその基本設計フジノ C ポツから書かないといけないと思って展開したのではなくて、
0:57:41	普通の 30 条の説明の中から飛んでくるから、池として書かないといけないと思って、書いた内容でございました。ちゃんとそれを整合させて 1.2 から、自分たちで
0:57:54	展開してきても、そごがなく、かつその受けてきても問題がないような記載にきちんと書き換えたをさせていただきたいと思います。
0:58:04	はい、規制庁川満
0:58:07	大体想像通りの状況ですか。
0:58:12	あと、続けて、この流れで 300、
0:58:16	この可搬の中で、波及影響の話があってですね、(1) 番の相対変位とか、
0:58:28	(3) 番と変わらから返答みたいところですけど、
0:58:34	(2) 番の接続部の観点による設計っていうのは、
0:58:39	ものはないと言いつつですね、30 条としては、30 条の要求としても、その悪影響防止だとか
0:58:52	要は接続
0:58:54	あるものはこうしますみたいな、
0:58:57	こうしましょうみたいな要求がかかっていること等、あとここで言っている、接続部の観点旧耐震における接続部の観点っていうのが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:08	それぞれそういう関係なのかなってというのがよくわからなかったんですけど、何か整理されてますか。
0:59:36	これ4年タニグチです。すいません。
0:59:41	一応ここで思っていたのはですねその考え方設備保管状態にあるときに、他に何か悪さをしませんかっていうことの説明かと思っていて、発電所だと、
0:59:54	可搬なんだけれども、嘘操作の即応性を上げるために、普段からつないでおいときますみたいな設備があって、そいつについては悪さしませんということの説明が要るのかなと思っていました。
1:00:07	一方ここはもう完全に別で、離して置いておくので、そういった意味では悪影響としてはないのかなと思って、こんな表現をさせてもらいました。
1:00:16	藤規制庁カミデです。はい、わかりました。
1:00:23	そうですね1.2S sは事象の起因として考えることだからその状態における波及影響ですと、
1:00:31	いうことをですね。
1:00:37	はい。日本原燃谷口です。そんなふうに思っておりました。
1:00:44	はい。規制庁鏡です。意図は理解できました。
1:00:53	そうですね。一応、別紙4-2まで、十時02。
1:00:59	こうして、私として気になったところは、以上です。
1:01:04	その他規制庁わからないか、別紙4-2なり他のところでも、何かありますでしょうか。
1:01:19	と規制庁カミデです特になければ、まず
1:01:23	1.2S sっていうことで充実を0の、そのパートについて振り返りを願います。
1:01:32	はい。日本原燃谷口です。今日お話をさせていただいた、その1. ニュースの内容をまず別紙1で
1:01:40	2ポツの姫路の話が本文中にないということでお話いただいています。これ教育委員会のところにきちんと展開をしていく必要があるのかなということですのでこれをきちんとご説明をするという内容を反映するのかなと思います。
1:01:54	実際に要求されている機能をですね、きちんと内容を丁寧にご説明すると、それを記載として展開をすると。
1:02:02	いうことかなというふうに思いました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:05	あとは
1:02:07	資料の中で言っている地震を要因とする重大事故に対処する設備等リストの中で④番と⑤番改修等復旧に当たる。
1:02:18	部分についても、きちんと要求される機能を整理をした上で、本文に展開すると、いうことが必要かなというふうに思っております。
1:02:27	あとその中でぽつぽつぽつでBが常設である市が過半であるということを確認にした上で、先ほどお話しいただいたその過半として、
1:02:37	要求されること、書くべきこと、李百田持たせるべき機能みたいなところ。
1:02:42	きちんと展開をして書くというところがございます。
1:02:47	あとはですね、その保管場所、可搬の保管場所の話についてもきちんとCポツの中で、想定される地震に対してきちんと機能を確保されるように、保管場所のことも、
1:02:58	ちゃんと考えて書くということを記載したいと思います。
1:03:04	あとは荷重農家の組み合わせのところを許可の添5からずらずらと書いているんですが、これ通常の耐震のところから、読み込みができる内容については呼び込みを記載をすると。
1:03:16	ということと、あと基本的方針緊急の記載今回係をさせていただいたんですが、納金という言葉と要因という言葉を使って、そのAポツとBポツ、きちんと
1:03:27	綺麗に表現書き分けた上で、以降のところは同じような表現でこのように何か読みかえを考えて記載をしたいというふうに思っています。
1:03:39	実際の耐震設計の中で
1:03:44	ばらつきの検討するところの表現がですね、もう、まさに神野さんにご指摘いただいた通りで、その4000前提になってるっていう頭が、ちゃんとそこを説明した上で、
1:03:55	4000でやるから、その判定基準2000にするっていうことの、
1:04:00	きちんとその前提条件の説明が必要だということですので、それをきちんと理解をした上で、内容を文章にするということかなというふうに思いました。
1:04:10	あと今回可搬設備の機能維持の話を記載はさせていただいたんですが、またちょっとその発電所から、持ってきたまんまの内容の記載になっているところがありますので、
1:04:21	先ほどの上流側の基本設計方針のCポツをきちんと整理をすると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:26	いうところから合わせて、まずは自分たちの 1.2 の設備としての説明ができるようになることで、それを踏まえて、普通の設備としての設備の
1:04:37	耐震をどういうふうに機能要求していくのかと。
1:04:40	いうことを資料として記載をしていくということかなというふうに思っています。
1:04:45	ちょうど本日いただいたところもう本当大きなところはその基本設計方針をまずきちんと綺麗に書くというところかなと思いますので、対応させていただきたいと思います。
1:04:54	これ午前中やらせていただいた通常の設備のご説明の資料、来週火曜日にお出しをさせていただくということにしましたので、それに合わせてこちらもしっかりとそれに
1:05:07	載せて、きちんと全体綺麗にしてお示しできるようにしたいなというふうに思います。
1:05:15	はい。規制庁、上出です。
1:05:17	今の、
1:05:19	振り返りに対して規制庁が何かありますか。
1:05:24	特になければ
1:05:27	次は一緒にやればよかったんですけど、十時 02 っていうのが、
1:05:31	あったんでこの資料だと思うんですけど、冒頭、簡単に説明がありましたけど、
1:05:39	事業者も、
1:05:41	大丈夫ですね、特に説明ないですよ。
1:05:45	日本原燃谷口です説明させていただいた通りで前回の資料の中から落とし込むものをこっちに落とし込んできたというそんなイメージでございます。
1:05:55	はい。
1:05:56	長カミデです。
1:05:59	特に先ほど話をした昨日の話だとか、あとは
1:06:04	4000 見せてこういう設計にするんだっていうところはちゃんと書いてもらわなきゃいけないので、
1:06:11	まずは基本方針を整理してもらった上でこの後この補足も、
1:06:17	形にしてもらおうということかと。
1:06:20	でます。
1:06:21	藤。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:22	それ以外、中身のところで何か規制庁は確認ありますか。
1:06:30	はい。規制庁浜崎です。
1:06:32	ちょっと中身のことで2点ほど、
1:06:37	指摘というか、コメントしたいんですがまず記載だけの話なんですけれども、
1:06:42	資料20、例えば21ページ。
1:06:45	出ますでしょうか。
1:06:49	耐震駅以外の壁、ああそうか、ごめんなさい、これだとわかんないですね
1:06:54	要は、耐震駅以外の壁ということで、支持機能、設備を設備を支持する耐震駅以外の壁等後、
1:07:04	アクセスルート等の泊のための
1:07:07	ためということで色分けがされているんです今このマスキング情報ではわからないんですけども、要はですね、
1:07:17	マスキングされてない、色分けの図面では、識別ができない。これ、前の資料ですと、確か、どちらかが緑になってたんで比較的わかりやすかったんですけども、
1:07:29	多分その背景か何かとかぶるということで色をまた変えられたと思うんですけども、実際この21ページの、なんか見てもですね、先ほど言った2種類の壁の仕分けがわからなくなっちゃってるんで、まず記載だけの話なんですけども。
1:07:45	両者区別できるような色は形が必要かなと思いますがいかがでしょうか。
1:07:52	はい。日本原燃谷口です大変失礼いたしました。
1:07:56	言い訳をします
1:07:59	画面で見ると結構違うなと思うんですが、今私も手元であるカミデ見ると一緒だなんて思いましたんで、すいませんちょっと工夫をさせていただきます。失礼しました。
1:08:11	はい。規制庁浜崎です。検討をお願いします。
1:08:14	あと2点目です。これ冒頭説明がありました45ページからですねこれまで前回のコメントしました支持機能についての、
1:08:25	今、基本的には橋の館野建屋側の
1:08:33	構造強度を満足すれば良いという形での、その補強の資料ということで45ページから47ページを、これ今回新たにつけてもらったという、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:46	付けられたというふうに認識してますけれども、
1:08:49	これ比較的新しい
1:08:53	情報なんですけれども、この 4647 ページの情報で、
1:09:00	何を言おうとしてるのが、
1:09:02	私はわかるんですけど、一般的にこれじゃわからないと思ってますんで、
1:09:08	それに対する考察というかコメントが 45 ページの下から二つのパラグラフはそうなんですけども、このパラボラの説明も、
1:09:17	結果が書かれてるだけですね、何をもって、
1:09:24	支持機能をこれで
1:09:28	また、構造強度を満足すれば問題ないという形にできるようなですね、この説明では、とても足りないというのが印象なんですけども。
1:09:39	ちょっとそこら辺、事業者としてももう少しこれ説明補強は、
1:09:43	今、例えば口頭でもできますでしょうか。
1:09:49	はい、日本例年タニグチです。ご説明した方のこの 46 ページ目でやっている試験のプロットがですね、2000 を過ぎたところ、流したの横軸でいきますと 2、
1:10:03	を超えたところなんですけど、ここですぐその支持力を失っているものではないですと。
1:10:09	というようなことで、お話をさせてもらいたかった内容です。
1:10:13	他社の試験の結果を見ると、結構低いところにもプロットがされているんですけども、この低いプロットの状態っていうのでいくと、隣の 47 ページ目ですかね。
1:10:25	試験をした時のその試験への加力パターンがありまして、その低いところに出てるようなやつで、あんまりその地震の時のその設備の状態を、反映をきちんとしたような、
1:10:40	試験でのその火力状態っていうんですかねその力を加え、引っ張り力を加えているような状態ではないので、確かにそういった力のかけ方をしたら、
1:10:50	どんどん、どんどん低下していくっていうのがあるんですけど、それであっても、すぐにその 2000 を超えたところで主力を失って、もう壁からボコボコと引き抜けていくみたいなことはないので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:01	設備としては、きちんと指示、ある程度の力では新城主事ができるので、そこに設備が止まっていて、重大事故への対処がそれでできるのではないかと考えていますと。
1:11:13	いうことをご説明したかった内容です。正直今私申し上げた内容、この45ページの下には、ほぼ何も書いていない状態ですんで、ちょっとここはもうちょっと考えて、
1:11:26	記載をさせていただければというふうに思いました。
1:11:29	はい。規制庁浜崎です。おっしゃる通りですね
1:11:33	まず例えば46ページの一番上の図にしても、S sレベルですと、今考えている範囲はこうであって、1.2S s
1:11:42	D、想定される。
1:11:44	或いは今、その基準として考えている、ひずみレベルでも、またその支持性能としては、ガクンと落ちるものではないっていう、
1:11:55	ことがですね実験的に確認されていると、再掲論の話も先ほど岩谷さんが言ったようなことで現実に即した実験結果ですと、
1:12:05	いう説明があればいいというふうに一つ思いますので、その考察の考察っていうかな、この実験、この
1:12:16	資料から入れることを、その元としての解釈をですね、変えてもらえるというのが1点です。
1:12:23	それともう1点ですね私これ、前回ゆ
1:12:29	たから言っていないかちょっと忘れてしまったんですけども、
1:12:36	耐震1.2S s 01のR5って今年の2月24日に、現在の方から提出されている資料があります。これ今、
1:12:49	共有ってか移すことができればですけど、
1:12:53	つせなければ、口頭で言いますけれども、
1:13:02	無理ダブリって言っていただければ、
1:13:06	元ナカハマですけどあれもちょっと移すのは難しいです。はいすいませんそうですねそしたら後からちょっと確認してもらいたいんですが、耐震的にS s 01のR5の、
1:13:18	これ最後の方にですね、
1:13:21	知識の支持性能に対する影響ということで、これは昔NUP E Cがやった、支持機能の試験結果を持ってきて説明が
1:13:33	支持機能が2000マイクロを超えてもですね、急激に落ちるものではないという説明があるんですけども、だからこういう別の試験に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:43	の結果も含めて、
1:13:46	さらに説明を補強ができるかなというふうに思ってるのと、
1:13:49	あと、この資料でいいところは、その壁、或いは床との支持に関して、 具体的に磯の例えばグローブボックス、
1:13:59	との接続の
1:14:02	指示の方、影響だとかですね、
1:14:06	そういった形で、要はこの施設の元の施設として、の 2000 マイクロを 超えても、こういう形で冗長性が確保できるとか冗長性を有している と。
1:14:18	いう考察がされています。
1:14:20	ですから、この、こういう情報をですね元に、今回、1.2 S s に対して も、C機能は構造強度を満足すればいい。
1:14:31	問題ないし、それが例えば 2000 マイクロを超えても、
1:14:37	すぐ
1:14:39	とは、赤井とかそのを損傷する相対するものではなくて冗長性を有する と、いうことが、事業者としての見解をまとめ、
1:14:49	述べられるというふうに、これ、この資料から理解できますのでです ね。
1:14:54	そういった意味で、この今回の
1:14:57	先ほど冒頭の資料の 45 ページのところですね、現状ある実験結果の考 察に加えて、
1:15:06	この現状のこの施設に適用を
1:15:12	念頭に置いての考察というか、考え方ですね、考え方を示してもらう。
1:15:19	よりわかりやすくなるかなと。
1:15:22	今今回 1.2 S s で、どうか、設計をしようとしているというところ がですね、わかりやすくなるというふうに考えまして、前回コメントし ましたのですね。
1:15:33	ちょっと今建屋側の方に関しては、4000 マイクロを超えても、急激な支 持力の低下がないだとかですねということはある程度、
1:15:42	補強がされてるんですけども、
1:15:46	設備の趣旨機能に関しては、ちょっと現状のものでは、情報というか、
1:15:52	説明不足というふうに思いますので、ちょっとこの補強、拡充というこ とを、
1:16:01	記載の拡充という形でですね、必要かというふうに考えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:06	ちょっとこのあたり、耐震の方ともですね、間連携して、
1:16:12	検討してもらいたいと思いますが、
1:16:14	事業者の方、よろしいですか。可能でしょうか。
1:16:20	はい。日本原燃谷口です。
1:16:22	ありがとうございます。私、以前、白田の記憶ですけど、してる試験の試験体の状況が、実際のうちの建屋と、
1:16:32	一緒なんですかってちゃんとその試験結果が適用できるんですかっていうことを書き加える必要があると思いますっていうコメントをいただいていた、そのことなのかなというふうに思いました。
1:16:45	確かにここに今きについて、どういう支持構造させるのかっていう、いうことが今記載していませんので、ですのでその試験に埋め込んでいた引っ張りの、
1:16:57	自分の物の構造と、
1:16:59	うちがつける設備の、その支持の構造が同じようなもんなんで、ちゃんとこの試験の結果としても適用できるんですよっていうなことが、補強できるのかなと思いましたが、ちょっとこれ
1:17:11	吉原さん富樫さんとか小橋さんとちょっとご相談をして、記載できるようにちょっと検討させていただきたいなというふうに思いました。ありがとうございます。
1:17:21	はい。引地箱崎です。
1:17:23	構造強度とともに、この支持機能の評価のベースとなるところで、検討の方、お願いします。
1:17:33	私からこの事業に関して以上になります。
1:17:39	規制庁カミデです他、規制庁側から、
1:17:43	十時 02 で、何かありますか。
1:17:50	特になければ、一応、振り返っていただいています。
1:17:58	はい。日本原燃谷口です。
1:18:00	まず前半部分は図の移動をきちんと見分けられるようにすると、いうことと、あともっと大きいのはその上流側で、
1:18:10	整理をされてくる、その機能維持の考え方と、あと実際この 1.2 としてどういう評価をするのかということ資料に書き込む必要があると思いますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:20	それは基本設計方針、あとその添付書類の記載の検討を展開した上で、必要な内容をきちんと補足すべき内容を、ちょっと補足するということにさせていただきたいと思います。
1:18:33	あと一番最後につけていた実際に支持性能の確認でこういったことを試験していますという考察の内容として、実際今ここに書いてあることがそもそもどういうことが言いたいのかという考察がないことに加えて、
1:18:48	実際の我々の設備への適用性がどうなんだと、いうことも説明している内容がございませんので、それをきちんと説明を加えるようにするというそういった対応になるかなというふうに考えております。
1:19:06	はい。規制庁深見です。
1:19:08	よろしいですかね。
1:19:11	それでは、次、
1:19:14	地震 0002 の、
1:19:17	1.2 S s 分ってということなので、
1:19:21	R 17 の資料でいうと、
1:19:24	別紙 4-19。
1:19:28	2021 辺りと思いますが、
1:19:31	中身としてはそんなに変わってないのかなと思いますけど、まとめて事業者から何か補足で説明することありますか。
1:19:46	梅田タニグチです。今回、こちらの資料については特に補足で説明する内容はございません。
1:19:54	はい。規制庁上出です。
1:19:57	では、まず 4 の 19 から確認というか、
1:20:03	4-19 については、1300 ページの
1:20:09	耐震計算の基本方針のところでは先ほどお話をした機能維持の考え方みたいなところは、結局ここにも波及してくるので、
1:20:20	きちんと、こちらでも、上流の整理を、
1:20:25	踏まえてちゃんと反映してくださいってということなんですけどそこは事業者としても理解されてますかね。
1:20:33	はい。日本原燃谷口です。こちらの 4 ポツ、
1:20:37	の文書の記載として反映が必要かなと思いますので、そこはきちんと展開をさせていただきたいと思います。
1:20:46	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:48	古味です。
1:20:50	あとですね、方針はそんなところで
1:20:55	計算書の方ですけど、別紙4-20から、
1:21:01	これも
1:21:04	1.2 S sの時の計算書等、
1:21:07	S sに対する経産省の比較表の形に、
1:21:12	していた
1:21:13	大体対応関係も見れるようになって、
1:21:17	いいのかなと。
1:21:19	だけど、
1:21:21	一応1件確認すると。
1:21:24	1323ページで、解析モデルの選定フローっていうのがあって、
1:21:33	B S Sではおなじだから省略として五つ。
1:21:37	このフローを使いますよっていうことが、ちゃんとその1.2 S sの方針側に書いてあるかっていうところなんですけど、そのあたり、
1:21:48	大丈夫ですかね。いかがですか。
1:21:52	日本原燃のオガセでございます。ここに該当するのがちょっとごめん、1.2の方針でどう書いてるかぱっとちょっと出てこなくてごめんなさいなんですけど評価にあたって視点系を適切に考慮するというような部分が該当するところですティービーのところでは少なくともそれが書いてるところ、
1:22:09	今野さん、この別紙4-2のちょっとすいません今確認いたしますので、少々お待ちください。
1:22:51	あと、規制庁カミデです。ちょっと時間がかかりそうなので、もう1点、スターです。
1:22:58	どう、
1:23:01	今度は別紙、
1:23:04	4の、
1:23:06	21か。
1:23:08	日程、
1:23:16	1460ページ、
1:23:21	辺りで、ここは、
1:23:29	D B側だと
1:23:32	許容限界の話が書いて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:36	あって、
1:23:38	1.2 S s は 1.2 S s でちゃんとそれを展開伸長力展開を、
1:23:44	記載しなきゃいけないんじゃないかと思うんですけど。
1:23:48	その辺りなんで、今、1.2 S s が空白なのかよくわかんなかったんですけど、説明できますか。
1:23:57	はい。日本原燃のオガセでございます。こちらにつきましては評価方針として、さっきご確認いただきました別紙 4-19 の方でその考え方が詳細に示されている、いわゆる
1:24:09	ごめんなさいページが戻るんですが 1301 ページなんかのところで、フローで許容限界の考え方をまとめているというところがございます。D の方では逆にこの基本方針でここまで許容限界を細かくちょっと出しているっていうわけではありませんので、重大事故のこの 1.2 節の評価ではこちらに基づいて、評価をするという、
1:24:29	これ、あくまでこの計算書の方で新たに何ていうんですかね表許容限界の考え方というのをまとめ直すということはしなかったというようにところでございます。さらに今回修正のところとして各評価のところに青字で書いてるんですけども、
1:24:43	最終的に重大事故対象にかかるところの機能の話に紐づけてですね、コンクリートが落ちないとかそういったところがないことを確認して重大事故対象に問題ないというところをきちんと書くようにいたしましたので、
1:24:55	そういうところを踏まえて全体的にきちんとそういうのが守られるような評価をやってそれを確認したというような計算書のつくりにしたというようなそういうような意図でちょっと作ったところがございます。以上です。
1:25:06	規制庁、上出です。
1:25:11	4-19 のフローで、
1:25:15	読めますということなんですけど。
1:25:17	フオートこの 1459 ページ。
1:25:22	60 ページのものが全く一緒っていうわけでもない、これはこれで先ほど言ったように、
1:25:31	どんな機能があって、それをどうやって満足するかっていうのがおっきいポイントですから、1.2 S s も同じように、ちゃんと表で整理をして、
1:25:41	計算書の中でわかるように、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:43	いう形で対応いただけますか。
1:25:47	はい。日本原燃のオガセでございますかしまりましたこれと同じような表当然の要件、機能の要件化がありましてそこからぶら下がる機能とそこで、それに紐づく許容限界っていうものがちゃんと整理することは当然できますので、
1:26:01	それをこういう表形式でちょっと横並びのDBのほうと取れるように、同じような表をつけてみたいと思います。よろしくお願いします。
1:26:09	藤規制庁カミデです。ちょっと、
1:26:13	不安なのが、要件から展開をするっていうことだったんですけど、
1:26:20	それはもう十時 0002 側でもう整理をすることになったので、基本的には 120002 で、
1:26:31	整理をした建物構築物の許容限界、要求機能とそれに対する許容限界に対してただ淡々と、
1:26:42	示して、評価結果を、
1:26:45	示すということ等だと思いますけど何か作業を考えられていますか、検討作業みたいな。
1:26:53	日本原燃のオガセでございます。ちょっとごめんなさいイメージといたしまして別紙 4-19 の方で整理していたところが、要件に基づいてそこから教育委員会をはじめはじき出していくっていうようなツアーはじき出すと、求めていくというようなそういうところで一旦で今そういう、
1:27:09	この場でちょっと使ってしまったんですけども今、上出さんおっしゃっていた通り牧野理事のところもきちんと定義されているところですのでそこを紐づくような形で、表の方を作るようにさせていただきますちょっとさっきの言い方がちょっとよろしくなかったです。
1:27:23	はい。規制庁、小峰です。今のところもちょっと引かかって、4-19 で、要件から整理をしてるっていうのは、
1:27:36	計算方法計算手法として、どういうモデルやるべきかとか、
1:27:44	どういう手法をとるべきかっていうところは、耐震計算側の話であって、そこは十時 0002 では、要件化の展開っていうのはそうではなく、そこまではやっていないから、
1:27:57	その部分においては 4-19 で展開してますっていうことだと思っていて、決して 4-19 で許容限界をまた展開してるっていう認識ではないんですけど、私の認識も間違ってますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:11	日本原燃のオガセでございますすみませんおっしゃる通りですこの4-19の方は今上出さんおっしゃったようにどっちかつうと手法とかそっちの方の話について整理しているものでしたのでちょっと協議会というのはすみません言い過ぎでございました。教育委員会というのは基本的に先ほどの機能維持の方の方針とか、そっちの書いてるものにぶら下がって整理されているもの。
1:28:31	ですので、そちらに従って作るのはすみません耐震計算書の方で整理するのが正解になるかと思えます。
1:28:38	はい。規制庁上出です。よろしくお願ひします。
1:28:43	あと先ほどの1323ページのフローの件でわかりました。
1:29:02	ありません。橋場。
1:29:03	星元オガセ氏、もう少々お待ちください。
1:29:06	藤規制庁カミデです多分すぐに見つからないっていうことは
1:29:12	もし書いてあってもすごいわかりにくい状態っていうことだと思えます。で、何が言いたいかっていうとページだけじゃなくて
1:29:21	省略してもらうことは全然構わないし、むしろ同じことを何回も繰り返すんじゃないくて、
1:29:27	シンプルにしてもらいたいということなんですけど、ちゃんとそのリンクが張られてるかどうかっていうのはいま1度、
1:29:36	全般的に精査をいただきたいと。
1:29:39	ということなので、ここに限らずですね、
1:29:43	事業者みずからチェックをして、手当をしてもらうということを、対応いただきたいんですけど大丈夫ですか。
1:29:51	日本原燃のオガセですかしこまりました各評価の今ですと多分地震応答解析の方針に該当するところがどこにあるかっていうところだと思うんですがそういったところの紐づけちゃんとすみません確認した上で、
1:30:02	今後、資料上はないし、御説明の方は対応させていただきます申し訳ありません。
1:30:08	はい。規制庁上出です。で、一応念のためお伝えしておきますけど、
1:30:15	例えば、1323ページでいうとフロー図の番号とかは、
1:30:23	S S側の計算書では書いてますけど
1:30:28	このずー番号を全部読まなきゃいけないかっていうと決してそういうわけでもないと思っていて、その辺は何だろう、大枠としてこの法人を持ってきますって書いておけば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:42	自明に読めるものもあれば特定しなきゃいけないものもあるっていうことで、その辺りは
1:30:51	あまりな、なんていうか
1:30:55	難しく考えすぎずに、ちゃんと説明ができるようになっていうことでまた読んでわかるようになっていうことなので、その辺りはきちんと対応いただければと思います。よろしいですか。
1:31:07	日本原燃のオガセちょっとすみません杓子定規に作り過ぎたところがあったので、すみませんデービーの方、計算書と呼ぶときにですけれどもきちんと画面として読めるのであればあまり細かくは書かずに何ですかね大事なところはちゃんと概念を拾ってきてますよっていうところだと思いますのでそこを観点で、
1:31:25	できた適正化の方図らせていただきたいと思います。
1:31:29	はい。規制庁深見です。よろしく願い。
1:31:33	私の方からは地震レベル2、
1:31:39	別紙4-19以降については以上ですけど、規制庁側から何かありますか。
1:31:50	特にないですかね。そうすると、
1:31:56	あれですかね、一緒に耐震、1.2 S s - N1 やっちゃった方がいいですか。
1:32:05	減免としてはいいですか。
1:32:08	日本原燃の富樫です。
1:32:11	一緒にやっていただいた方が、
1:32:12	次やっていただくような形でお願いします。
1:32:16	はい。
1:32:16	深見です。では合わせて、第一次的に S s - N1 の
1:32:22	話ですけど、事業所からは何か説明あります。
1:32:28	日本原燃のオガセでございます一応修正の大方針だけ表紙に書いているところでございますけれども、基本的に評価の考え方のところなるべく丁寧にちょっと書き直すようにさせていただきました。
1:32:41	あとさっきすみません経産省のところでちょっと言いそびれたんですけどもザ耐震駅以外の壁のところの許容限界につきまして前回のご指摘いただいたところでは完全に鉄筋の伸びの破断のところっていうような影響限界設定していたんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:55	他の耐震駅とかと同じようなディメンジョンでというような形で変形するのにかかる場所の指標を使うことにいたしました。結果としまして 2000 マイクロ、耐震駅なりの許容限界に相当する 2000 マイクロ
1:33:08	時に相当する、鉄筋の伸び量というのを出してあげまして、それを壁ごとに出してあげたものを許容限界として出し直したというのが今回の資料として大きく変えたところになってございます趣旨のご説明については、以上でございます。
1:33:23	はい。
1:33:24	規制庁カミデそれではこの資料について確認があれば、
1:33:28	ます。
1:33:33	はい。規制庁浜崎です。まず、今、古閑さんの方から話があった件ですけども、
1:33:41	お願いします。
1:33:46	資料ですと 25 ページだと思いますが、今緒方さんも口頭で言われたんですけど、これだと許容限界ですね要はその
1:33:57	せん断ひずみ、2000 マイクロ相当の軸ひずみですよ、鉄筋の。
1:34:04	等今評価をしてますというところだと思うんですけども、
1:34:09	具体的にもう少しどういうやり方をしてというような記載が、これだけですとわからないんで、
1:34:19	記載の充実は、してもらいたいと思いますけれども、可能でしょうか。
1:34:26	日本原燃のオガセでございますすいません先ほどの資料ですいませんちょっと御説明こちらからすればよかったかもしれないんですが、さっきは地震 0002 の 1478 ページ。
1:34:39	つまりは、結論言うと協議会についてはこちらの耐震計算書の方でその説明を述べさせていただいているところでございます。1478 ページの一番下の 8 行ぐらい追加したところがございます。青字で、こちらに記載をさせていただいているところでございました。
1:34:55	例えば何かこれよりも何かしら
1:34:58	こういう観点でとかいう記載が必要だというのがあれば補足への反映は必要だと思ってございますが何かしらご意見いただけますと幸いです。 はい。規制庁箱崎です。て、採用する話だとかその考え方が 1478 ページには書いてありますので、
1:35:15	それをこの耐震 1.2 S s 01 にも、25 ページ前後にですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:22	と書いた方がいいのではないですかというコメントなんですけども。
1:35:27	日本原燃のオガセでございます大変失礼いたしました記載する必要があるかと思っておりますのでちょっと説明のなんですかねこの補足説明資料の中での一環で説明がちゃんと通るような形で今のハバサキさんおっしゃいましたように、教育委員会の話こちらの補足説明資料の方にも、
1:35:42	計算書で書いたような内容というところをきちんと反映させていただきたいと思っておりますよろしくお願いします。
1:35:47	はい。規制庁浜崎です。記載の充実の方をお願いします。
1:35:52	それからちょっと資料でございます。すいません。規制庁上出です。今の説明のあった許容限界の話で地震 0002 の、
1:36:02	1478 ページですけど、
1:36:06	要はさっき十字 0002 で許容限、機能維持とか、許容限界の話をしたことと、
1:36:16	何かそこで言っている話と、この 1478 ページの関係がちょっとよくわかんなくなっちゃったんですけど、ええと、
1:36:29	これはどういうことになるんですかね十時 0002 わあ、ええ。
1:36:38	昨日うちの方針から、
1:36:42	話をし展開しているところであり、1478 はどっちかっていうとさっき言った 4000 円を見据えた、
1:36:52	中で、こういう設計をするっていう中での評価結果になってるから、許容限界になってますから、何か同率でもないんだけど、
1:37:04	パツとって何かこのままだと気持ち悪いなという感じがしますそのあたりどう考えますか。
1:37:13	日本原燃のオガセでございます今のお話はちょっとごめんなさい失礼としてなんですけど、C4 の 19 ですかね、のところのフロー図のところがまず頭に。
1:37:26	あるんだと思うんです。別紙地震 0002 の 1301 ページにあるようなフロー図のところ、ザ、耐震駅以外の壁の
1:37:36	話を書かれているところでございますけれども、これで耐震駅以外の壁に対するところっていうのは耐震以外の壁に発生する応力に対して、確認をするというふうなところ、青枠の下のところ書いているところですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:50	この評価のところをやってるといのは計算書に書いているところでございますただ、あくまでその前段階のところ、上の方の永石加来の話でございますけれども矢羽根の三つ目ですね。
1:38:01	耐震駅以外の壁床スラブにつきましては基本的には建物の変形に拘束されますので2000枚くらいであれば、その大規模なコンクリートの剥落とか設備の設定なんか、
1:38:13	脱落に至るような損傷とならないということでこれでもってまず要件を満足するということについては、クリアできているというふうに考えてございます。その下半分下の方の実際の応力評価と損傷状態状態の確認といのは、あくまでその上の、さっき判断した要件を満たすということについて定量的な観点での裏付けをするというような感じ
1:38:33	だと思っておりますので、そういう意味では上流の方で、機能とかそういったところを満たすかどうかという確認はあくまで上の名が資格で終わっていて、耐震計算書ではその確認をしているというところ。
1:38:46	を書いているその時に使う指標としましてさっきの2000マイクロ神野鉄筋の軸ひずみを使うというような位置付けになりますので、今の神谷さんも思ってらっしゃったと思うんですけども、一番ちょっとこの鉄筋を
1:38:58	伸びでやるよといのは一番下がるような情報だというふうに考えているといのはこちらの作成の意図でございます。
1:39:07	規制庁カミデです。実態として
1:39:11	ちょっと並びが違うっていうのはわかりつつ、その上流の基本設計方針との関係っていうのを、
1:39:19	ちゃんと
1:39:21	示してもらおう必要があるなと思っておりますので、
1:39:25	同じ扱いであれば、簡単で、充実、0002でいうと62ページの許容限界、
1:39:34	があって、
1:39:36	60になり、63ページですかね、63ページなのかな、建物構築物で、要は終局耐力時の変形に云々と。
1:39:46	十分な要員を有しということでこの展開でやってるんですけどっていうんであれば、特段説明も要らないと思うんです。で、今はそうではないんだという話で、これも話をしましたけど、
1:40:02	宗教公民性ってどういう設計をするんだというところもう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:07	十時 002 の中にちゃんと書いてもらうってことです。そこからの展開で、この補助益とかはやってるんですよっていうことがわかるようにですね。
1:40:18	基本方針、
1:40:21	まずはしねえ。
1:40:24	別紙 4 の 19D わかるようにするとともに、フローもつけるのであればそのフローも、
1:40:33	フローでもわかる方がいいのかな、まずあの文章できちんと説明をした上で、シミズのフローを示すのであればそれがフローでもわかるよと。
1:40:44	いうふうに対応いただかないと、
1:40:47	全体としての流れが見えなくなっちゃうというところなんですけど、こちらの懸念は伝わりますか。
1:40:55	日本原燃のオガセでございます。ご懸念は伝わっております。ちょっとすみません、足りないということであれば、なんですけども 1300、どこ、300 ページですね。十分 0002 の
1:41:09	要はフローの前のページだったんですけども、そちらの下のところですね、今私が申し上げたところのお話はちょっと書かせていただいているところでした。まさに今回下線で直させていただいたところだったんですけども、
1:41:23	っていうところの段落ですね、2000 マイクロにとどまっている場合は各部位は要件を満たすというようになっております。んでこの際という段落の真ん中からなんですけれども、
1:41:35	この際今今回耐震計算書にも書いている耐震駅以外の壁と床スラブについては、この考え方の成立性をより確実なものとする観点から定量的な確認をやるというように書いていますので、一応この絵を
1:41:49	何だろう、から落ちてきた後の、すごく違うな、この別紙 4-19 という耐震計算の中ではこういう方針で、サブの解析をやりますよというところを訴えているのかなというふうに考えてございます。
1:42:00	今その前におっしゃっていた上流の方針側のところから、この前段で決めている 2000 マイクロだったら基本的にいけてますっていうようなところの説明の繋ぎはちょっと今よくないなという感じがしますのでそこはちょっと方針側のところと、
1:42:15	相談して、ちゃんと繋がるように書かせていただきたいと思います。と思っております。すうといった対応を考えております。
1:42:21	はい。規制庁深見です。わかりました。1300 ページのところですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:28	今、耐震、耐震でオリジナルの解釈でやったような感じですけど、ちゃんと充実の前に書いてもらうことになったので、そこでそこで使ってる言葉をちゃんと使ってですね。
1:42:41	それで、耐震ではこういう評価をしますというふうにちょっと流れを作ってもらおう。
1:42:47	ますので、どうぞよろしくをお願いします。
1:42:50	刀禰オガセです。かしこまりました言葉の上流で使っているものとのそろえ含めて、再検討させていただきます。
1:42:59	規制庁深見です。私の方から以上です。
1:43:04	規制庁のハバサキです。今のことに関連して、
1:43:10	1.2 S s - N1 の資料 2829 ページですね、ここも許容限界の説明が一番最下行にあって、数値も出てるんですけども、
1:43:23	出てるのと出てない表があるんですけども、
1:43:27	こここれ見ると、許容限界 4000 マイクロありきで、さらに 2000 マイクロを下回る結果になりましたみたいな位置付けになってるんですね。要は、
1:43:37	あまりこういうのが独り歩きすると、許容限界も 4000 円っていうのはもう、
1:43:43	何ていうんすかねもう、
1:43:44	この 1.2 S s では当たり前の世界になってしまうのは非常に問題かなというふうに思ってますので、先ほど参事の方から耐震計算書の、
1:43:56	許容限界の 1.2 と S s、耐震計算書等ですね、比較表も書くようにという指摘があったと思うんですけども、この許容限界の
1:44:08	扱い、表記のについてはですね、
1:44:12	慎重にちょっと丁寧に表記の方をしてもらいたいというふうに思います。よろしいでしょうか。
1:44:19	日本原燃のオガセでございますかしこまりましたまあの方針側での記載も含めてのお話になると思うんですがそちら踏まえて、きちんと直させていただきますハバサキさんのご認識されている通りだと思っておりますけども 2000 は、評価基準値というふうに今やっているところで、原則として評価基準年としてやっているところでもありますのでそこがあまり

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:39	すみません 4000 が許容限界としてっていうところがあまり耐震上の何ですか、ノーマルな話にならないようなそういうふうに見えないような対応というふうにさせていただきたいと思います。以上です。
1:44:50	はい。規制庁浜崎です。検討お願いします。あと最後なんですけれども、資料戻って 11 ページ 12 ページ。
1:44:59	これ前回指摘しました床スラブへの受信機、度圧の影響ですね。
1:45:08	それに対する見解が書いてあるんですけども、これ、
1:45:14	文章を読むだけですと、実際、次、動圧の影響ってというのは、
1:45:22	床の設計地震力というか荷重に対してですね、面内せん断に与える
1:45:28	地震。
1:45:30	自動圧或いは常時動圧の影響ってというのは小さいっていうことは、これなんか定量的にも抑えられているんでしょうか。
1:45:42	日本原燃のオガセでございます。影響がないという観点でいきますと、今書いている内容として結局今回床面、床が大きくひび割れるような、応力のモードとして面内せん断力というようなところに着目して評価しているんですが、
1:45:57	床がつまりせん断変形としてネジられるようなところの変形を起こすという場合というのは、粗度圧としましては、やはり平面方向に変動圧といますか、そういうようなところがかかってくる場合にはこういった床の面内せん断に対して
1:46:12	動圧による影響が出てくるというふうな形だということかものだと思ってございます。ですので燃料加工建屋の構造上いわゆるバランスがいいとか変な局所的に部材が違うとかそういうようなものはありませんので、
1:46:25	距離のある動圧がかかることはありませんので、そういう意味では、或いは大きさがどうあれ、面内せん断力にかかる影響というのは燃料加工建屋については影響はないだろうというようなところではちょっとロジックの方を展開しているところでございました。
1:46:40	以上です。規制庁浜崎ですけども、これ、床の設計するとき、
1:46:46	せん断分配体積
1:46:48	床面の
1:46:52	荷重といますか応力に対して設計すると思うんですけども、
1:46:56	そのせん断分配解析のときに、地震力、
1:46:59	以外に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:00	導通も考慮するというふうに思ってますけれども、まず、そういうやり方は間違いないです。ないですか。
1:47:29	五味土橋でございます。
1:47:31	すいません
1:47:33	ちょっと今私の今、
1:47:36	言う認識です等当然ムラカミ効果とか見据えてる時に関してはその地震力の中2、ある意味側面からの入力っていったところでの地震力自体の反省力みたいのが入ってるという認識でおるんですけども、
1:47:52	ここ床の設計の問題意識の実数で地震力ながらかけていくっていう認識があるんですけどそれにさらに、
1:48:00	側面の動圧っていったところを床スラブ用の検討で少しかけてるっていう今認識が少なかったんですけども、
1:48:08	規制庁ハバサキです。それは設計のやり方によるかもしれませんが、
1:48:17	床の設計をする上で、地震力とドアツ、
1:48:22	分けているならば、例えば地震力とドーナツの大きさ、大小関係から、
1:48:27	断層の影響は小さいっていうのはわかるんですけども、
1:48:31	今ここに書いてある文章ですと、平面的な偏りがないからドウツウの影響はないとかいう説明は、ちょっと違う。
1:48:40	話というふうに思いますので、ちょっと今、床の設計をどういうやり方をして、実際、
1:48:48	バスの影響ってどうアップってのは、常時経つと、診察の影響っていうのは、床の設計上無視できると、いうことを、
1:48:56	がいえるんならばそういう説明をしてもらいたいと思います。
1:49:00	よろしいでしょうか。
1:49:03	はい。
1:49:04	はい。ちょっと市町村それぞれの設計のところを少し確認したいというふうに思っております。
1:49:12	基本的に面外からの動圧の時のもんっていうのは壁の検討とかでは少し面外の検討といったところではあると思うんですが、そういった時ってこうスラグの地点っていうのはP T Cみたいな形の構造で、遅くてみたいな形の方で考慮するのかなっていう認識で、今、
1:49:29	いるんですけども、軸力みたいなもの流布
1:49:33	するというような、熊木さんのイメージ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:37	どうですかね。
1:49:38	していた浜崎です。そのやり方にもよるんですけども出る時もやるんですけども、
1:49:43	さっきも言ったそのせん断分配解析をして、その結果に基づいて、床を設計するときに、
1:49:50	分配解析に考慮する荷重として、
1:49:53	地震力、それと度圧、その大小関係で、無視する、或いは内しないっていうことは判断できるというふうに思いますので、
1:50:03	やり方も含めて、検討といいますか、確認をしてもらってあったという趣旨です。
1:50:10	はい。見通しでございます。今一度その部分ちょっと確認したいと思えます。
1:50:17	規制庁浜崎です私の方からこの資料に関しては以上になります。
1:50:25	規制庁若原他ありますか。
1:50:34	特になければ、それでは
1:50:38	受振 002、あと 1.2 S s 0 ですか、に対して、事業者から振り返りを願います。
1:50:49	はい、H
1:50:52	あ、はい、地震 000 につきましては別紙 4-19 のところでございますけれども、ここは上流側との言葉合わせでございますとか金融理事からの紐付けという観点でのちょっと記載の追加が必要だというふうに認識してございますのでそちら対応いたします。
1:51:08	経産省の方につきましてはまずの呼び込みとかそういったところの適正化に関するところについてきちんと適正化のほうをさせていただきます。
1:51:18	最後一定の S s のところにつきましては先ほどいただきました同斜荷重のところの話のほか先ほどの経産省側のものとは同じですけれども、機能維持とかの考え方からの上流からの流れを踏まえて、
1:51:30	例えば、教育委員会の考え方をきちんとこの補足説明資料の方にも書くとか、そういったような対応の方をさせていただきたいと思っております。主なところとしては以上の対応を考えてございます。以上です。
1:51:42	はい。規制庁、上出です。
1:51:46	上流との対応っていう意味だと最初のころよりは大分図られてはきたんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:54	間詰めの段階ですからより一層注意化とは連携をいただいて、
1:52:02	きちんとその網繋がりなり流れがわかるようにということでよろしくお 願いします。
1:52:10	他、規制庁側から何かありますか。
1:52:15	特になければ、
1:52:18	残りも少しなんですが一応、
1:52:20	2時間ほど経ってますので、ちょっと一旦休憩を入れようと思います。
1:52:29	35分再開で行ってよろしいですか。
1:52:34	はい。日本原燃中浜です。35分再開強化いたしました。よろしくお願 いします。
1:52:41	はい、規制庁カミデそれではあのさ、
1:52:46	ここ。
0:00:00	はい、今回しました。
0:00:03	江藤規制庁カミデそれでは引き続きヒアリングを進めます。
0:00:08	次の資料は1番0002ですかね。
0:00:16	本店何か、事業者から補足で説明があればお願いします。
0:00:21	はい。日本原燃中浜でございます。
0:00:24	ですね。
0:00:26	基盤00-02津波00202のご説明に差し当たりですね、参加者の追加を ちょっとご報告させていただきたいと思います。
0:00:37	追加の3ヶ所でございますけれども、
0:00:40	これ、
0:00:41	金。
0:00:42	村上。
0:00:45	ミヤモト。
0:00:46	カシワザキ。
0:00:48	クドウ。
0:00:49	ムラタ。
0:00:51	それだけ以上が追加参加メンバーとなります。
0:00:55	それでは一番の00-02から説明させていただきます。
0:01:01	日本原燃の工藤です。
0:01:03	本資料につきましては、7月8日に提出した、地盤0002のR7に対しま して、7月19日に実施した。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:13	地震 0002、耐震のヒアリングでいただいたコメントのうち、地盤に関するものに対して反映して修正したものになってございます。
0:01:22	主にコメントをいただいて修正したものにつきましては、C2と別紙4-2というふうになってございます。別紙の修正内容については、笠間の方からご説明いたします。
0:01:35	日本原燃の笠間です。別紙2、通しページの15ページになります。前回のヒアリングで、
0:01:43	第2回申請と第1回進出第3回申請を、
0:01:46	第1回申請と同一と書いてまして、衛藤から燃料加工建屋内に設置する設備が、その地盤に設置されているため、2回でも、2番の基本、
0:01:57	基本設計方針を示して添付書類を記載するというご説明をして、江藤のルールを確認するというので、
0:02:05	ちょっとルール確認したところ、
0:02:07	この別紙2の申請対象設備欄は開始やはりその申請対象設備がわかるように記載すべきということだったので、ちょっと今回、15ページで第2回申請のところの申請対象設備欄について、
0:02:21	燃料加工建屋、括弧
0:02:24	で案内設置設備ということで建屋内設置設備が申請対象で、地盤の設計方針を説明するという形で、ちょっと修正させていただきました。
0:02:33	前回との設計方針添付書類の申請の、
0:02:38	考えというのは変わってませんが、申請対象設備の明確化の修正をさせていただきます。以上です。あと別支援クドウから説明します。
0:02:46	続きまして何限目クドウです。別紙4-2のうち、まず、いただいたコメントの回答となりますけれども、67ページ、
0:02:57	こちらのMMRの物性値における減衰率、
0:03:02	期待というところでございますけれども、ちょっとジャックに記載の減衰定数と同じようなものとして扱ってございまして、
0:03:10	前上地MMRについては、尺におけるコンクリートのSE定数5%を適用していると、というようなことでございます。
0:03:18	次にP68ページ。
0:03:23	ございますけれども、
0:03:25	設計用地下水の記載でございますけれども、地下水の設計は、基礎スラブ上端レベル以下としてございますけれども、基本的な設定としては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:35	地下水排水設備による排水を考慮しまして、基礎スラブ上端レベルに設定するというので、まあいいかという記載を削除して、直してございます。
0:03:44	最後になりますけども、73 ページ。
0:03:48	73 ページの耐震設計の基本方針に、地盤モデルの設定に関する記載がないというご指摘がありましたので、こちらについてはですねきちんと記載をしてですね、
0:04:00	添付の支持性能に係る基本方針の構成もですね整理して、修正を加えているというようなところでございます。収税内容は以上でございます。
0:04:13	はい。規制庁、カミデです。それでは確認に入ればと思いますけど。
0:04:20	私としては、
0:04:23	ちょっと別紙のところで確認したいなというところがあるんですが、
0:04:28	規制庁側で、別紙 1 について何かありますか。
0:04:36	特になければ、今ほど説明のあった別紙 2 のところで、
0:04:42	15 ページのところの第 2 回の
0:04:49	申請対象設備を、
0:04:54	追加したっていう説明でしたっけ。
0:04:59	ちょっとお願いしますはいそうです。
0:05:02	はい。規制庁。
0:05:06	その時に、
0:05:10	第 3 回、第 4 回は 2 回と同一ってなってるんですけど、これって、
0:05:18	どういう意味なんですか。
0:05:20	人間カサモです。第 1 回申請が、燃料加工建屋を申請最小設備として地盤を説明していて、第 2 回申請から、
0:05:31	燃料加工建屋内の、
0:05:33	堤内設置設備を、承認地盤を説明していくので、
0:05:38	第 3 回第 4 回を 2 回と同一というふうに記載しました。
0:05:45	藤規制庁カミデです。申請対象設備、
0:05:51	自体はそれぞれ違うんだけど、
0:05:55	建屋内に入ってる、燃料加工建屋の中に入ってますということは一緒だから、
0:06:01	同一ってして、
0:06:04	はいすいませんちょっと地盤なんでちょっとそういった記載で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:07	当申請対象設備をすべて書き出すわけではなく、させていただきました。
0:06:14	あと、規制庁紙ですと、
0:06:17	まず、
0:06:19	勤怠ってどうなりましたっけ。
0:06:23	金大河氏申請対象になってる機器の設計方針が、
0:06:46	次のカサモですみません、18ページのところに、
0:06:51	今回申請で、
0:06:53	勤怠と看護が出てくる。
0:06:56	対象の金関大杉がありまして、そこで、
0:07:00	燃料加工建屋内の、
0:07:02	建屋内設置設備等、
0:07:04	緊対というふうに、申請対象設備がわかるようにして記載してます。
0:07:17	規制庁、上出です。
0:07:21	18ページの第4回でいうと、
0:07:27	燃料加工建屋時、
0:07:32	はい。
0:07:33	とりあえず状況はわかりました。
0:07:36	で、
0:07:39	この整理は、この間ヒアリングした共通05っていう共通の資料があるじゃないですか。
0:07:48	そこで、
0:07:52	各申請書における適合性対象説明条文の表みたいのがあって、
0:07:59	第何回というか、大南グループの移行申請では、地盤が、関係しますか しませんかみたいな話を、
0:08:09	記載してもらってますけど、
0:08:13	そこだ、そことの対応とかって今見てますか。
0:08:20	日本原燃加茂です。
0:08:23	私にとらモリノ座ってる者が対応してるんですけど、ちょっと、
0:08:29	並行して作業していて、そのマルつけところの整理が合ってるかちょっと私今確認できてませんので、ちょっとか。
0:08:37	今電話で確認しますちょっとお待ちください。別のやつから進めてもらっていいですか。
0:08:44	はい。規制庁、営です。わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:50	とは言っても私の方から地盤で確認することはもうあまりなくて、他は規制庁が、すいません、規制庁コサクですちょっと地盤というわけでもないんですけど、
0:09:01	これまでのヒアリングの中で少し、
0:09:04	前話してたところとの関係がよくわからない設備がいくつかあって、ちょうど今勤怠っていう話があった上に第一位、
0:09:13	軽油塗装とかが書いてあって
0:09:17	直接話したいのは第1保管校。
0:09:20	というか貯水槽なんですけど、
0:09:25	前話したときにS Aとしての機能を、
0:09:31	分類としては、関連するDBの機能がー
0:09:38	Cクラスなのでとかっていう話をしてて、
0:09:42	いやこれ外部ループでSクラスなんじゃないのっていう話をした。
0:09:47	後の対応って聞いてないんですけど、どうなってます。
0:09:57	表現のカサモです。衛藤。
0:10:00	医長菅顧問。
0:10:03	耐震クラスの対応ってことです。すいません。ちょっと今、
0:10:08	長橋野。
0:10:10	認識がなくて、
0:10:13	今、イシハラもいなくなったんでちょっと確認させてください。
0:10:17	すいません、補足です松坂イシハラさんが席を外されたというのは、
0:10:23	すみません、
0:10:27	あれなんです瀬川さんもあれですよ。
0:10:31	最初リーの方が強い、
0:10:34	コロナで在宅だしというところで、
0:10:39	連絡がつきにくいんだと思うんですけど、
0:10:42	そこの扱いによって大分
0:10:45	話が、
0:10:47	売れるところもあると思うので、できれば、今日のうちに状況を、何らかお聞かせいただければなと思いますのでよろしくお願いします。
0:10:56	宮野笠間です。今から確認して、ちょっと津波の通りも回答させていただきます。
0:11:04	はい。よろしくお願いします。
0:11:09	規制庁上出です。あと特になかった後に思い出したんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:15	時間っていう意味で、先ほどまで話をしていた1.2 S sの方で、
0:11:24	評価としては、極限支持力ゾーンに対して確か確認はしていたと思うんですけど、
0:11:31	基本方針かで地盤工しますみたいのってあんまり書いてなかったような気がするんですけど、何か。
0:11:38	認識されてる方いますか。
0:12:00	上下力サモです。ちょっとちょっとお待ちください。
0:12:16	規制庁カミデちょっと休憩が大分減ってきてしまったような感じがしますので、
0:12:24	他、一番、
0:12:26	地盤としての、
0:12:28	クリーン事項。
0:12:29	みたいなものが、しゃべり方いたら撤回します。
0:12:33	ちょっとといったあれですけど規制庁ハバサキですけども、
0:12:38	先ほど口頭で説明があった67ページ。
0:12:45	減衰率の話が、用語の使い方なんですけども、
0:12:49	これは事案に減衰率という表記があったから、ここでも減衰率にしたんでしょうか。
0:12:59	辨野クドウです。こっちは組み合わせがですね、減衰定数という記載になってございますけれども、
0:13:07	許可の段階からですね、減衰率というような記載にしてございますので、ちょっと同じ意味を成すものとして、元整理というふうに書かせていただいております。市長浜崎です。やっぱ、
0:13:19	との連続性ということで、現実にしたということで理解しましたが、
0:13:27	はい、規制庁コサクです。それであれば、契約に基づき設定だと言葉が足りなくて、
0:13:33	契約の減衰定数に基づき設定とか、注釈でもうちょっと書くとか、何か考えた方がいいんじゃないですか。
0:13:40	2点目です。今小阪さんおっしゃった通りに、少しちょっと境界の記載から変わってしまうんですけどそこはちょっと、次が基づく減衰定数に基づき設定という記載に改めさせていただきます。
0:13:55	はい。規制庁浜崎です正確な記載の方ですねしてもらえればという。説明をしてもらえばというふうに思います。
0:14:03	ちょっと私からは以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:13	はい。規制庁カミデです。他ありますか。
0:14:19	となければ幾つか事業者玉を持ってますけど、何か返せるものありますか。
0:14:34	店長、カミデです。日本原燃聞こえてますか。
0:14:38	はい。日本原燃です。もう少々お待ちください申し訳ございません。
0:14:44	はい。さ規制庁の岸野です。まだ時間があるということで1点だけ教えてください。前回のヒアリングで備考欄にですねもう、
0:14:54	今回の申請建屋について、どういう場合に有効量解析をやるとかいう説明はちょっとへんちくりんな説明があったように思っていて、一応それがなくなったようなんですけど、どのような形で修正をされたのかっていうのちょっと修正箇所も含めて教えていただいでよろしいでしょうか。
0:15:25	このようになってすいませんもう一度記者さん質問していただいでよろしいかちょっと周りがちよっとうるさくてですねちょっと聞こえなかったもんですから。はい。規制庁西野です。
0:15:36	前回のヒアリングで、各表の備考欄にですね、僕今回の燃料加工建屋のその液状化の検討方針について、ちょっとおかしな記載があったと記憶しています。
0:15:50	それはおそらくなくなったんだと思うんですけども、どの箇所だったかも含めてどのように修正されたのかご説明いただいでよろしいでしょうか。すいません理解しました日本のミヤモトです。明日ですね、別紙の2で修正したものをちょっと出させていただいくんですけど。
0:16:08	4の方から、4-5で出してたちと基本方針の4の方で出さしていただいくんですけど、基本的に何か敷地内で、
0:16:20	もう、私、
0:16:25	液状化を、非液状化は、実施しないんだけど、
0:16:32	開き液状化は後日、
0:16:38	どう、どこへ直したかな。瀬戸三代です。はい。すいませんちょっと質問するタイミングが不適切だったのかもしれませんが。明日の説明範囲の中でしたっけ。
0:16:48	私が勘違いしたちょっと修正したものをですね出してますんで、このヒアリングで扱うということですね。はい、わかりました。はい、じゃあ、その際に確認させていただきました。すいません。はい。ありがとうございます。
0:17:10	はい。規制庁、カミデです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:14	事業者の方、助教いかがですか。
0:17:26	規制庁カミデです。日本では聞こえてますか。
0:17:29	はい。日本年齢です。阿部さんの声が主、若干小さくて聞こえづらいんですけども申し訳ございません。もう一度お願いいたします。はい。規制庁上出です。
0:17:42	回答の準備状況いかがでしょう。
0:17:46	取り上げの加茂です。一番の支持力度に、
0:17:51	水稻、
0:17:52	元常務、基本設計方針、
0:17:56	32 ページから、
0:17:58	32 ページ。
0:18:00	衛藤。
0:18:01	うん。
0:18:02	本文では記載なく、
0:18:05	別紙 4-1。
0:18:07	別紙 4-2 での、
0:18:10	白クドウっていう
0:18:12	記載がない状態で今計算書に、
0:18:18	耐震設計の基本方針、
0:18:20	34 ページですね。
0:18:23	規制庁カミデすみません、今、何の資料の話をしてますか。で、質問も幾つかあったんですけど、どの話ですか。
0:18:33	副原子力クドウ
0:18:36	について、
0:18:37	江藤中設計方針をどこで読むのかっていう質問があったと思ってました日本原燃カサモです。規制庁カミデです。確認したのは、1.2 S s 数においてどうなんだっていうことなんですけど、認識合ってます。
0:18:52	すみません人間カサモです。認識が合ってませんでした。
0:19:01	うんトガシでございます。1.2 側なんですけども今、記載としてありますのが別紙 4-2 といったところで、先ほど 5-1-1 の
0:19:11	4-4 といったところの、地震起因する重大事故に対する施設の耐震設計といったところで、今日ご議論のあった部分の 103 ページでございますけども、
0:19:22	こちらの方の (7) 番、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:24	のところに、今、地盤として、接着に対する重要な姿勢の有する地盤に設置すると、というような記載の方を、
0:19:36	さしていただいております。
0:19:39	あと、規制庁カミデです。資料名と、ページ番号もう一度を教えてください。
0:19:49	資料といたしましては
0:19:52	十時 0002 の別紙 4-2。
0:19:58	こちらの方の 5-1-1-4-4 の資料の、
0:20:05	303 ページですね。
0:20:11	の (7) 、こちらの方に今、1.2 倍の地震力が作用した場合においても接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置するというような記載もさせていただいております。
0:20:23	はい。
0:20:26	規制庁カミデずまずわかりました。はい。
0:20:31	ありがとうございます。
0:20:35	その他、
0:20:37	耐震クラス、耐震クラスというか、
0:20:41	貯水所の重要度分類、施設区分かな。
0:20:46	の話とか、あと何でしたっけ。
0:20:52	日本原電カサモです。
0:20:54	衛藤疏水城野。
0:20:56	耐震クラスの話は今ちょっと石原からの連絡を待ってますと私が答え、あともう一つの、
0:21:02	別紙 2 で、
0:21:03	地盤を、
0:21:05	議会申請参加申請 4、4 回申請。
0:21:08	建屋の設置設備で対象にしてるっていう検討を I I シリーズにつけてる。
0:21:13	革新性開示の
0:21:15	一番の、
0:21:16	丸付けが今、2 回申請。
0:21:20	移行地盤全部バーにしまして、この別紙とろ
0:21:26	を通知図につけてる適合の考え方がちょっとそこがありました。
0:21:31	今、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:32	共通につけてる地盤の適合の考え方を2回以降も対象というふうに直すことで調整しようと考えてるんですけど。
0:21:43	それで私はおかしくないと思ってるんですけど。
0:21:46	亀田さんの
0:21:48	お考えをお聞かせいただければと思います。
0:21:50	藤規制庁カミデです
0:21:54	他の条文と同じように丸を付けるっていうのもちょっと違うのかなと思ってまして、
0:22:02	ほか、これ、こういう悩みってあれですか、地盤だけですか。
0:22:09	津波も若干ありそうだけど何か津波わあ、今別紙5の表では、いなくなってる、
0:22:19	なんか地盤は、全く関係ないんだけど、かといってその時に、地盤の
0:22:25	計算書が出てくるわけでもなくと。
0:22:29	というような状態なんですけど、そういうステータスのものって他ないんですかね。
0:22:39	日本原燃の谷口です対応分ですいません。まずさっきご説明した共通05ついている、各申請回次で、どういったものを入れるんですかっていうところ。
0:22:50	確かにその地盤のところ今全部バーに入ってます。これ横並びにするというよりは、見返さ部会のところには、この表でいうところで三角って結構3月で変更なしなんですけど、
0:23:03	総務局っていう記号がつくと思います。そこで出てくる設備たちが指示される分は、燃料加工建屋の下の地盤なんで、第1回で説明してるものと同じですっていうので、変更なしがつくと思います。
0:23:16	最後の第4回のところだけは共用設備で、今度別の建物に置くよっていうのが出てくるので、ここが変更ありっていうことで、丸が作っている、そういう表に、
0:23:29	うつ05の方が変わるのかなと思いました。他にこれで、
0:23:34	の影響影響というかこういう同じようなことしないと。
0:23:38	いけないのがあるかという、もうぱっと見えたら隣の地震なんですけど自身はもう申請設備があるんで、全部もう申請していきますねっていうので下階し、
0:23:48	丸があるので、
0:23:51	それ以外のところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:53	そういう違いがあるやつって、
0:23:56	規制庁コサクですけど、外部衝撃とかじゃないですか。
0:24:01	愛称解消ちょっとお待ちくださいね。
0:24:07	外傷外傷は、1個で新規になるやつについては、まとめて御説明がというので、2回も3回も4回も1更新機能。
0:24:18	そのものは0で、向こうの方はもうすでに第1回で説明してるんというので、今、表でいくとバーが今入っています。
0:24:28	この場も今のお話してる中で僕が今思うと、三角が正しいのかなと思いましたが、そんなところかなと思いました。
0:24:36	はい、規制庁コサク出そうだと思うのでそちらも展開を、
0:24:40	同じようにしないといけないのかなと。
0:24:43	いうところですかね。そうですねはいわかりました。他の条文も同じような考え方で説明をやってるやつは終わってるからバーではなくて終わってるから変更なしなんで、
0:24:53	山岳ですって、そういう整理が、
0:24:57	いるのかなと思いました。
0:24:59	はい、規制庁コサクですそうだと思いますちょっと悩ましいのが、火災 溢水有井について、
0:25:08	個別の溢水なんかはしそうかなと思うんですけど火災は
0:25:14	方針で語っていて、
0:25:16	あとは評価は最後でっていうところで自分自身は点々っていうのはあり そうな気はしつつ、
0:25:25	でも逆に、溢水工場で、
0:25:28	と言いつつ、いつあれかなっていうのは被水対策なり何なり、自分でや ってれば回るでしょうし、
0:25:35	そういう個別の対応は特にないものは三角かもしれないなど。
0:25:39	いうところだったり火災の方も、ハイカー材料を使ってますみたいなこ とで入ってますっていうものは0なのかもしれないけど、
0:25:51	そういうのがなければ参加かもしれないというところでちょっと考えを もうちょっと整理をして説明いただけるといいかなっていう感じです ね。
0:26:01	はいわかりました日本インター隣接の火災の方はですね、全部に丸が入 ってます。これ多分ですけど、たまたま全開時で、いろんな設備違う設 備が出てくるから、多分、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:13	三角悩まないで、遅れてるんだと思いますんでちょっとそういったおんなじ考え方で、記号統一できるようにちょっとここを考え方整理して、改めて表を綺麗にさせていただければと思いました。
0:26:30	はい。規制庁細木ですよろしくをお願いします。
0:26:34	規制庁カミデですちょっと私の共通 05 の表の見方が違うのかもしれないですけど、三角って変更なしなんですけど、これって、
0:26:44	既認可から変更がないから特段説明が不要ですということじゃなく、
0:26:50	ことじゃないのかなと思ったんですけど、そうではないんですかね
0:26:55	第 1 回で説明済み。
0:26:57	でそれに包含されるようなものを三角。
0:27:04	はい。日本原燃谷口です。こちら、
0:27:08	叔父整理してたときは、
0:27:11	そういったことではなくて、
0:27:13	その委員会からに対して変更があるかないかを整理するものでなのでこの表第一グループっていうのが、縦軸にいないんですよ。なんでそこからの変更が、
0:27:24	あるかなしか、そもそも説明する回答があるかないかっていう、そういう整理をしてたように、よくしてます。
0:27:33	はい。規制庁上出です。わかりましたそれであれば三角ニッチ番については三角が増えるんだなど。
0:27:42	ということがわかりました。
0:27:45	で、ちょっと派生して聞いて申し訳ないんですけど。
0:27:48	第 6 条の、
0:27:51	あの時耐震ですけど、
0:27:53	第 4 グループの日光変更がバーになっていて、
0:27:58	これはあれですよ他のところを見ると、粉末缶だとか、貯蔵容器とかあってあるんで、
0:28:08	固定してないものだから、耐震で見るものじゃなくてっていう、そういうことでバーになって、
0:28:14	どうですかね。
0:28:21	日本原燃谷口です。
0:28:24	これ、
0:28:26	どういう。
0:28:27	イトウなのかな。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:30	私ぱっと見て思ったのは、これ
0:28:33	2項で申請をするんですけど、市登録が最初李さんの
0:28:39	設備になりますんで、
0:28:41	私てっきりそういう意味なのかなってちょっと思っちゃったんです。
0:28:45	なんでちょっとこれは、
0:28:47	確認をさせてください。
0:28:50	はい、どうぞ。規制庁小峯です。粉末缶は何かそんなような整理だった 気がしますけど、貯蔵容器もそうでしたっけ。あとあの、
0:29:01	まあちょっとしゃべっていただいて整理してもらえればと思う。
0:29:05	春日。
0:29:06	それとあと、
0:29:09	そうであれば要は耐震と関係ないんであれば多分五条も、そこは三角じ ゃなくてバーになることなの場になるのかなと思いましたので、
0:29:20	整理をいただいて、
0:29:22	また、
0:29:24	きちんと反映していただければと思います。
0:29:29	やはり日本原燃谷藤さんありがとうございますちょっと確認をさせてく ださいって改めて整理をして、ご説明できるようにしたいと思います。
0:29:38	はい。
0:29:41	そうですね。よろしくをお願いします。
0:29:45	あとさっきの、
0:29:46	耐震施設区分の件、貯水槽の件っていう、
0:29:51	何か連絡つけましたか。
0:29:54	これですけど、日本原燃の藤野ですけども、耐震、耐貯水槽とこの耐震 設計ですけども、この間の地下水排水設備のヒアリングの中で出たコメ ントですね、指摘事項を踏まえまして、
0:30:07	Sクラスとしてですね耐震設計見直して今対応していく方向で調整に入 っています。
0:30:17	規制庁コサクです。わかりましたそこらへんはいつぐらいに、
0:30:21	説明をいただく感じになります。
0:30:23	ちょっと最初にもメンバーかけたりするので別途ちょっと調整さしても らいますけどそのあたりは少し話した中では説明としてはできるんです が資料に反映したりというところをちょっと調整して、
0:30:37	また事務局経由でも連絡させていただきたいと思います。すいません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:42	はい。規制庁コサクです。全般的には、
0:30:46	今週ヒアリングしたものの対応で、1日2日に資料提示をしますというふうに言われてたんですけど、その中に入ってくると思っていいですかね。
0:30:59	その中に入れるように調整したいと思います。
0:31:02	はい、規制庁コサクですよろしく申し上げます。
0:31:09	規制庁、上出です。
0:31:12	そういう方向で、
0:31:15	作業してもらってという。
0:31:17	一方で明日もうその話が少しするのかなと思ったんですけど、
0:31:24	再処理におい案と明日話ができればと思いますが最初においては、
0:31:32	安全冷却水系の代替でしょみたいな話になれば手数相当とか常設耐震重要重大事故等対処設備というせ整理なのかもしれないですけども、普通は、
0:31:45	じゃあどうなんだっていうと、最初に整理を受けて合わせますってそんな感じになるんですかね、今答えられますか。
0:31:56	日本原燃谷口です。社内で整理をしていた時に、
0:32:01	考えていたのは、それぞれの施設で、その設備に対する要求が異なっていて、
0:32:08	税所さんはそんなことで事故のときに使わないといけないんでということですぐになろうかと思えます。一方で今のMOXでは想定している事項の中で貯水槽を使うシナリオっていうのが出てこないと、
0:32:22	いうふうなことでするので、整理としては、
0:32:24	うちは設備としてCだっていうことを言うんじゃないかなと思っていました。
0:32:33	藤規制庁コサクです。すみません。確かにそうだなと思いつつんですけど。
0:32:39	保管庫としてはどうなります。
0:32:43	はい谷口です保管庫のですね、対応としては、S、CクラスだからそのDBとして要求されてるのが、CクラスなんでCですとか、ただし、
0:32:54	それは当然、重大事故のときに、今発揮できないといけないんで、
0:32:59	1.2S sって、そんなことになるんじゃないかなって思いました。すみません規制庁コサクです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:05	DがCなのでっていうそもそもDBって何ですかっていうところなんですけど。
0:33:12	保管庫に奥野って何っていうところなんですけど、
0:33:18	何ですかね、SA対象。
0:33:22	優等ええか。
0:33:27	閉じ込め機能の喪失っていうことなので閉じ込め機能ってCでしたっけみたいになっちゃうんですけど。
0:33:41	はい。日本原燃の谷口です
0:33:47	DBとして想定している事項。
0:33:52	うん。
0:33:54	あれが何かしてくれるかっていうと、何も機能ないんだと思うんですよ。いや、すいません。はい。
0:34:01	コサクですけどタニグチちょっと考えが違って、
0:34:04	SA対策がDBのときにどう機能するか。
0:34:10	ということでクラス分類をするのではなくて、
0:34:13	DBの機能が総合したときに、
0:34:16	それを代替するように清設備があるというときの、そのもとの機能喪失を想定するものの重要度分類に合わせますよということなんですよ。
0:34:27	大枠でいうと、MOXのSA対策っていうのは、閉じ込める機能の喪失に対する対策なので閉じ込める機能が、重要度分類でどうなってますかっていうのが大枠なんです。
0:34:43	ただ、閉じ込める機能っていうのは、いろんなものあって、それについてそれぞれどう考えますかっていう整理が必要ということだと思うんですけど。
0:34:53	その中でSAの保管庫に入れるものって何ですかということの話をしていただく。
0:35:02	ていうことなんですよね。
0:35:04	ちょっと細かなところ全部言うのもあれなので、まず今の話からすると保管庫に何入れるん。
0:35:11	ボックスとしては何が入るっていうことなんです。
0:35:16	日本原燃谷口です。
0:35:19	聞いていたのは、
0:35:22	非常用の
0:35:24	電源になる設備、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:26	だと聞いてたんですけど、多分、閉じ込めっていうのでいくと、
0:35:31	これなんか、
0:35:32	別に、
0:35:33	必要なんじゃないかって今聞いてて思っていました。
0:35:38	ちょっと何が生きるか、おっしゃられてるように、
0:35:42	の機能を、
0:35:43	そういうやつなんかっていう、ちょっと頭で整理をしています。すいません、発電の中間で、そもそものDBの事故なんか対応するのかなって。
0:35:53	いうちょっとそっちの整理で入っちゃってましたんで、ちょっとそこはすみません、確認をしておきます。明日のちょうど地震000にありますんで、ちょっとその中でお話させてもらえたらいいかなって思いました。
0:36:06	はい、規制庁コサクですよろしくお願ひします特に
0:36:10	実用炉の場合は機能喪失との対応関係結構明確なんですけど、
0:36:16	MOXの場合は、そもそもの閉じ込める機能っていうのも曖昧ですし、対策もいろいろと直接の機能のバックアップというよりは、手を変え品を変え、
0:36:29	対応しているので直接っていうのがなかなか難しいものもあってですね、その時にどういうふうに適用していくんだっていうことになるかと思ってます。
0:36:39	直接の
0:36:42	本当の直接的だとDB設備ないんですけどみたいなものがあるので、そこも含めて明日議論ができればと思います。よろしくお願ひします。
0:36:51	はい、梅谷です。ありがとうございます。ちょっと社内で整理をさせてください。ありがとうございました。
0:36:59	規制庁、上出です。
0:37:03	一応これで一通りですかね。岡地盤関係で規制庁学会ありますか。
0:37:11	となければ、いささか地盤からは微出したところもありましたけど振り返りをお願ひします。
0:37:20	辨野工藤です。地盤0002ですけども、修正としましては、別紙2号を申請対象設備をちょっとこちらの整理結果、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:30	反映して修正したいと思っております。また別紙4の減衰率につきましては、JACの減衰定数に基づいてっていうところで、音響整理、記載するというふうなところでございます。以上です。
0:37:46	藤規制庁カミデです
0:37:49	別紙2っていうのを、別紙2を綺麗にというよりはそこと、ちゃんと共通05との関係をちゃんとして、共通0本ちゃんと作ってくださいねと。
0:38:00	ということです。藤ほか先ほどお話をしていた貯水槽のところですか、は明日また話をしてもらおうと。
0:38:13	というところですかね。はい。よろしくお願いします。
0:38:19	はいすいません全体的な整理申し上げた遅れてすみませんでした。今おっしゃっていただいたように共通の05の資料の整理と、あと浅野町水槽とあとはMOXで考えるその貯水槽の考え方をきちんと整理をして、明日議論できるように準備したいと思います。
0:38:38	はい。規制庁、神です。
0:38:40	それでは、最後ですかね、津波の0002ですけど、これもあまりないと思いますけど何か説明はありますか。
0:38:53	はい。日本原燃村上でございます。津波の00-02につきましては前回6月24日にある4のお話をご確認いただいて、概ねまとまったものと考えておりますので、
0:39:04	今回ですね資料をちょっと最終的に取りまとめに向けて、記載を再精査していく中でですね技術基準規則における要求との繋がりが、
0:39:13	もうより明確になるように非常に細かい部分の記載の適正化或いは充実を行ったものでございます大きなところは変わってございません。以上です。
0:39:27	はい。規制庁カミデそれでは規制庁は何か確認がありますか。
0:39:39	と規制庁カミデすみません、私が今、
0:39:43	資料をちゃんと開けてないんですけど、少々お待ちください。
0:39:55	規制庁上出です。確認したかったのがその30条側との切り分けがちゃんと本文で見えてますかっていうところなんで、
0:40:06	けど、
0:40:09	今、6ページを見る限り、
0:40:13	何かあんまりどっかに飛ばしてる感じがしないんですが、
0:40:22	これはどうなってますか、というか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:28	設置場所、
0:40:30	あれですね、30条でっていう整理に、
0:40:34	したんですね、今日の話で。
0:40:38	日本原燃の村田でございます。
0:40:42	長田清野寛の話は今日午前のヒアリングのところでもちょっと議論があったところかと思うんですけども、実態といたしましては津波の分岐を設計方針のところ、
0:40:54	可搬型につきまして保管場所については、要はこういう高い位置に置くということを宣言していると。で、シミズの据付けの話に関しましては、許可の時には、添付書類5の欄です。
0:41:07	とかですね今、中垣っていうところで許可の添5で記載をしたところなんですけども、こちらについては30条の方の記載の方に飛ばすということで、
0:41:19	9ページの別紙1の②ですね、
0:41:23	S Aダイエット7月3番荘司結びつく話について、30条に飛ばすことで、ちょっと津波の条文側には記載をしないということで、書かせていただいているというのが援助になります。以上です。
0:41:38	規制庁、上出です。
0:41:41	状況はわかりましたけど、
0:41:45	28条としては、S A設備全体に対して、
0:41:50	要求がかかってるっていうことなので、
0:41:57	本文上でもですね、
0:42:00	この他設置ですかね、過半を設置する場所については、30条で説明しますというリンクを貼っておいていただければ一応全体見れるかなと思いますけど、よろしいですか。
0:42:15	日本原燃の室田でございます承知いたしました。当間他の条文のところにこういう内容飛ばしますという記載とか条文のところでも、書きぶりで記載してるものもあると思いますので、ちょっとそういった書きぶりも参考にしながらですねちょっと、
0:42:29	可搬型の主事の末次の話についてはピンポンで、そっちで読めますということが明確となるように、記載をちょっと検討させていただきたいと思います。以上です。
0:42:41	はい。規制庁カミデです。で、
0:42:44	あとですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:47	冒頭、安全機能を有する施設と重大事故と対象施設はってということで、これ全体変えてもらって、
0:42:57	ただ、これから防護する施設は耐震重要施設、
0:43:03	及び、
0:43:05	重大事故等対処施設にしますと、
0:43:09	というのがこれ許可から整理で防護対象。
0:43:16	示している。
0:43:18	ということなので、
0:43:20	これでいうと全体から言うと、安全機能を有する施設のうち耐震重要施設以外の、
0:43:27	施設に対してどうなんだっていうのが、見えなくなってるような気がしますけどそれって何か手当してるんですけど。
0:43:39	日本原燃の村田でございます実態としては特に今、設工認の基本設計方針或いは添付書類上で、手当できている状態にはなってないと。
0:43:51	ここ耐震重要施設Ⅱに許可の段階から限ってるところにつきましては、今回この解説っていう、右側に
0:44:00	6 ページの絵と青字のところ等々の解説っていうところで、事業規模、許可基準規則等の
0:44:07	補足説明ということで、ボックスの許可規則、解釈ですと 0 の規則解釈を参照しております、その辺りも踏まえて、津波評価上、
0:44:18	重要性和 S クラスに属する施設用のものを、十分高い位置に設置するということで、許可段階から最終施設としておりましたので、ちょっと現状としてはそれをそのまま記載として踏襲してるっていうものになります。
0:44:40	と規制庁カミデです。
0:44:42	設計基準対象施設の安全機能を損なわないよう、
0:44:47	S クラスに属する施設をっていうのが、
0:44:53	これがあれですか発電所の 3、
0:44:56	ものを参考にしってということですか。
0:45:01	はい。日本原燃の室田でございます。発番防の規則解釈には別記 3 がございまして、再処理とかの別記 3 とかもホームに多様な
0:45:13	あれなんですけども、この設計基準対象施設の安全機能が損なわれないものでなければならぬっていうのを満たすためにこういうことを検討しなさいっていう中で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:22	当間Sクラスに属する施設を設置された敷地に基準津波による遡上は到達流入させないことと、炉規則ですね、その基準津波による遡上がってという書き方とか、
0:45:34	をしているので、一番今ちょっとこの箱書きのところに持ってきてるわけではないんですけども、趣旨としては同様なことで記載してるっていうことで、ちょっと今記載させていただいてます。
0:45:44	はい。規制庁カミデです。
0:45:48	その辺は
0:45:51	単純に解釈に書いてあるからこれでいいんだと言ってもなかなか納得しづらくて、実態上として、MOX施設の場合耐震重要施設を、
0:46:02	守れば、安全機能を有する施設全体が本当に大丈夫なよう、基礎、
0:46:08	に対して本当に大丈夫なのっていうところをちょっと説明いただきたいんですけど、どうですか。
0:46:18	日本原燃笠間です。
0:46:20	藤。
0:46:21	技術基準も、
0:46:23	7町の記載で、
0:46:26	安全性が損なわれる恐れがないものでなければならない。
0:46:32	その解釈として、安全性が損なわれないためには、
0:46:37	耐震重要施設、
0:46:39	津波から防護するっていう、
0:46:41	記載されてます。ここ、安全機能を
0:46:46	このように書いてしまうと、
0:46:48	そのすべての施設を、
0:46:50	もらわないと、安全機能が損なわれてしまうので、
0:46:55	隣、
0:46:57	使うところ、逆流高なんかも、
0:47:01	改正喪失感とかが津波によって壊れるっていうことが、
0:47:05	安全性は損なわれないんですけど安全機能が損なわれるっていうことになってしまいます。で、今、外部衝撃とか、もう、
0:47:13	安全性と自分の技術基準が書かれてるんですけど、現状の基本設計方針としては、安全機能を損なわれないっていうふうに日本原燃としては記載して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:23	防護対象施設として選んだもの以外は、修理等交換等に対応するという基本設計方針を記載させていただいてます。ただちょっと津波についてはこの海水放出管の
0:47:36	壊れた場合の、
0:47:38	その修理交換というのが、
0:47:40	難しいので、ちょっとここは安全性を損なわれないっていう技術基準通りの言葉で、
0:47:47	あと技術基準の解釈で盛るべき施設となっている耐震重要施設っていう形で、基本設計方針を変えたっていう。
0:47:56	のが、今の記載です。衛藤崎山さんがおっしゃった、それで守れない施設があるんじゃないのっていうのに関しましては、
0:48:05	やっぱ改正皇室間が、津波で絶対壊れないとは言えないんですけど、その逆流を考慮して、衛藤、
0:48:13	施設に影響ないようにするっていうのは秋葉から書いてまして今も基本設計方針に書いていると。
0:48:18	現状の説明になってしまいましたが、以上です。
0:48:23	藤規制庁カミデです。
0:48:26	今説明ありましたが、外部事象とおんなじ考え対応してもらえればいいんじゃないかと思ってましたが、
0:48:38	津波は外部事象と一緒にできないんだっていう整理が、
0:48:43	何とも理解しがたい。
0:48:46	そうです。修理交換ができないんだったら、外部事象だって、
0:48:53	絶対大丈夫っていう確認はしてないはずで、
0:48:56	防護対象以外のものは機能は喪失するんだけど大丈夫です。
0:49:02	その中に嘉陽大塚もあってっていうことで何か非常に矛盾を感じるんですけど、そうです。
0:49:12	連絡した方ですと、確かに真壁さんおっしゃる通り、
0:49:15	外部から部次長でも、喪失したことを確認してその機能が問題ないことを確認するっていうものもありますんで、津波でも、
0:49:24	同じ記載は、
0:49:26	あろうと考えましてちょっと検討します。
0:49:31	はい。規制庁上出です。同じことだと思えますし、
0:49:36	その状況においては

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:41	さすがに工程はもう動かせないでしょうけど、そういう話も外部事象ではフォローして、
0:49:48	思いますので、
0:49:50	同じような考え方で基本方針にどこまで書いて添付2どこまで書いてっていうのも、
0:49:55	外部事象を参考に整理ができると思いますので、そういった形で整理いただければと思いますが、
0:50:04	よろしいですかというか、持ち帰りますかっていう話ですけどどうですか。はい。二宮でございます。ご指摘を踏まえまして、ちょっと他の今耐震重要施設以外の、
0:50:17	安全機能を有する施設の範囲のところについて、
0:50:21	部分の映像会社とかそういったところの書きぶりとかも参考にしながらちょっと内容によってどれを本文で書くべきか、全部で書くべきかを整理して、ちょっと展開をさしていただきたいと思います。以上です。
0:50:34	はい。規制庁深見です。わかりました。よろしくお願いします。
0:50:40	津波について私の方からは以上です。
0:50:47	規制庁側から何かありますか。
0:50:55	と。
0:50:57	規制庁深見です。特になければ、津波も振り返りをお願いしてよろしいですか。
0:51:03	はい。野中でございます。津波につきましては、拠点というところで一つは可搬型の集中の据付けの話を、あと30条のところを読むっていうところを、
0:51:16	ちょっとこの分析方針上10日で明確にすると、あと2点につきましては、安全機能を有する施設の安全性を損なわないことの方針について、ちょっと他の情報の記載ぶり等も参考にしながら、
0:51:28	本文または添付に記載すべき事項を書くということで、江藤展開をさしていただきたいと思います。これも直した状態につきまして、特番のSA等本日ヒアリングがあった資料とかと同じタイミングで、
0:51:41	ちょっとリバイス版を提出させていただければと思います。以上です。
0:51:48	はい。規制庁上出です。よろしくお願いします。
0:51:52	あ、すいません規制庁コサクです。今の話っていうのは、再処理の方とも話をして整理されるっていう理解でいいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:03	上野村田でございます。それでちょっとMOX関係者しかちょっと今出てないのでちょっともうちょっとその辺りにつきましては、
0:52:13	最初に、津波については基本的に再処理MOXと横並びで展開をしてるものになりますので、ちょっと再処理への影響というところも、
0:52:23	見ながら、ちょっとどういった書きぶりがいいかっていうのを判断して、修正したいと思います。
0:52:29	はい。よろしくお祈いします特に話題が再処理場の施設を共用するものだったりするので、合わせていく必要がありつつ、ただ求める機能が微妙に違うような気がしますので、
0:52:43	連携を取りながら整理をして説明いただければと思いますよろしくお祈いします。
0:52:50	米田で承知いたしました。
0:52:56	はい。規制庁、カミデです。
0:52:59	他、えっと、
0:53:01	今日これで予定したものの最後ってことでいいですかね。
0:53:07	はい、日本連盟ナカハマです。はい。今日のアイテムはすべて終了だと思ってます。
0:53:13	はい。規制庁上出です。
0:53:15	全体通して何か、日本原燃他、
0:53:19	規制庁側からもありますか。
0:53:26	はい。日本原燃が特にございません。
0:53:30	藤規制庁カミデです。スケジュールについてはそれぞれ確認しましたがけど、特に基本方針に関わるような、00 だったり来週の
0:53:44	火曜日ですかね、2日をめどにということで一通りだったと思いますけどそういうことでよろしいですかね。
0:53:54	はい。表現のタニグチですそのように考えております。
0:53:58	はい。規制庁亀井です。わかりました。よろしくお祈いします。あと、また明日午前中にまた耐震00があつてあと
0:54:08	材料構造の話、先ほどちょっと話をした共通05との関係で少し話を聞きたいなと思つてまして在校も、
0:54:18	一応午前中の議題にと思つてましたが大丈夫ですよ。
0:54:23	日本原燃笠間です。はい、その情報をイシハラ聞いてまして今準備します。
0:54:29	はい。基本的に聞きたいのは共通05との関係で、それによ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:37	基づく申請対象設備、材料構造としての対処設備どうするんだという考え方を聞きたいってところです。ですのでそういったことをお話できればと思います。
0:54:49	他、特にないですかね。
0:54:54	はい、では、なければ終わりたいと思います。
0:54:58	どうもありがとうございました。お疲れ様です。
0:55:02	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。